

第11章 保健衛生計画

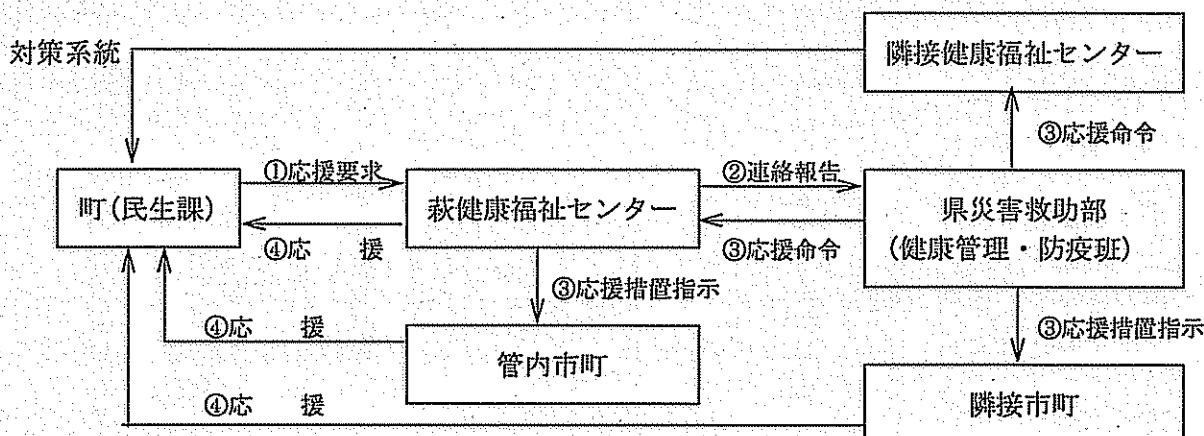
第1節 防疫及び食品衛生監視

災害時においては、断水、家屋の浸水等の発生に伴う感染症の発生、また停電や断水による冷凍機能の低下や飲料水の伝染等を原因とする食中毒の発生が危惧される。

このため、家屋内外の消毒の実施、感染症、食中毒発生防止のための予防措置及び応急対策を実施する。

第1項 防疫活動【町(民生課)・県】

災害時における防疫は、県の指示・命令に基づき町長が実施するものであるが、町のみによることは困難であることから、県及び他の市町と相互に緊密な連携をとりながら、防疫活動を実施する。



1 町の防疫措置

災害の種類、程度に応じた防疫活動として、飲料水の消毒、避難所及び被災家屋等の消毒、ねずみ族昆虫駆除等を行う。

(1) 防疫組織

災害救助保健対策部に検病調査係及び防疫係を設置する。

この場合、実情に応じ両係を単一の係(防疫検病調査係)として編成出来るものとする。検病調査係及び防疫係の編成は、次の基準とし、状況に応じて医師等を編入する等弾力的な係編制とする。

検病調査係	保健師2人(看護師でも可)
防 疫 係	作業員3人(事務職員等)

(2) 措置事項

ア 業務実施基準

検 病 調 査 係	① 災害状況により、被災地の検病調査を実施する。 ・滯水地域……週1回以上 ・避難所等……状況に応じた適切な回数
	② 被災地の全戸について細菌検査をし、その結果に基づき使用の禁止または許可をする。
	③ 一類及び二類感染症患者に対し入院の勧告をする。(同 山口県)
	④ 健康診断を実施する。
	⑤ 就業制限を実施する。(同 山口県)
	⑥ 災害の状況及び感染症発生状況により、種類、対象、期間を定めて予防接種を実施する。

防 疫 係	① 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を実施する。 ② 避難場所のトイレその他不潔場所の消毒を実施する。 ③ 井戸の消毒を実施する。 ④ 感染症患者の住居の消毒を実施する。 ⑤ ねずみ族、昆虫等の駆除について地域、期間を定めて実施する。 ⑥ 生活用水の停止期間中、生活用水の供給の指示を水道班に対して行う。 ⑦ 被災地域の清掃を実施する。 ⑧ 感染症予防の広報(ポスターの掲示・チラシの配布・広報車の活用により行う。)
-------------	--

イ 県からの指導

感染症予防法により、萩健康福祉センターから職員の派遣を受け、町が実施する防疫活動等の措置について指導を受ける。

ウ 応援要請

災害救助保健対策部長は、県から防疫班及び検病調査班の応援を受ける必要がある場合、萩健康福祉センターに対し応援要請を行う。

エ 県からの指示及び命令

(ア) 感染症予防法に基づく指示

- ・感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示(第27条第2項)
- ・ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示(第28条第2項)
- ・物件に係る措置に関する指示(第29条第2項)
- ・生活用水の供給の指示(第31条第2項)

(イ) 予防接種法に基づく指示

- ・臨時予防接種に関する命令(第6条)

(3) 記録の整備

災害による防疫活動を実施した場合は、関係書類を整備保管するものとする。

2 防疫体制及び防疫資機材の備蓄・調達

(1) 防疫及び保健衛生用資機材の備蓄及び調達計画をたてておくものとする。

(2) 資機材の保有状況の把握

災害救助保健対策部は、毎年、町の防疫用資機材等の保有状況を把握し、所要の資料を整理するものとする。

3 防疫薬剤の使用基準等

(1) 防疫薬剤の使用基準

種 別		単 位	使 用 薬 剂	使 用 量
一 般 防 疫	井戸等飲料水施設の消毒		1個当たり	クロール石灰(晒粉) 次亜塩素酸ナトリウム
	浸水家屋	床上浸水被害	1戸当たり	クレゾール
	便所等の 消 毒	床下浸水家屋	1戸当たり	クレゾール
		全浸水家屋	1戸当たり	生石灰
ね ず み 族	全浸水家屋		1戸当たり	ダイアジノン
	昆 虫 駆 除			殺虫剤

(2) 代替薬剤と使用目的

- ・クレゾール水(家屋、トイレ、手指の消毒)
- ・塩化ベンザルコニウム(家屋、トイレ、手指の消毒)
- ・生石灰(トイレ、溝の消毒)
- ・5%ダイアジノン乳剤(はえ、蚊、のみ、ごきぶりの駆除)
- ・オルソジクロールベンゾール剤(オルソジクロールベンゾール含有量50%以上・はえの幼虫の駆除)

第2項 食品衛生監視【県】

災害時には停電、断水等により、食品の保存性の低下、飲料水の汚染等を招くことから、飲食に起因する危害の発生が、被災直後から危惧される状況となる。このため、県は必要に応じて食品衛生監視班による監視指導を行い、食品の安全確保を図ることとなっている。

1 食品衛生監視班の編成

1班あたりの編成は2人とし、状況に応じて増員する。

2 食品衛生監視班の活動内容

食品衛生監視班は、萩健康福祉センターの指導のもとに、次の活動を行う。

- (1) 救護食品の製造、運搬、保管、喫食等における衛生管理指導及び検査
- (2) ライフライン被害のあった地区の食品関係営業施設の監視指導及び使用水の簡易検査
- (3) 繼続的に食料供給が必要な施設(特に老人ホーム、病院等)の食品衛生指導
- (4) その他必要と判断される食品衛生指導

第2節 遺体の処理計画

大規模災害では、多数の死者や行方不明者の発生が予想されるが、これらの者の対応について遅滞なく捜索、遺体処理、埋葬が段階ごとに的確かつ迅速に処理されることは、被災地における人心の安定を図るうえで重要であることから、実施について必要な事項を定める。

第1項 遺体の捜索【町(民生課)・県・警察・海上保安署】

遺体の捜索は、災害により死亡した者の遺体の所在等を明らかにしないまま放置することは人道上許されないこと、また被災後の人心の安定を図るうえからも必要であることから、実施するものである。

1 実施機関

(1) 町

遺体の捜索は、町において労務者の雇い上げ、日赤奉仕団の協力及び捜索に必要な機械器具等の借上げ等により実施するものとする。

(2) 県

町からの要請に基づき、遺体の捜索について関係機関との連絡調整に当たり捜索作業が円滑に実施出来るよう支援する。

(3) 警察

警備活動に付随し、町が行う遺体の捜索に協力する。

(4) 海上保安署

ア 行方不明の届出の受理、情報の入手に努め、行方不明者の調査を積極的に実施する。

イ 行方不明者については、巡視船艇または航空機を活用して捜索に当たる。

ウ 必要に応じて本部に応援を求め、捜索に当たる。

エ 町が行う遺体捜索に協力する。

2 行方不明者、死者の届出の受理

災害による死亡者あるいは、行方不明者等に係る遺族関係者からの遺体収容要請、届出等への対応についての町における受付窓口は、民生課とする。

3 捜索の対象

対象となる者は、行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

なおこの検索は、死亡者の居住地、住家の状況及び死亡の原因等に関係なく、その者なり災場所が対象となるものである。

4 遺体の検索期間

- (1) 救助法が適用された場合は、災害発生の日から10日以内とする。
- (2) 上記期間内の検索が困難と思われるときは、知事は厚生労働大臣に対し、期間延長(特別基準)の協議を行うものとする。

5 費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる費用の範囲は、次による。

- (1) 借上費または購入費
船艇その他検索のために必要な機械器具の借上費または購入費で直接検索作業に使用したものに限る
- (2) 修繕費
検索のために使用した機械器具の修繕費
- (3) 燃料費
機械器具の使用に必要なガソリン代・石油代、検索作業を行う場合の照明用灯油代等

第2項 遺体の処理【町(民生課)・県・警察・海上保安署・日赤山口県支部】

災害の際に死亡した者で、その遺族等が社会混乱期にあるため、遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処理、遺体の一時保存あるいは検査を行うことができない場合に、応急救助として、これらの処置を実施するものである。

1 遺体を発見した場合等の処置

- (1) 警察署、海上保安署、災害救助環境保健対策部へ連絡して、原則として発見した現場において検査を受ける。
- (2) 現場での検査対応が困難な場合、警察署、海上保安署、災害救助環境保健対策部の承諾を受けて遺体収容所へ搬送した後に検査を受ける。この場合犯罪に起因する疑いのある遺体については、警察官から引き渡しを受けるまで収容しない。
- (3) 遺体調書に遺体発見現場の状況を記録し、事後の対応に備える。
- (4) 身元引受人の発見に関して、警察や町内会等との協力方法を定めておく。また現場で遺体の身元が判明し遺族等と連絡がとれた場合、遺族と協議し、その場での引き渡しまたは収容所へ一旦運び込み引き渡す。

2 遺体処理の内容

- (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
遺体の識別のための処置として行う。
- (2) 遺体の一時保存
遺体の身元識別のために相当な時間を必要とし、または死亡者が多数のため短期間に埋葬が出来ない場合において、遺体を特定の場所(寺院、斎場等の施設、神社、仏閣、公共建物、公園、学校の敷地等)に遺体収容所を開設し、埋葬等の処置をするまで保存する。

ア 収容の対象

- (ア) 身元不明の遺体
- (イ) 遺体引受人(遺体を引き取り、埋火葬を行う遺族等)のない遺体
- (ウ) 住家倒壊その他の理由により自力で埋火葬ができない遺族等から遺体収容(処理、火葬)の要請があった遺体。

(3) 検案

- ア 遺体について検案を行い、必要に応じて医学的検査を行う。
- イ 検案は、警察官の検分にあわせて医師により行う。

3 遺体処理の方法

(1) 実施機関

ア 町

遺体の処理は、町が行う。

(ア) 遺体の引渡し

町は、警察、海上保安署から遺体の引渡しの連絡を受けたときは、直ちに職員等を現場に派遣し、遺体の引渡しを受ける。

(イ) 遺体の処理(遺体の洗浄、縫合、消毒等)

引渡しを受けた遺体は、遺体安置所において、必要に応じ洗浄、縫合、消毒など措置を行う。

(ウ) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元判別のために相当な時間を必要とし、または死亡者が多数のため短期間に埋火葬ができない場合においては、遺体を特定の場所(寺院、神社、公共建物、公園、学校の敷地等)に遺体安置所を開設し、一時的に保存する。遺体収容所として適当な既存建物がないときは、天幕、幕張り等の設備をする。

(エ) 警察、海上保安署による検視及び救護班等による検案を終えた遺体を、関係機関等の協力を得て遺体収容所(萩やすらぎ苑斎場)に輸送する。

- ・検視の済んでいない遺体は、警察署と連絡を取り、検視を受ける。

- ・検案の済んでいない遺体は、災害救助環境保健対策部と連絡を取り検案を受ける。

- ・遺族等から遺体引き受けの申し出があった場合、検視、検案完了後引き渡す。

(オ) 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。夏季など気温が高い季節には、遺体腐乱防止に十分注意を払う。

また遺体収容所等において埋火葬許可証を発行する。

イ 県

救助法が適用された災害の場合、遺体処理に必要な措置を行う。

(ア) 遺体収容所へ救護班を出動させ、遺体の検案及びこれに必要な措置(町が実施する業務)を行う。

このため、救護班の医療活動と検案との業務の仕訳等についてあらかじめ整理しておく。

(イ) 町の行う遺体輸送を含む全般的な事項について、町及び関係機関と必要な連絡調整を行う。

(ウ) 警察の協力を得て、行方不明者の捜索の相談に当たるとともに、身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。

ウ 日赤山口県支部

救助法が適用された災害の場合は、知事の委託に基づき救護班を派遣して、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(2) 遺体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。但しこの期間内に遺体の処理を打ち切ることが出来ないときは、知事が厚生労働大臣に対し、期間の延長(特別基準)を協議することとなる。

(3) 遺体の処理に関する費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる経費の範囲限度は、次による。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用

イ 遺体の一時保存のための費用

ウ 検案に要する費用

(ア) 通常の場合は、救護班により実施するので費用は支出しない。

(イ) 一般開業医によって行われた場合は、当該地域の慣行料金の額以内を実費弁償する。

(4) 救助法適用地域以外の遺体の処理

救助法適用地域の遺体が、救助法適用地以外の地域に漂着した場合の遺体については、法適用地が社会的混乱のため、遺体の引取ができない場合に限り、次により取扱う。

ア 遺体の身元が判明している場合

(ア) 県内の他の市町に漂着した場合

当該地の市町長は、知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。

(イ) 他府県に漂着した場合

漂着地の市町村において処理されるものとし、その費用については、救助法35条の規定により求償を受ける。

イ 遺体の身元が判明していない場合

(ア) 身元が判明しない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定出来る場合は上記アと同様に取扱うものとする。

(イ) 身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市町村長が、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の規定により処理するものとする。

第3項 埋葬【町(民生課)・県・警察】

災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱のため、資力の有無に関わらず埋葬を行うことが困難な場合、または死亡した者の遺族がない場合に、遺体の応急的な埋葬を実施するものである。

1 実施機関

(1) 遺体の埋葬等は、町が実施する。

(2) 県は、町が行う埋葬に係る全般的な事項について協力するとともに、関係機関との間に必要な連絡調整を行うこととしている。

2 埋葬の要件

(1) 埋葬の要件

ア 対象となる者は、災害時の混乱の際に死亡した者(災害の混乱の際に死亡した者であれば、直接災害により死亡した者に限らない。災害発生の日以前に死亡した者であつて、まだ葬祭が終わっていない者も含まれる。)

イ 災害のため次のような理由で、埋葬を行うことが困難な場合

(ア) 緊急避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であるとき

(イ) 墓地または火葬場が浸水・流出、破損し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき

(ウ) 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないとき

(エ) 埋葬すべき遺族がいないかまたは高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき

(2) 埋葬の方法

埋葬は、救助の実施機関(町長)が現物給付することを原則とし、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬または納骨の役務の提供をする。

埋葬は、原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡す。この場合、外国人、宗教等の違いにより火葬が必ずしも適当な処置とならないことに留意する必要がある。

ア 町は、遺体を火葬する場合は、「災害遺体埋葬送付票」を作成の上、指定された火葬場に付する。

イ 町は、遺骨及び遺留品の整理のため「遺骨及び遺留品処理票」を付し、所要の保管場所に一時保管する。

ウ 家族その他の者から遺骨及び遺留品の引取の希望があった場合は、「遺骨及び遺留品処理票」を整理の上引き渡す。

エ 大規模災害時には、多数の埋葬を必要とすることから、近隣市町等、関係者、業界等との間に応援協力体制を整えておく。

(3) 身元不明遺体の遺骨の取り扱い

ア 身元不明の遺体については、警察機関と連絡し調査に当たるとともに土葬とする。

イ 身元不明の遺体の取り扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年令、容貌、身体的特徴等を記録する。

ウ 事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬する。

エ 火葬に付した場合の身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに所定の場所に保管し、身元の判明に努めるが、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、所定の納骨堂等に移管する。警察は、町に協力して身元不明遺体の引取人を調査する。

(4) 埋葬の実施期間

救助法が適用された災害の場合は、災害発生の日から10日以内とする。但しこの期間内に埋葬を打ち切ることができないときは、知事が、厚生労働大臣に対し期間の延長(特別基準)を協議することとなる。

(5) 費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる経費の範囲、限度額は、次による。

ア 費用の範囲

(ア) 棺、骨つぼ及び火葬または土葬の価格は、その地方の通常の際の町価による実費とし埋葬の際の人夫賃及び輸送費についても下記の限度額に含まれる。

(イ) 埋葬の際の供花代、読経代、酒代等はこの経費の対象としない。

3 処理体制

- (1) 町は、平常作業及び臨時雇い上げ等により処理体制を確立するとともに、必要に応じ県を通じて近隣市町、他県からの人員及び資材の応援を得て実施する。このため、町はあらかじめ棺、骨つぼの調達が迅速に図られるよう、業者との連携体制を確保しておく。
- (2) 県は、町と連携した広域的な埋葬(火葬)の実施を行うほか、埋葬業者、その他の事業者との協力により、靈柩車、ドライアイス、柩、骨つぼ等の確保についての情報提供、調整を行うこととしている。

第3節 清掃計画

大規模災害では、建物倒壊、落下物、火災等による廃棄物が多量に発生し応急対策、住民の日常生活等に著しい障害を及ぼす恐れがある。また下水道施設の被害によるし尿処理も困難になることが想定される。

このため、ゴミ処理、し尿処理、障害物の除去に必要な事項について定める。

第1項 ゴミ処理計画【町(民生課・施設課)・県】

1 実施機関

(1) 町

被災地域の清掃は、町長(民生課)が実施する。

(2) 県

ア 萩健康福祉センターは、町の清掃対策に関する技術援助を行うこととしている。

イ 県内各健康福祉センター相互間、市町相互間及び関係団体の応援調整、指示を行うとともに、あらかじめ協議の上市町相互間の補完体制を整えておくものとする。

ウ 他県の応援を必要とする場合に備え、所要の体制を整備するものとする。

2 ゴミ排出量の推定

災害発生時に処理するゴミは、災害により排出されるものと一般生活により発生するものとがある。そのうち、災害による発生分として排出されるゴミは、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋等の焼け残り部材、建築物の破損、窓ガラス類及び屋外公告等の破損落下物が考えられる。

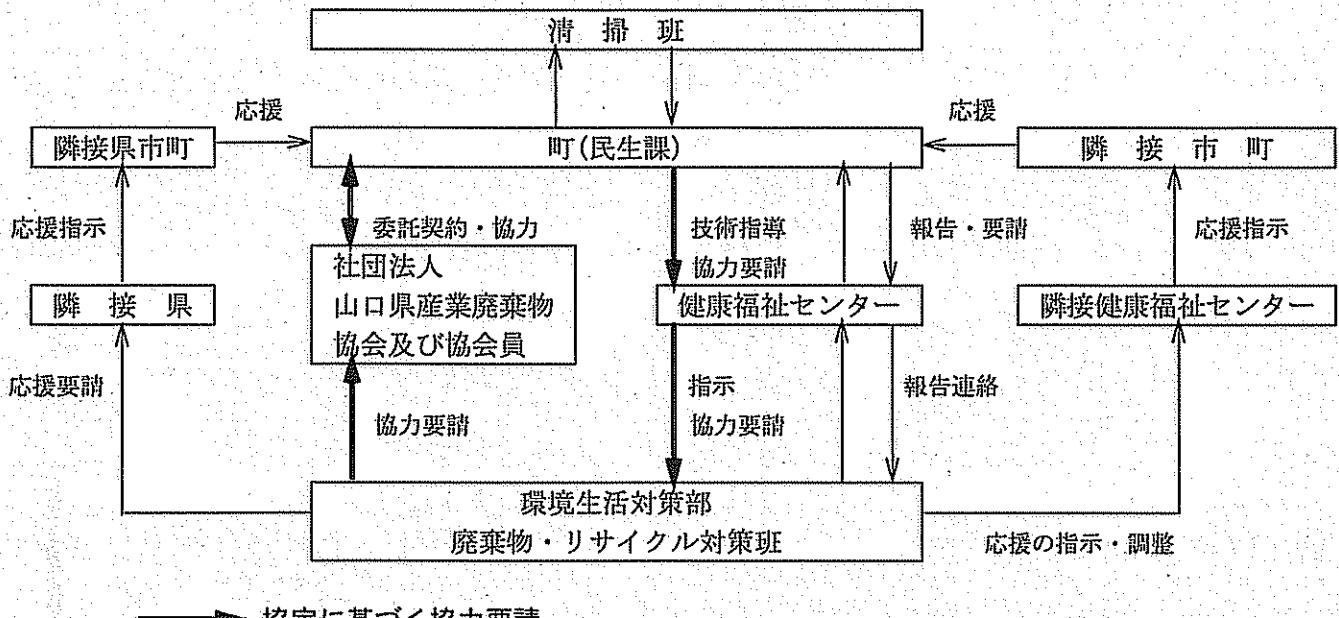
排出量については、おおむね次の数量を目安に、平常時における処理計画等を勘案しつつ作業計画、廃棄場所の確保を図る。

種 別	推定排出量
木造住宅	1 m ² 当たり 0.20 t
鉄骨造り	1 m ² 当たり 0.07 t
鉄筋コンクリート造り	1 m ² 当たり 0.60 t

3 処理体制

(1) 町は、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立し、必要に応じ県を通じて近隣市町、他県から人員及び資機材の応援を得て実施する。このため、町は、あらかじめ、民間の清掃及び建設事業者に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えるとともに、応援受け入れ体制、作業手順等について所要の対策を講じておく。

(2) 対策系統



4 ゴミ処理対策

ゴミ処理、収集は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に定める基準により行うことになるが被災地の人心安定及び速やかな環境衛生の保全を確保するため、緊急度等を勘案し、1次対策、2次対策、3次対策に分けて実施する。ゴミ処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止または住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講じる。

(1) 1次対策

ア 一般家庭から排出される生ゴミ、破損家財ゴミ等、生活上速やかに処理を必要とするゴミについては、収集可能となった時点から出来る限り早急に収集する。

イ 焼却施設が被災することも考慮に入れ、処分場の確保を図る。

その際、環境衛生に支障のない公有地等を利用し、臨時ゴミ集荷場とするなどの対策を講じる。

(2) 2次対策

災害の付属物として排出される廃棄物は、粗大ゴミ、不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられる。

このため、必要に応じて環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの対策を講じる。

(3) 3次対策

ア 鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り等非木造建築物の倒壊、解体時に生じる廃棄物(以下「がれき」という。)については、上記2次対策終了後、速やかに計画的に処理する。

イ 町はがれきの発生量を把握するとともに、がれきの処理計画を作成し、計画的な処理を行う。

ア 県は、市町の処理計画をまとめた全体処理計画を作成するとともに、必要に応じ、市町の参加する協議会の設置等による情報収集・提供及び相互の協力体制づくりを推進する。

イ 解体工事及び廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者が行うこととし、町及び県はこれらの者が廃棄する処理物に係る処分について、情報の提供、調整を行うものとする。

また必要に応じて行政による処分を行う。

(4) 清掃班の編制

ア 第1次対策に係る清掃班の編制基準

種別	数量	備考
運搬車(トラック)	1台	
作業員	8~10人	1班で1日20戸を処理する。
用具	スコップ トビロ テミ	適量

イ 第2次・3次対策に必要な機材及び人員

区分	数量	備考
大型ダンプ車	6	1班の1日作業量 192トン
大型ブルドーザー	1	(但し次の条件による作業の場合)
トラクターショベル	1	(1) 搬出場所が往復1時間の場所にある。
バックフォー	1	(2) 積み込み作業に10分間を要する。
作業員	3	(3) 大型ダンプの積載量が4t(10tダンプ×40%)とする。 (4) 稼働時間が8時間とする

※ 機材には運転手及び操作員付きである。

ウ 必要機材、人員

- ・被災家屋数1棟当たり廃棄物量をもとに積算

(5) 死亡獣畜処理

ア 牛、馬、豚、山羊、めん羊の死体処理は、死亡獣畜取扱場で処分する。

イ 死亡獣畜取扱場において、処分することが困難な場合は、萩健康福祉センターの指示により処分するものとする。

(6) 放射性物質の処理

大規模災害時には、放射性物質を管理または使用する事業所の被災も考えられ、これらの物質の取扱については、他のゴミ、がれき等と同様な取扱をすることは極めて危険である。

このため、この処理方法については、別の処理要領等を定め処理するものとする。

5 一般廃棄物の処理施設の復旧

町は、処理施設の復旧に当たっては、事故防止等安全対策に十分注意し、機能の早期回復を図る。

第2項 し尿処理計画【町(民生課、施設課) ; 県協力】

災害によるライフライン、下水道施設等の被災に伴い通常のし尿処理が困難になることが予想される。このため、被災地における衛生環境の確保の観点から、家庭、避難所等におけるし尿処理について、必要な事項を定める。

1 実施機関

第1項1の実施機関参照

2 し尿排出量の推定

し尿排出量は、一人1ヶ月約50リットルとして計算する。

3 し尿処理の方式

(1) 被災地区

電気、水道等の供給停止により、従前の住宅で生活ができなくなった被災者は、避難所で収容保護することが原則であるが、被害の状況により、従前住宅での生活が確保できる者も多数存在することから、地域の実情を勘案し、付近の公園、空地等に素堀式または便槽付きの仮設トイレを確保する。

(2) 家庭

水洗トイレの使用が水道の被害により不可能になった場合、溜め置きの水、配布される水等を利用するとともに、地区内に設置する仮設トイレ等を利用する。

(3) 避難所

避難者の人数、水洗トイレの使用の可否、素堀の可否等避難所の状況により、素堀式または便槽付きの仮設トイレを確保する。

(4) 仮設トイレの確保のため、山口県衛生仮設資機材事業協同組合及び民間リース業者との間の協力体制の確立及び仮設トイレの所有状況等を把握し、所要の資料を整備するものとする。

(5) 野外仮設トイレの設置

避難所開設等に伴う野外仮設トイレの設置は、おおむね次によるものとする。

ア 対象人員 100人当たり 小3、大2、女3 計8

イ 注意事項

- 立地条件を考慮し、漏洩等により地下水が汚染しないような場所を選定して設置し、閉鎖に当たっては、し尿を汲み取った後、消毒を実施し、埋没するものとする。
- 迅速な建設を必要とすることから、工事担当課、関係業者との間の連絡協力体制を整備しておくものとする。

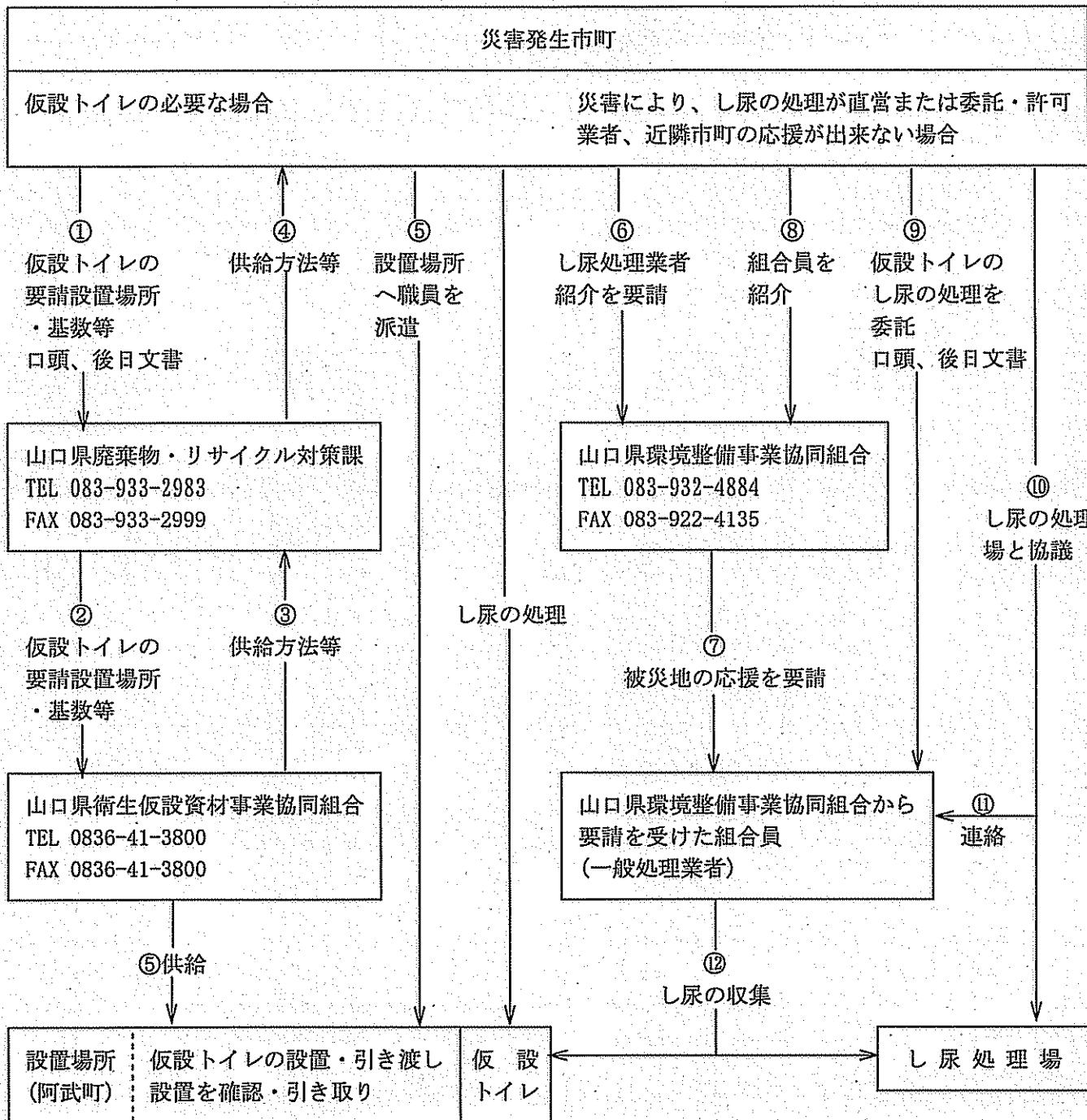
(6) 災害時要援護者への配慮

仮設トイレの設置等については、障害者や高齢者等の災害時要援護者に特に配慮するものとする。

4 処理体制

(1) 町は、民間業者及び近隣市町に応援を求め、速やかに処理体制を整えるものとする。

このため、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び近隣市町等との間に災害時における人員、資機材等の確保について迅速かつ積極的な応援が得られるよう、必要な体制を整えておくものとする。



(2) 対策系統

第1項 3(2)対策系統参照

5 処理対策

(1) 避難所、空地等の仮設トイレのし尿収集は、衛生環境の確保の観点から優先的に行うこととする。

また水洗トイレの使用者に対し、断水に対処するため、水の汲み置き等の必要性について広報活動を通じ指導する。

(2) し尿処理班の編制

運搬車(パキュームカー1.8t)	作業員	1日処理戸数
1台	3人	30戸

- (3) 大規模災害発生時においては、町の処理機能は、まひすることを前提に処理体制を構築しておくものとする。

第3項 障害物除去計画

障害物の除去は、災害の発生に伴い各種の障害物が一般住家、道路、河川、港湾等に運び込まれ、住民の日常生活や業務機能の維持確保に支障を及ぼすことが予想される。このため、これらの障害物の除去に必要な対応について定める。

1 住居関係障害物の除去【町(民生課)・県】

救助法が適用された災害によって、土石、竹木等の障害物が、住家等に運び込まれ、日常生活を営むうえで支障をきたしている者に対し、これらの障害物を除去することにより、その被害者を保護するために実施するものである。

(1) 実施機関

救助法が適用された災害による障害物の除去は、町長(災害救助部救助班)が実施する。

(2) 障害物除去の対象者等

次の各条件を満たした者とする。

ア 対象者

被保護者、要保護者等で、自らの資力及び労力では障害物除去を行うことができない者。

イ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

ウ 住家は、半壊または床上浸水したものであること。

エ 日常生活に欠くことのできない場所(居室、炊事場、トイレ等)に運び込まれた障害物に限られること。

(3) 障害物除去の戸数

ア 救助法適用市町ごとに半壊、床上浸水戸数の合計の15%以内とする。

イ 救助法適用市町の実情により、上記の基準(15%)を超えて実施する必要があると認められるときは、知事は厚生労働大臣の同意を得て、県内の救助法適用市町相互間の戸数の融通を行うことが出来るとされている。

(4) 障害物除去の方法

ア 対象世帯の調査・選定

半壊及び床上浸水した全世帯(被災世帯)を明らかにして、それぞれの世帯人数、職業、年収、世帯状況(被保護者、身障世帯、高齢者世帯、母子世帯、要保護世帯等の別)、町民税課税状況(非課税、均等割、所得割の別)、被害状況を調査し、資格を満たす者を対象として「障害物除去対象者名簿」を作成する。

イ 除去作業の実施

(ア) 町長が労務者、技術者を動員し、機械器具等を借上げて直接実施する。

(イ) 労力、機械等が不足する場合は、県(救助総務班)、隣接市町からの派遣を求めるものとする。

(ウ) 集積地等については、あらかじめ定めておき、一時集積するなどして作業の円滑化を図るものとする。

(5) 障害物除去の実施期間

ア 発生の日から10日以内とする。

イ 激甚災害等の状況のため、上記の期間内に実施することができないときは、知事は厚生労働大臣に対し、特別基準(期間延長)の協議を行うこととなる。

(6) 救助法の適用がない場合の処理

災対法第62条の規定に基づき、町(救助班)が除去の必要を認めた者を対象として、障害物の除去を実施する。

2 その他の障害物の除去【町(施設課、経済課)・県・警察・中国地方整備局・西日本高速道路株式会社・海上保安署】

道路、河川、港湾、漁港等の公共土木施設等に関する障害物は、各種の応急対策活動を円滑に実施するに当たって大きな支障となることから、これら施設の障害物の除去について必要な事項を定める。

(1) 道路関係障害物の除去計画

道路上の落下物、建物工作物倒壊等による障害物の除去については、県、町、関係機関が協力して総合的除去対策を立て、必要な措置を講じる。

ア 優先的に障害物を除去すべき道路

- (ア) 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路(避難路等)
- (イ) 緊急輸送を行う上で重要な道路
- (ウ) 災害の拡大防止上重要な道路(消防隊が防御線をはる道路等)
- (エ) その他応急対策活動上重要な道路

イ 各機関別実施内容

機 関 名	対 策
町 (施設課)	道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県土木建築対策部に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。 また関係機関と連絡をとり、相互協力するものとする。
県 (土木建築対策部)	出先機関、市町、関係機関からの状況報告に基づき、国土交通省に報告するとともに、総合的除去対策を立て、必要な指導、調整を行うとともに所管の道路上の障害物を除去する。
警察	交通確保の観点から、交通の妨害となっている障害物の除去について道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進に協力するものとする。
国土交通省中国地方整備局	所管する道路について県、市町、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。
西日本高速道路株式会社	所管する道路について県、市町、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。

(2) 河川・港湾、漁港関係障害物除去計画

機 関 名	対 策
町 (施設課・経済課)	所管する施設に係る障害物を除去する。一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。
県 (土木建築対策部、水産対策班)	所管する施設に係る障害物を除去する。一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。 早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付して、海上保安署に連絡するなどの措置をとる。
国土交通省 中国地方整備局 (山口河川国道事務所萩国道出張所)	所管する河川について県、市町、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。
海上保安署 (萩海上保安署)	海難船舶または漂流物、その他の物件により、船舶交通の危険が生じ、または生ずる恐れのあるときは、関係機関に通報し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講じる。併せて、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、または勧告する。

(3) 汚 物

一般的には廃棄物処理法の規定により実施されるものであるが、汚物が生活上著しい障害となっている場合、救助法による救助として除去することが出来る。

第12章 応急住宅計画

第1節 応急仮設住宅の供与

【町(民生課、施設課)・県】

第1項 応急仮設住宅の建設

1 供与の目的

災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に収容されるが、避難所は、被災直後の混乱時に避難しなければならない者を一時的に収容するものであるから、その期間は短期間に限定される。

これら被災者の一時的な住居の安定を図るため、自己の資力では居住する住家を確保出来ない被災者に対して知事(委任を受けた町長)は、救助法により応急仮設住宅を供与するとしている。

2 応急仮設住宅に収容するり災者の条件

- (1) 住家が全焼、全壊または流失した者で、現に居住する住家がない者。
- (2) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者。

これについては、具体的にはその判定が困難な場合が多いものと予想されるが、これらの者を例示すれば、次のとおりである。

- ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- イ 特定の資産がない失業者
- ウ 特定の資産がない未亡人、母子世帯
- エ 特定の資産がない高齢者、病弱者、障害者
- オ 特定の資産がない小企業者
- カ 上記に準ずる経済的弱者

- (3) 災害時に、現実に本町に居住していること。(住民登録の有無は問わない。)

3 建設の実施機関

知事が行うが、知事が直接建設することが困難な場合は、町長に委任して実施する。

4 建設場所の選定

- (1) 建設場所の選定は、原則として町が行い、公有地等を優先して建設敷地を決定する。なお公有地の確保が困難な場合は、私有地への建設も必要となるが、その場合、所有者と町との間に土地賃貸借契約を締結する。
- (2) 生活保護法による要保護者を収容する応急仮設住宅の建設に当たっては、国有地の貸付けが可能なことから、国の協力を得て確保する。(国有財産法第22条)

5 建設方法

- (1) 応急住宅建設の措置は、県災害救助部救助総務班と土木建築対策部住宅班が協議して定める。
- (2) 応急仮設住宅は、県が建築業者に請け負わせて建設する。
- (3) 県は、町において建設することが適當と認めたときは、町に対し応急仮設住宅設計図書を示すものとする。
- (4) 応急仮設住宅の建設に関して、(社)プレハブ建築協会の協力を求めるに当たっては、同協会との協定書に基づいて行うものとする。

6 建設基準

延べ床面積

1戸当たりの床面積は、 29.7 m^2 を基準とし、世帯構成人員等を考慮して増減することが出来る。構造は1戸建、長屋建、アパート式のいずれか適当な構造とする。

入居予定者の状況によって、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。

同一敷地内、または隣接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することが出来る。

高齢者、障害者、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容する福祉仮設住宅を設置することが出来る。

7 設計図書

入居予定者の状況により、県が決定するとしている。

8 建設期間

(1) 災害発生の日から20日以内に着工する。

(2) 災害の状況により20日以内に着工できないときは、知事は、厚生労働大臣に特別基準(着工の延長)の協議を行うとしている。

第2項 応急仮設住宅の供与

1 対象者及び入居予定者の選定

(1) 対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、町長が行う。

(2) 入居資格については、第1項の2「応急住宅に収容するり災者の条件」に掲げる者とするが、選考に当たっては、高齢者、障害者等災害時要援護者世帯に配慮すること。

(3) 町長は、民生委員の意見を聴く等、り災者の資力その他の生活条件を十分調査し選定する。

(4) 入居者の決定は、町長にその職務を委任した場合を除き、知事が行うとしている。

2 応急仮設住宅の管理

(1) 県(厚政課)が町に委託し、町長が公営住宅に準じて維持管理をする。

(2) 供与期間

供与出来る期間は、建築工事が完成した日から2ヶ年以内とする。

第3項 公営住宅・一般住宅の確保

被災者の生活安定を図るうえで住居の確保は、最も重要なことから、積極的に公営住宅・一般住宅の確保に努める。

設備の整ったこれらの住宅は、高齢者、障害者等健康面で不安のある者にあっては最も適した住居となることに留意して、その確保に努める。

1 公的住宅の確保

(1) 県営住宅、町営住宅の確保に努めるとともに、他の市町との協定等に基づき、住宅の確保、提供を要請する

(2) 公営住宅に緊急入居させる者に対する入居資格、入居手続き等について、あらかじめ定めておく。この場合において、高齢者、障害者等に配慮するものとする。

ア 被災者の一時的な入居については、地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行う。

入居条件は、原則として以下の事項を除き、公営住宅法、同法施行令及び阿武町営住宅管理条例、同施行規則(以下「公営住宅法等」という。)を準用する

- (ア) 入居期間は、原則として1年以内とする。
 - (イ) 収入基準等の入居者資格要件は問わないものとする。
 - (ウ) 災害による暫定入居として公募除外対象とする。
 - (エ) 入居期間中の家賃及び敷金は免除する。
- イ 被災者が否かは、原則として町が発行する当該災害に係る災証明書等により行う。
ウ 一時的な入居を行った者で、被災市街地復興特別措置法及び公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて正式入居に切り替えるものとする。

2 民間住宅の確保

- (1) 被害状況等によっては、民間賃貸住宅を救助法の仮設住宅として借り上げる必要も生じることから民間住宅の確保に努める。
- (2) 企業の社宅等の提供についても、積極的に協力要請を行うものとする。

3 公的宿泊施設の確保

公的宿泊施設は施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、高齢者、障害者等の一時収容先として確保に努める。

第2節 被災住宅の応急修理

【町(民生課、施設課)・県】

第1項 住宅の応急修理を受ける者の条件

災害発生によって住家が半焼または半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことが出来ない者で、自らの力をもってしては応急修理ができない者。(対象者としては第1節第1項2に準ずる。)

第2項 対象者の調査及び選定

町が、被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、町が発行する災証明書に基づき県が選定するとしている。場合によっては、町が県から選定事務の委任を受ける。

第3項 応急修理の方法、基準

1 応急修理の方法等

- (1) 町長が、建設業者に請負わせるかまたは町直営工事により行う。
- (2) 応急修理は日常生活に必要欠くことのできない部分(居室、炊事場、トイレ等)に限る。
- (3) 次の者が行う応急修理は排除しない。
 - ア 家主が借家を修繕する場合
 - イ 親類縁者の相互扶助による場合
 - ウ 会社が自社所有の住家(寮、社宅、飯場等)を修繕する場合

2 修理の期間

- (1) 災害発生の日から1ヵ月以内に完成させるものとする。
- (2) 1ヵ月の期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事は、厚生労働大臣に特別基準(期間延長)の協議を行うとしている。

第3節 建設資機材等の調達

第1項 応急仮設住宅資機材等の調達

- 1 応急仮設住宅の資機材は、関係団体((社)山口県建設業協会及び(社)プレハブ建築協会)の協力を得て調達する。
- 2 用材の確保については、県本部農林対策部林務班が、災害救助部及び土木建築対策部からの依頼により、木材業者団体(木材協会)または生産工場を通じて確保する。
このため、関係業者及び木材在荷量の把握資料を整理しておくものとする。

第2項 国有林野産物の払下

- 1 国有林野の所在する地方の市町の区域内に発生した災害により著しい被害があり、かつ救助法が適用された場合、知事が実施する応急仮設住宅の建設用材として、時価から5割以内を減額した対価で国有林野産物の譲渡を受けることが出来る。(国有林野事業特別会計の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第15条)

2 申請手続き



申請書は、災害の発生の日から20日以内に3通提出する。但し緊急を要する場合、後日申請書を提出することとして、口頭により申請することが出来る。

第3項 国に対する調達要請

第1項、第2項によてもなお資機材が不足する場合は、国に対して資機材の調達を要請するものとする。

第4節 公営住宅の応急修理【町(施設課)】

被災した公営住宅については、各管理者において被害状況を緊急に調査し、応急修理を実施する。公営住宅の応急修理については、救助法の適用はないものであること。

第5節 被災建築物及び被災宅地の事後対策【町(施設課)・県(建築指導課)】

発災後、公共建築物、一般住宅及び宅地等の危険度の把握は、避難施設の確保、各種応急対策活動の拠点確保を図るうえで、また被災者を建物崩壊や宅地崩壊等の二次災害から守る上で重要なことから、残存する被災建築物及び被災宅地について、速やかに被害状況及び災害への耐力の把握等を行い、被災者の「住」に対する不安を解消する。

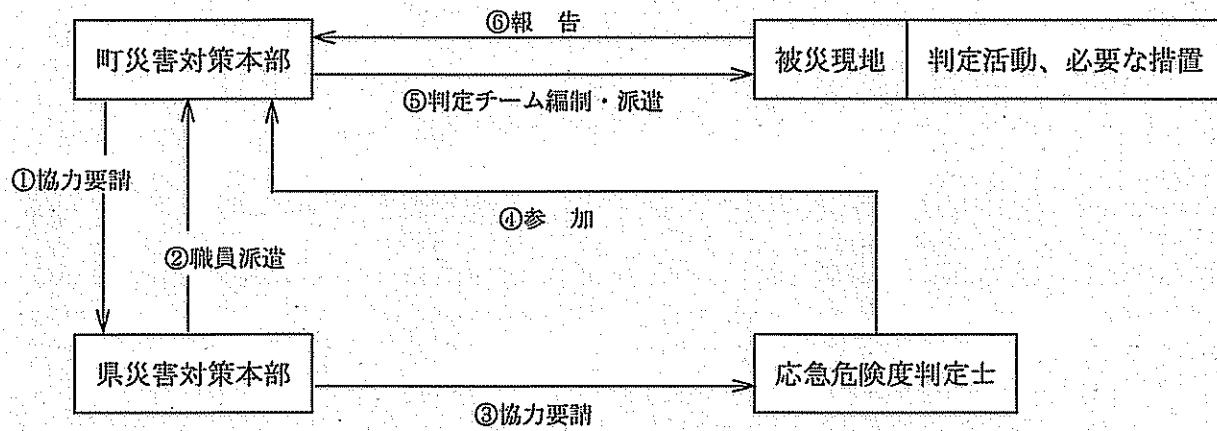
第1項 応急危険度判定体制の確立

地震や大規模災害等により被害を受けた建築物や宅地の余震等による崩壊、使用部材の落下等から二次災害を防止するため、町は被災建築物及び被災宅地の安全性を早急に確保することが必要となる。このため県は、町が実施する危険度の判定を支援するための山口県被災建築物等危険度判定協議会を設置している。町においても建築・土木等の一定期間以上の実務経験を有する職員に講習会を受講させ、判定士の養成に努める。

第2項 応急危険度判定の実施

- 1 町は、判定マニュアルに基づき、応急危険度判定を実施するものとし、必要に応じて、県を通じて判定士の参加を要請する。
- 2 県は、町災害対策本部の要請により、職員を派遣するとともに、判定士に参加協力を求めることとしている。

応急危険度判定活動体系図



第13章 水防計画

第1節 計画の目的(水防法第1条、第7条)及び性格

第1項 目的

この計画は、水防事務の調整及び円滑な実施のため必要な事項を定め、河川、海岸の洪水、高潮、津波による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とする。

第2項 地域防災計画との関係

この計画に特に定めのない事項で水防に関するもの及び関係のある事項は、町地域防災計画に定めるところによる。

第3項 この計画の改定及び修正

この計画は、毎年度検討を加え、諸情勢の変化に伴って修正・改訂の必要を生じたときは関係機関と協議のうえ修正・改訂をするものとする。

第2節 実施機関及び責任

第1項 県(水防法第3条の6)

県の区域内の水防管理団体(市町)が行う水防が、十分に行なわれるよう確保すべき責任がある。

第2項 町(水防法第2条、第4条、第15条)

1 町の区域内における水防を十分に果すべき責任を有する。なお本町は水防法第2条にいう水防管理団体であり、同法第4条に基づく知事の指定により指定水防管理団体である。

2 浸水想定区域の指定があった場合の措置

洪水予報河川及び水位情報周知河川について、知事が指定した浸水想定区域をその区域に含む場合は、町長は、町地域防災計画において定められた洪水予報、及び特別警戒水位の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるとともに、浸水想定区域内に地下街等または高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報の伝達方法を定め、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

(水防法第15条)

第3項 その他の防災関係機関

関係法令または県及び町の地域防災計画に定めるところにより、水防活動を実施しなければならない。

第4項 一般住民または水防の現場にいる者(水防法第24条、災対法第7条)

水防管理者(町長。以下同じ。)または消防機関の長から命ぜられた水防活動に従事するとともに、その他の水防に寄与するよう努めなければならない。

第5項 水防関係職員の責務

水防関係職員は、常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予想されるときは、自発的に登庁し、所定の配備につくように努めなければならない。

第6項 ため池管理者の責務

ため池管理者は、水害が予想されるときは、当該ため池のある地域の水防管理者の指揮下に入り、必要に応じ門扉の開閉を行わなければならない。

第3節 水防備蓄資材、器具の整備確保

第1項 水防倉庫及び水防資器材

水防倉庫については、消防器庫兼用水防器庫を各地区に1箇所設け、資機材については、水防倉庫で必要物品を管理する。

第2項 備蓄資材・器具の補充

備蓄資材を使用し、または器具を破損したときは、早急に補充または修理し、緊急水防時に支障のないよう留意するものとする。

第3項 民間水防資材の確認

出水期において、町長は、あらかじめその区域内において水防用資器材を保有する業者等の所在、保有状況等を調査把握し、緊急時における水防作業が円滑に実施出来るよう留意するものとする。

第4節 水防活動

第1項 災害情報及び通信

(注) 第3編第2章関連

第2項 水位、雨量、潮位の情報収集及び連絡

1 雨量、水位、ダム諸量の把握

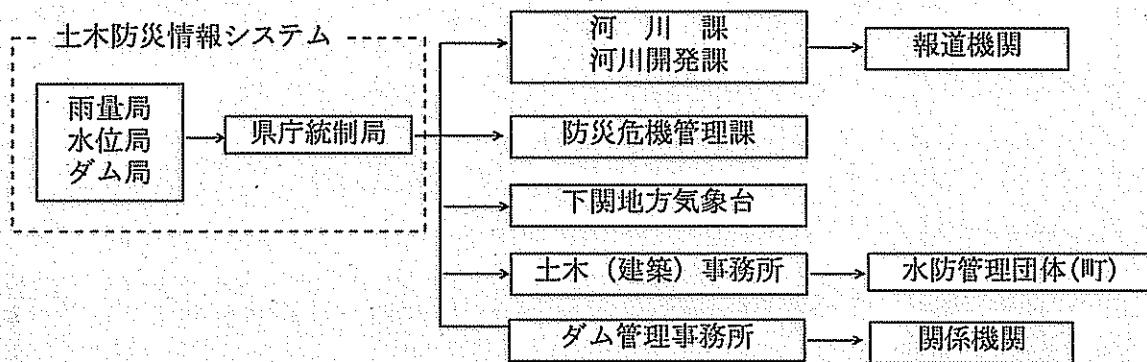
- (1) 萩土木建築事務所は、山口県土木防災情報システムにより、雨量、水位の情報を集め、必要に応じて町に通報する。
- (2) 県河川課は、水位、雨量の情状についてとりまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて報道機関その他の関係機関へ連絡する。
- (3) 県河川課は、貯水位、貯水容量、流入量、ゲート放流量その他のダムの状況に関する諸量をとりまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて、報道関係その他の関係機関へ連絡する。

2 山口県土木防災情報システムによる情報の提供

萩土木建築事務所は、土木防災情報システムにより雨量、水位の情報を集め、必要に応じ町に通報する。また土木防災情報システムを通じて、雨量、水位の情報を町、関係機関報道機関及び町民に提供することとしている。

3 雨量、水位の連絡系統

雨量、水位の連絡系統は、次の図のとおりとする。



佐波川ダム管理事務所 → 国土交通省山口河川国道事務所

小瀬川ダム管理事務所 → 国土交通省太田川河川事務所

小瀬川出張所

厚東川ダム管理事務所 → 企業局厚東川工業用水道事務所

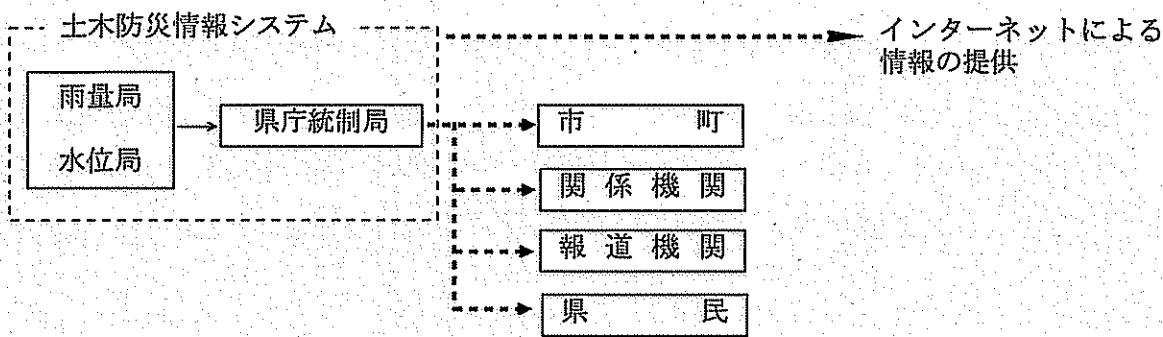
菅野ダム管理事務所 → 企業局東部発電事務所

木屋川ダム管理事務所 → 企業局西部利水事務所

阿武川ダム管理事務所 → 中国電力佐々並川ダム

阿武川ダム管理事務所 → 中国電力生雲ダム

4 雨量、水位の情報連絡系統



5 水位の通知、特別警戒水位の通知

(1) 通報水位(水防法第12条1項)

水防管理者、国または県は、通報水位を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報する。※ 通報水位は、水防団の出動準備の目安となる水位

(2) 警戒水位(水防法第12条2項)

国または都道府県は、警戒水位を超えるときはその水位の状況を公表する。

※ 警戒水位は、水防団の出動の目安となる水位

(3) 水位の通報方法

県は水位の連絡系統について、雨量等の連絡系統「雨量、水位の連絡系統」及び「雨量、水位の情報連絡系統」により通報する。

なお報道機関への通知は、警戒水位に達したときに必要に応じて行うものとする。

6 避難判断水位(特別警戒水位)の通知(水防法第13条)

(1) 水位情報の内容

国土交通省または都道府県知事は、それぞれに指定した河川(水位情報周知河川)について、特別警戒水位を定め、河川の水位がこれに達したときは関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

(2) 県が行う水位情報の周知(水防法第13条2項)

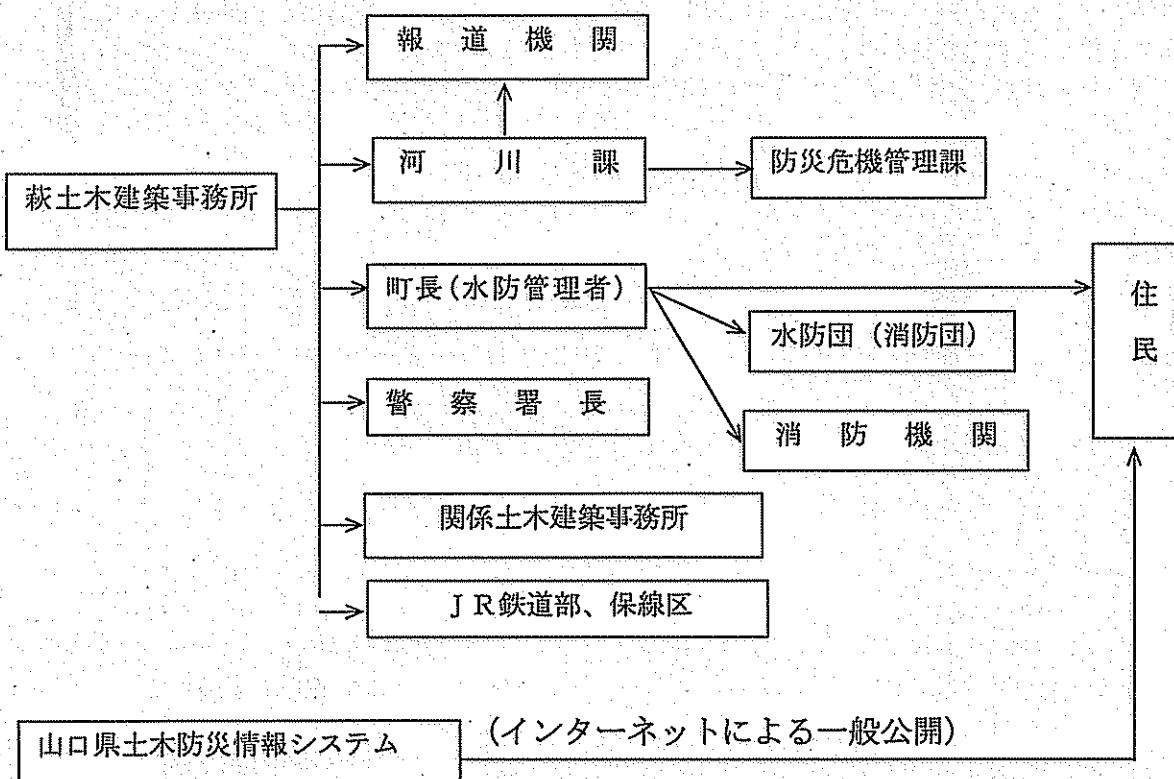
県が指定する河川について、特別警戒水位を定め、河川の水位がこれに達したときは町長に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に通知される。

① 水位情報周知河川

県地域防災計画危険箇所編「水防警戒区域」として指定された河川から洪水予報を行う河川を除いたものを特別警戒水位を定める河川(水位情報周知河川)とする。

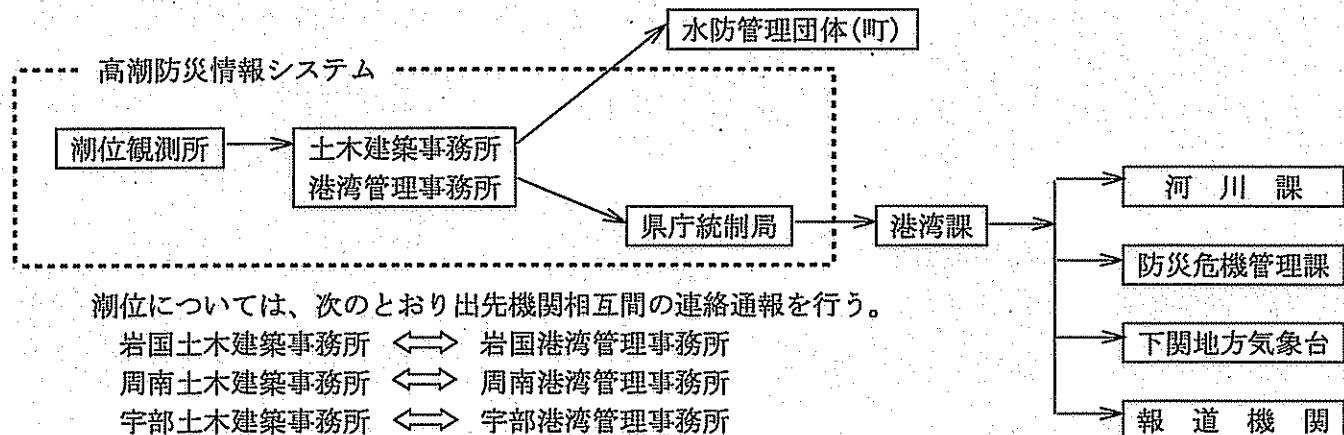
② 特別警戒水位の伝達

特別警戒水位の連絡系統・情報提供系統は次の図のとおりとする。



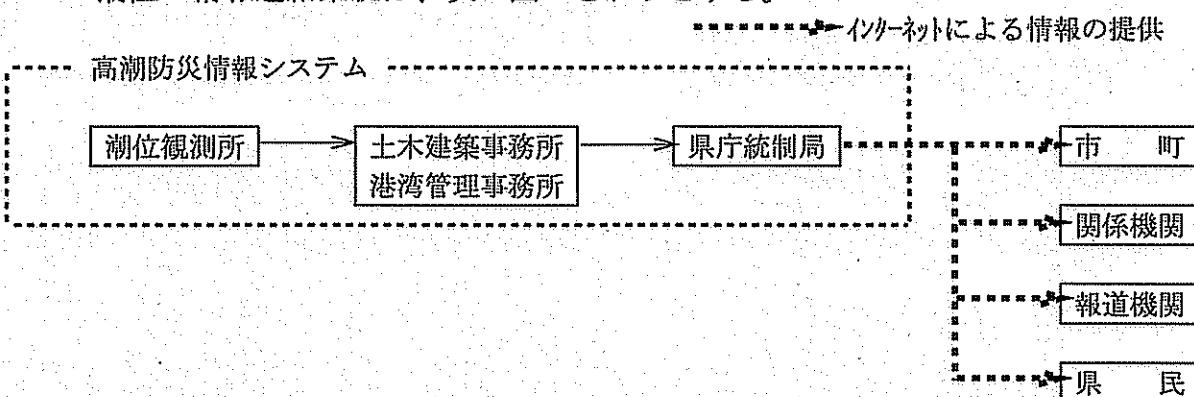
7 潮位の連絡系統

潮位の連絡系統は、次の図のとおりとする。



8 潮位の情報連絡系統

潮位の情報連絡系統は、次の図のとおりとする。



第3項 水防警報

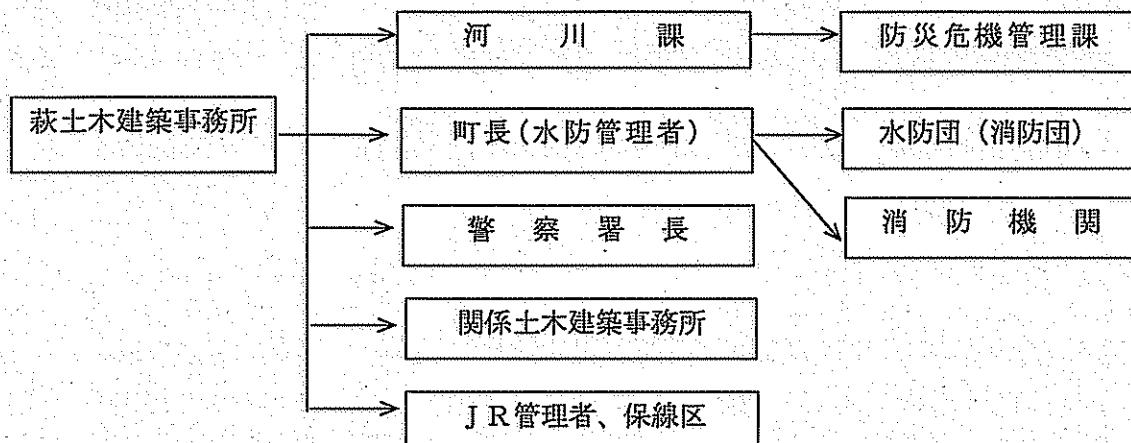
1 水防警報区域

知事が指定している水防警報を発する区域

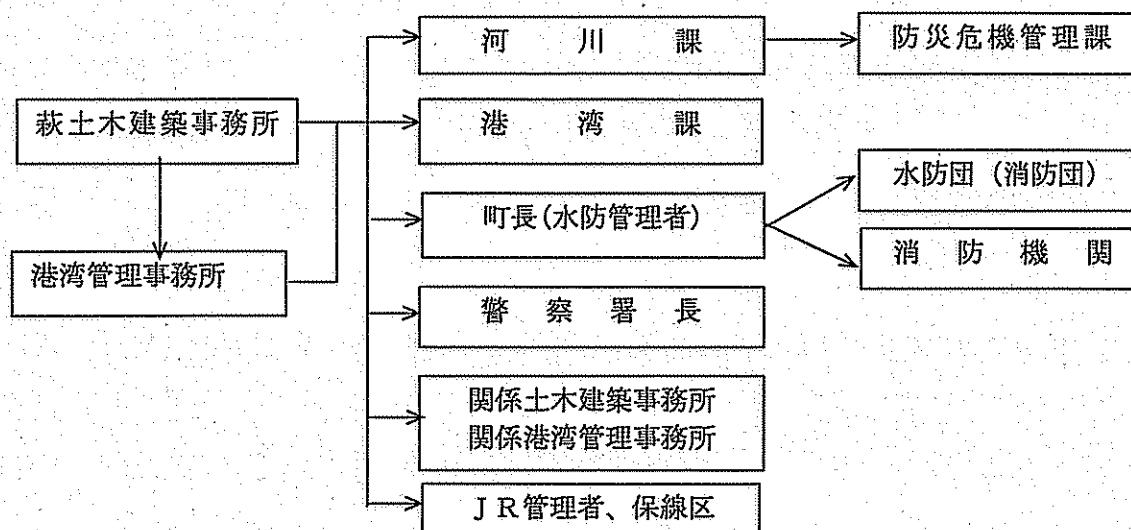
2 知事が発する水防警報(水防法第16条1項、3項)

知事が発する水防警報は、萩土木建築事務所長が発するものとし、下表により関係機関に通報するとともに直ちに警報の内容を河川課に報告するものとする。

(1) 指定河川に水防警報を発した場合の連絡系統図



(2) 指定海岸に水防警報を発した場合の連絡系統図



(3) 水防警報の伝達方法

萩土木建築事務所長または港湾管理事務所長は、水防警報を発するときは、町等の担当者へ電話連絡し、水防警報の内容を読み上げて伝達したのち、水防警報用紙をファックスで町等に送信するものとする。一般回線が途絶している場合は、防災行政無線(地上系、衛星系)などを利用し、伝達するものとする。

3 水防警報の発令基準、種類等

(1) 水防警報

水防警報は、国土交通大臣の発するものと、知事の発するものとがあるが、本町には該当河川が存在していない。

なお水防警報は、萩土木建築事務所によって発せられる。

(2) 水防警報の種類、内容及び発令時期(知事が発する水防警報)

河川については、次の水防警報を発する。

種類	内容	発令時期
待機	水防要員の足留めを警告するもので、状況に応じ速やかに活動出来るようにしておく必要がある旨を警告するもの。	気象、河川状況等より必要と認められるとき。 特別な事情のない限り、発令しない。
準備	1 水防資機材の点検、整備。 2 逆流防止水門、溜池等の水門の開閉準備。 3 河川、その他危険区域の監視。 4 水防要員の配備計画等のための水防準備を通知するもの。	河川の水位が通報水位に達し、なお上昇し警戒水位に達する恐れがあり出動の必要が予測されるとき。
出動	1 水防要員の警戒配置。 2 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの。	1 河川の水位が警戒水位に達し、なお水位上昇が予想され災害の生ずる恐れがあるとき。 2 危険箇所等を発見し、災害が起こることが予想されるとき。
指示	水位等水防活動上必要とする状況を明示し必要により、危険箇所について必要事項を指摘するもの。	出水の状況を通知するとき、または災害の起こる恐れがあるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	1 河川の水位が警戒水位以下に下がり、降雨状況等により水防の必要無と認められたとき。 2 危険箇所等において災害が起こる可能性がなくなったとき。

海岸については、次の水防警報を発する。

種類	内容	発令時期
準備	1 陸閘の閉鎖。 2 防潮水門・排水機場の運転準備及び運転開始。 3 危険箇所への応急措置。 4 住民への警戒呼びかけ。	気象状況等により高潮等の危険が予想されるとき。 高潮警報・注意報が発表された直後、または高潮発生が予想される12時間程度前に発令する。
出動	1 水防要員の警戒配置。 2 防潮水門・排水機場の運転準備及び運転開始。 3 危険箇所への応急措置。 4 住民の避難誘導。 5 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの。	高潮等による被害が予想されるとき。 高潮発生が予想される4時間程度前までに発令する。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	気象状況等により高潮等のおそれがなくなったとき。

4 出動

(1) 出動準備

- 水防管理者は、次の場合消防機関等に対して出動準備させる。
- ア 準備を要する水防警報が発令されたとき。
 - イ 河川等の水位が警戒水位に達し、なお上昇の恐れがあり、かつ、出動準備の必要が認められるとき。
 - ウ 気象状況等から高潮の危険が予知されるとき。
 - エ 津波警報が発せられたとき。
 - オ 堤防の異常を発見したとき

(2) 出動

- 水防管理者は、次の場合直ちに消防機関にあらかじめ定められた計画に従い出動させ、警戒配置につかせ必要に応じて水防活動を実施させる。
- ア 出動を要する水防警報が発令されたとき。
 - イ 河川等の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあり、非常事態が予測され、かつ出動の必要が認められるとき。
 - ウ 堤防の異常を発見したとき。
 - エ 風速、風向、潮の干満等の状況により高潮による被災が予知されるとき。
 - オ 津波による被害が予想されるとき。

5 監視及び警戒

(1) 常時監視

水防管理者または消防機関の長は、巡視員を設け、隨時河川、海岸、堤防等を巡視させ水防上危険であると認められる箇所があるときは、当該河川、海岸、堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

水防管理者は、出勤準備を命じたときから警戒を厳にし、特に既往の被害箇所、災害危険区域を中心に巡回して、次の状態に注意し、異常を発見したときは、直ちに水防作業を開始するとともに土木建築事務所長に報告するものとする。土木建築事務所長は必要な措置をとるとともに知事(河川課)に報告するものとする。

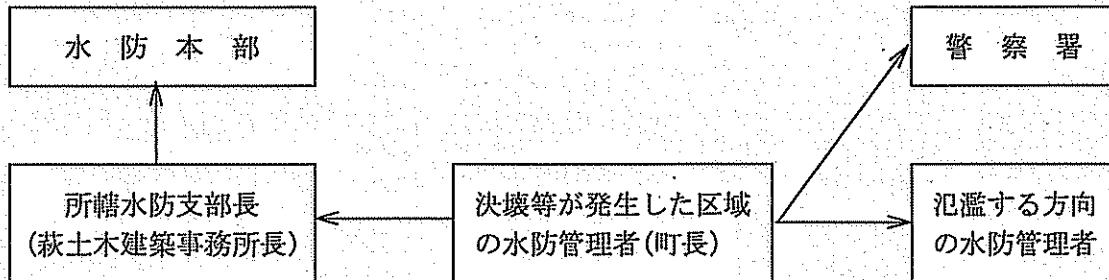
- ア 裏法の漏水によるひび及びがけ崩れ
- イ 堤防の溢水
- ウ 天端のひびまたは沈下
- エ 表法のひびまたは欠け崩れ
- オ 樋門の両袖または底部からの漏れ
- カ 橋りょうその他の工作物と堤防との取付部分の異常

6 警戒区域の設定

- (1) 水防上緊急の必要がある場合は、消防機関に属する者は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、もしくは制限しまたはその区域から退去を命じ、あるいはその区域内の居住者または水防現場にいる者をして、水防に従事することが出来る。
- (2) (1)の場合において、消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者から要求があったときは、警察官は(1)に掲げる者の職権を行うことが出来る。
- (3) 水防管理者は、警戒区域を設定した場合は、土木建築事務所長及び警察署長に通知するものとする。

7 決壊等の通報(水防法第25条)

水防管理者は、堤防が決壊し、またはこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに下表により関係者に通報するものとする。



8 水防作業

(1) 非常事態の措置

堤防が決壊し、またはこれに準ずる事態が発生した場合は水防管理者は、直ちにその旨を土木建築事務所長、その他水防に関係のある機関に通報するとともに水防作業を実施しなければならない。

(2) 水防作業の実施要領

洪水に際して、堤防に異常の起こる時期は、滯水時局によることはもちろんであるが、大体水位が警戒水位を突破する前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に起る場合が多く、水位7~8割程度に減水したときが最も危険であるから、洪水の最高水位を下っても、直ちに警戒を解いてはならない。作業を実施するに当っては、堤防の組織材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して有効でしかも使用材料がその付近で得やすい工法を施工することが必要である。工法はその選定を誤らなければ、1種類の工法を施工するだけで成果を挙げ得る場合が多いが、時には数種の工法を併施してはじめてその目的を達成することができるから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代るべき工法を遂次施工し、極力水害の防止に努めなければならない。

9 水閘門の操作及び決壊等の通知

- (1) 水閘門の管理者は、あらかじめ操作員を定めて、平時工作物の点検をさせ、出水時の操作に支障のないようにしておくものとする。
- (2) 水閘門の管理者は、操作員を水閘門の操作にあたらせるとともに適宜その状況を土木建築事務所その他関係機関の長に通報するものとする。
- (3) 農業用等溜池が所在する区域の水防管理者は、その溢水状況に留意し、特に老朽危険箇所については漏水状態に注意して、必要に応じて樋管の調節による放水を行わせしめるとともに、異常を発見したときは、速やかにその状況を土木建築事務所、及び萩農林事務所に通報するものとする。
- (4) 堤防等が決壊したまではこれに準ずる事態が発生した場合は、当該水防管理者は、直ちにその旨を土木建築事務所長、警察署長に通報するものとする。

10 警察官の派遣要請(水防法第22条)

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることが出来る。

1.1 水防てん末報告

(1) 水防管理団体の報告

水防管理団体(町)が水防活動をおこなったときは、別に定める様式により、水防活動終了後5日以内に土木建築事務所を経由して、そのてん末を知事(河川課)に報告するものとする。

土木建築事務所は、管内の水防管理団体から提出された報告書をとりまとめて知事に提出するものとする。

(2) 土木建築事務所の報告

土木建築事務所が水防活動を行なった場合は(1)の例により報告書を作成し、水防活動終了後10日以内に知事に提出するものとする。

1.2 水防信号(水防法第20条)

水防法施行規則(昭和34年山口県規則第54条)第3条により、県水防計画に定めており、おおむね次の事項に注意するものとする。

- (1) 信号は適宜の時間継続すること。
- (2) 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。
- (3) 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

第5節 公用負担

水防法に定める公用負担については、次によるものとする。

第1項 物的公用負担(水防法第28条)

水防管理者(町長)、消防機関の長、消防団長は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することが出来るものとする。

- 1 必要な土地の一時使用
- 2 土石、竹木その他資材の使用、収用
- 3 車両、その他運搬用機器の使用
- 4 工作物その他障害物の処分

第2項 人的公用負担(水防法第24条)

水防管理者(町長)、消防機関の長、消防団長は、水防のためやむを得ない必要があると認めるときは、その町内の居住者または水防の現場にある者を水防に従事させることが出来るものとする。

第3項 損失補償及び損害補償(水防法第28条、第45条)

物的公用負担により損失を受けた者または人的公用負担により損害を受けた者に対する補償については、水防法第28条及び第45条に規定するところによるものとする。

第6節 水防訓練

本町は水防法に定めるところの指定水防管理団体であり、水防法第35条の規定に従い、毎年1回以上水防訓練を実施し、水防技術の向上を図ると共に、水防組織の整備点検を行うものとする。

なお水防訓練は、県及び町の地域防災計画に定める総合防災訓練に包括して実施しても差し支えないものとする。

第7節 水防協力団体

第1項 水防協力団体の指定(法第36条)

水防管理者は、民法第34条の法人または特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人であって、次項に規定する業務を行うことが出来ると認めるものを、その申請により水防協力団体として指定することが出来る。

第2項 水防協力団体の業務(法第37条)

水防協力団体は次の業務を行う。

- 1 水防団または消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力
- 2 水防に関する情報または資料の収集、提供
- 3 水防に関する調査研究
- 4 水防に関する知識の普及、啓発

第14章 災害警備計画

第1節 陸上警備対策

【警察署】

第1項 警備体制(災害警備実施計画)

1 職員の招集・参集

職員は、町内に災害が発生し、または発生が予想される場合は、あらかじめ定められたところにより、非常招集または非常参集するものとする。

2 警備体制の種別

(1) 第1次体制

大雨、暴風、洪水、高潮等の気象警報が発せられ、その他災害に関する事前情報等から判断して被害の発生が予想されるとき。

(2) 第2次体制

大雨、暴風、洪水、高潮等の気象警報が発せられ、その他災害に関する事前情報等から判断して相当の被害の発生が予想されるとき。

(3) 第3次体制

大雨、暴風、洪水、高潮等により、大規模な災害が発生し、またはまさに発生しようとしているとき。

3 警備本部の設置

町内に警備体制(第1次、第2次及び第3次体制)を要する災害が発生した場合は、警察署に所要の災害警備本部を設置する。

4 災害警備本部の組織等

災害警備本部の組織、事務分掌及び警備部隊の編成、運用は、山口県警察災害警備実施計画の定めるところによる。

第2項 警備対策(災害警備実施計画)

大規模な被害が発生した場合における警備対策は、次のとおりとする。

1 情報の収集等

(1) 被害状況の把握

警備体制を要する災害が発生した場合、直ちに、被害実態を把握するため、交番、駐在所、パトカー等の勤務員をもって情報収集に当たる。

(2) 災害情報の交換

防災関係機関等と連携し相互の災害情報の交換を行い、実態的な被害の把握に努める。

2 救出救助活動等

(1) 機動隊の出動

把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊・管区機動隊等を被災地管轄警察署等に出動させる。

また被害の状況により他都道府県警察の広域緊急援助隊の応援を要請する。

(2) 警察署における救出救助活動

警察署長は、自署員及び応援部隊により救出救助部隊を速やかに編成し、被害の実態に応じた効率的、効果的な救出救助活動を行う。

また消防・自衛隊等防災関係機関の現場責任者との連携を密にし、現場での活動が円滑に行えるように配意する。

(3) 行方不明者の捜索等

行方不明者の捜索及び関連情報の収集を行うとともに、必要な手配を行う。

3 避難誘導等

避難誘導を行うに際しては、町等関係機関と連携し、被災地域、災害危険箇所等現場の状況を把握し安全な避難経路を選定して行う。また障害者等の災害時要援護者については出来るだけ車両等を利用するなど、避難の手段、方法等について配意する。

4 危険箇所等における避難誘導等の措置

危険物施設、火災原因となる恐れのある施設等の危険箇所について、速やかに災害発生の有無について調査を行う。また当該施設等の管理者等から二次災害のおそれがある旨の通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとる。

5 交通規制の実施

(1) 緊急交通路の確認

災害による被害が発生したまでは発生するおそれがある場合において、公安委員会が災対法第76条第1項に基づき、災害応急対策上、緊急の必要があると認める場合は、区域内または区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止したまでは制限し、緊急通行車両の通行を確保する。

(2) 一般規制の実施

被災地域への緊急性の少ない車両の流入を抑止するため、広域及び必要な交通規制を実施するとともに、被災地域から避難する車両等流出する車両の誘導を行うなど、交通総量の削減措置を講じる。

(3) 緊急交通路等機能の確保

ア 災害による被害発生時における緊急交通路の確保のために行われた通行禁止等の交通規制の区域または区間において、車両または物件等が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策に著しい支障がある場合で必要と認めるときは、災対法第76条の3に基づき、その物件の管理者等に対し道路外等への移動命令等必要な措置をとる。

イ 信号機の滅灯に対処するため、警察官による交通整理を行うとともに、信号機の早期機能回復措置を講じるものとする。

6 遺体搜索・検視等

警察の行う応急活動に付随して、町が行う遺体の搜索に協力する。また医師等との連携に配意し、迅速な検視、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

7 二次災害の防止

二次災害の恐れのある災害危険箇所等の調査を実施し、把握した情報について町災害対策本部に連絡するとともに、関係機関等と連携して関係住民の避難措置をとる。

8 社会秩序の維持

被災地域等における援助物資の搬送路及び集積地での混乱、避難所内のトラブル等の防止のため、警ら等を強化する。

また被災地等で発生しがちな悪徳商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締り等を重点に、被災地の社会秩序の維持に努める。

9 災害情報等の伝達

(1) 被災者等のニーズに応じた情報の伝達

災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等被災者等のニーズに応じた情報を、部内外の広報媒体を幅広く利用して伝達する。

(2) 相談活動の実施

被災者の肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口の設置等を行う。

また避難所等の被災者の不安を和らげるため移動交番の開設、警察官の立寄り等の活動も推進する。

10 通信の確保

災害により被害が発生した場合は、警察通信施設及び資機材の適切な運用によって、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。

(注) 本節に掲げる事項についての活動詳細は、警察本部及び警察署が災害警備計画で示す。

消防組織法第23条 消防庁及び地方公共団体は、消防事務のため、警察通信施設を使用することが出来る。

第2節 海上警備対策

【萩海上保安署】

第1項 治安の維持

- 1 巡視船艇を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防、取締りを行う。
- 2 巡視船艇により、警戒区域または重要施設周辺海域の警戒を行う。
- 3 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

第2項 海上交通安全の確保

- 1 暴風、高潮等による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、または港内に停泊中の船舶に対して移動を命ずる等、規制を行う。
- 2 船舶交通の幅轍が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行出来るよう努める。
- 3 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じまたは生ずる恐れがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限または禁止する。
- 4 海難船舶または漂流物・沈没物その他の物件により、船舶交通の危険が生じまたは生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じまたは勧告する。

- 5 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、水路の管理者に通報するとともに、航行警報・水路警報または巡視船艇・航空機による巡回により、速やかに周知に努めるものとする。
- 6 航路標識が損傷または流出したときは、必要に応じて、応急標識の設置に努める。
- 7 気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたとき、航路障害物の発生、大量の油の排出・放射性物質の放出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす恐れのある事態の発生を知ったときは、航行警報・水路通報または巡視船艇・航空機による巡回等により、速やかに周知させるよう努めるものとする。
- 8 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

第3項 通信の確保

災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、必要な通信を確保するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 情報通信施設の保守に努め、またその施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧に努める。
- 2 多重通信装置、非常用電源、携帯用無線機等を搭載した巡視船艇を、必要に応じて、被災地前面海域等に配備し、通信の代行を行わせる。
- 3 非常の場合の通信を確保するため、通信施設の配備及び通信要員の配置を行う。また関係機関から災害に関する重要な通報の伝達について要請があったときは、速やかにその要請に応じる。
- 4 関係機関等との通信の確保は、携帯無線機、携帯電話等により行うものとし、必要に応じて職員を派遣したは関係機関等の職員の派遣を要請する等、連絡体制の確保に努める。

第15章 災害時要援護者支援計画

第1節 避難誘導・避難所の管理等

【町(関係各課)・県・関係機関】

町は、避難計画の実施に当たり、次の事項に留意し、災害時要援護者に配慮した避難誘導等を行う。

また高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅の供与など、生活の場の確保に努める。

第1項 避難誘導

1 避難の勧告・指示の伝達

避難の勧告または指示を行う町長等は、情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

また地理に不案内な観光客等にも配慮するものとする。

2 避難誘導の方法

避難勧告・指示が出された場合、町は、警察署、消防署、消防団、民生委員、自治会、防災ボランティア、自主防災組織等の協力を得て、地域住民を避難場所等に誘導するが、この場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等を優先して避難誘導する。

3 移送の方法

自力で避難できない場合または避難途中危険がある場合、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等の避難に際しては、車両、船艇等による移送に配慮する。

第2項 避難所の設置・運営

町は、避難所の設置・運営に当たり、民生委員・児童委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、災害時要援護者へ配慮した適切な対応を行う。

1 避難所の管理

(1) 避難所を設置した場合、管理責任者は避難者名簿台帳の作成に当たり、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、妊産婦、遺児等の把握に努めるとともに、平常時に把握している災害時要援護者台帳、在宅福祉サービス利用者、一人暮らし・寝たきり高齢者、障害者等の名簿を活用するなどして、安否確認を行う。

(2) 災害時要援護者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー等を配置し、災害時要援護者対応の相談窓口を設置する。

(3) 避難所において高齢者、障害者、妊産婦等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や健康状態の把握に十分配慮する。

また男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

(4) 自らでは情報把握の困難な高齢者、障害者等への情報が徹底されるよう努める。とりわけ、一人暮らし高齢者、視覚・聴覚障害者については、的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。

(5) 避難所においては、生活必需品である水、食料、毛布、医薬品等のほか、授乳瓶、粉ミルク、紙おむつなどの育児用品、車椅子の確保等にも配慮するとともに、ボランティアなどの協力を得ながら高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。

2 被災者の他地区等への移送

災害時要援護者の障害の状態や心身の健康状態を考慮し、一般の避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。

また観光客等の移送について、関係機関との連携を図り迅速かつ的確に行う。

第3項 生活の場の確保

高齢者、障害者等にとって厳しい避難生活となるハンディキャップを少しでも取り除くため、生活の場として、次のような応急住宅の確保に努める。

1 応急仮設住宅の建設・供与

- (1) 応急仮設住宅の建設に当たっては、入居予定者の状況により、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。
- (2) 入居者の選考に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦世帯等に配慮する。

2 公営住宅・一般住宅の確保

設備の整った公営住宅や一般住宅は、高齢者、障害者等健康面で不安のある者にあっては最も適した住居となることから、その確保に努める。

3 宿泊施設の確保

宿泊施設は、施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、高齢者、障害者等の一時収容先として確保に努める。

第2節 保健・福祉対策

災害時には、平常時において在宅保健・福祉サービス等の援護を受けている高齢者、障害者等に加え、家庭機能の低下等により新たに援護を必要とする者が生じてくる。また避難生活では、生活環境の激変等に伴い、健康の確保や福祉対策が重要となってくる。

このため、関係団体、社会福祉施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障害者等に配慮した保健・福祉サービスの提供、生活の支援等を行う。

【町(関係各課)・県・関係機関】

第1項 実施体制の確保

災害時における保健・福祉関係業務としては、災害救助関連業務のほか、新たな要援護者への対応等膨大な種類と量の業務が発生するとともに、応急仮設住宅における保健福祉サービス等のように、災害発生後一定の期間を経て開始される業務が数多く存在することから、災害の規模、行政機能の状況等を踏まえながら業務実施体制を確保し、各段階におけるニーズに応じたサービスの提供等を行う。

1 町の体制

町は、災害救助業務等に並行して、時間経過に応じた組織と人員の投入等に留意し、保健福祉に係る応急対策を実施する。

この場合、必要に応じ県または他の市町等への応援職員の派遣を要請し、救援等の措置事務や相談業務が早急に講じられる体制を確保する。

2 県の体制

県は、町からの要請に応じ福祉関係職員を派遣するとともに、相談援助業務等に支障が生じる恐れがある場合は、国または他の都道府県、さらには、各種施設・協議会関係団体の職員派遣等の協力要請を行う。

第2項 保健対策

被災者にとっては、心身の健康の確保が特に重要であるので、保健師による次のような健康相談、精神保健活動等を実施する中で、高齢者、障害者等の健康管理に十分配慮する。

1 保健師等による避難所、仮設住宅等の巡回健康・栄養指導

2 訪問指導、訪問看護等の在宅保健サービスの早期実施

3 県は、1、2のほか健康福祉センター等におけるメンタルヘルスケアを行うとしている。

第3項 福祉対策

被災後の生活においては、高齢者、障害者等のニーズも多岐にわたることが見込まれるので、他市町応援職員、関係団体、ボランティア等の協力を得ながら、介護等の必要な高齢者、障害者等に対し、遅くとも1週間以内を目途に、組織的・継続的な福祉サービスを実施する。

1 要援護者の把握等

発災後直ちに福祉関係職員、ホームヘルパー、民生委員を中心としたパトロールチームを編成し、介護等の必要な高齢者、障害者、さらには家庭での保育や養育の困難となった児童等の実態把握調査を行うとともに定期的な巡回活動によりニーズの把握や生活情報の提供、生活相談の受付等を行う。

この場合、社会福祉協議会が福祉の輪づくり運動を活用して行う災害時要援護者支援システムによる訪問、話し相手、通院介助、外出の付き添い活動等の連携を図る。

2 福祉サービスの提供

- (1) 介護の必要な高齢者、障害者について、特別養護老人ホーム、障害者施設への緊急一時入所など、手続きの弾力的な運用による柔軟な対応を行う。
- (2) 関係団体等の協力を得ながら、仮設住宅や居宅で生活している高齢者、障害者等へのホームヘルプサービス、デイサービス等ニーズを踏まえた在宅福祉サービスを緊急に整備する。
- (3) 県は、(1)のほか、町等との連携のもとに、家庭での保育や養育が困難になった児童について、親族による受入の可能性を探るとともに、保育所や養護施設等への緊急受入れ、ホームステイや里親への委託等の保護を行うほか、児童等の心の不安を解消するため、児童相談所での相談活動を強化するとしている。

3 情報の提供

災害に関する情報、医療、生活関連情報等が高齢者、障害者等に的確に伝わるよう、掲示板、電子メール、ファクシミリ等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。

また視覚障害者、聴覚障害者については、手話・点字通訳者、要約筆記者等の確保に配意する。

4 生活資金等の貸付

県は、緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定を図るために、生活福祉資金特例貸付(小口資金貸付制度)の実施について国に要請するとともに、貸付主体である社会福祉協議会と連携した周知など適切かつ速やかな対応を行うほか、生活福祉資金の災害援護資金、母子福祉資金等の貸付支援措置を講じるとしている。

第4項 社会福祉施設の対応

社会福祉施設は、公共的施設として、入所者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を果たすことが求められる。

このため、被災社会福祉施設は、県、町等の協力を得つつ、早急に施設機能の回復を図るとともに、相互支援関係にある施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障害者等のための速やかな対応を行う。

1 入所者等の安全確保

- (1) 社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者を安全スペース等へ迅速・的確に退避させるとともに、入所者、職員等の安全を確認し、負傷がある場合は、症状・負傷の程度に応じた応急手当または必要に応じ医療機関への移送等を行う。
- (2) 発災後直ちに、火元の点検、初期消火活動を実施するとともに、ガス漏れ、漏電、ボイラーの破損等二次災害の原因となるもの及び給水、供電、給食等の施設設備の安全を確認する。
- (3) 町は、県と協力して、ライフラインの復旧について優先的な対応が行われるよう事業者へ要請するとともに、復旧までの間、水、食料等の生活必需品の確保に努める。

2 要援護者の受入れ

- (1) 被災地の社会福祉施設は、入所者の処遇の継続を確保した後、可能な限り余裕スペースなどを活用して、マンパワーの状況等を勘案しながら、介護等の必要な高齢者、障害者等の緊急一時受入を行うものとする。
なお不足する生活必需品、マンパワー等については、その不足量を把握し、相互支援関係にある近隣施設または県・市町に対し、支援を要請する。
町は県と協力して、これら社会福祉施設の対応を支援する。
- (2) 被災地以外の地域の施設は、県または町の要請に基づき、入所者の処遇に支障を来さない範囲内で、要援護者の受入れに協力するものとする。

第16章 ボランティア活動支援計画

第1節 一般ボランティアの支援体制

【町(民生課)・県・町ボランティアセンター】

第1項 県、町ボランティアセンターの対応

大規模災害発生時には、次のとおり、ボランティア活動支援体制のための体制を確立し、阿武町社会福祉協議会は、県、市町災害対策本部との連携を図りながら、町ボランティアセンターを設置し、必要な支援を行う。

1 救援センターの設置

県ボランティアセンターに救援センターを設置し、現地センターが救援活動に専念出来るよう、県、市町災対本部との連携を図りながら、必要な支援を行うとしている。

- (1) ボランティアの登録・参加要請
- (2) ボランティアのコーディネート、現地センターへの派遣
- (3) ボランティア募集のための広報
- (4) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・集積等

第2項 町の対応

災対本部にボランティア担当窓口を設置し、救援センター、現地センターと一体となって、次のとおりボランティアの活動支援を行う。

- 1 県、現地センター、各応急対策部との連絡調整
- 2 被災地ニーズの把握
- 3 報道機関等への情報提供
- 4 活動拠点の確保、資機材の調達・提供等

第2節 専門ボランティアの支援体制

第1項 町の対応

町災害救助班(民生課)は、専門的知識・技能を必要とする救助活動等の実施に当たり、従事命令等によってもなお必要な人員が不足する場合、県災対策本部にボランティアの派遣を要請するとともに、派遣されたボランティアに対する指示、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行う。

第2項 県の対応

救助総務班(厚政課)及び関係各班は、被災した町からの要請により、あらかじめ登録され、あるいは県ボランティアセンターを通じて新たに登録された専門ボランティアの派遣、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行う。

第3項 県ボランティアセンターの対応

県ボランティアセンターは、一般のボランティアの登録に併せ、専門ボランティアの登録を行うとともに、登録内容を県災害救助部救助総務班に報告し、救助総務班は関係班に報告する。

第3節 他都道府県の災害救援活動への支援

県は、他県で大規模な災害が発生した場合において、被災県と緊密な連絡・調整を行いながら、市町、関係団体と連携して、ボランティアの派遣等必要な支援を行う。

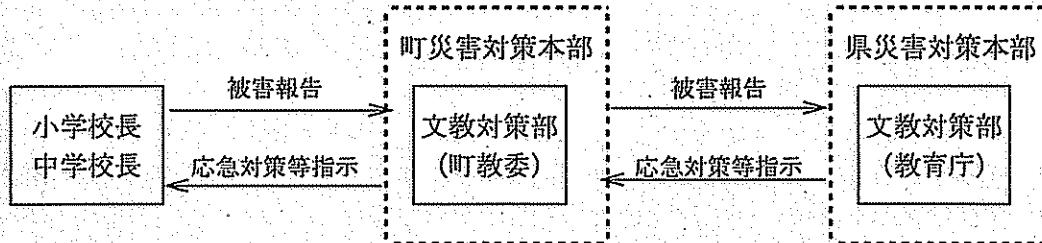
第17章 応急教育計画

第1節 文教対策

災害時における、児童生徒等の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、次の事項を実施する。

第1項 文教対策の実施【町教育委員会・県教育委員会】

1 町立学校関係の文教対策実施系統図



2 被害報告の内容

(1) 被害報告の種別	<ul style="list-style-type: none">・災害速報・公立学校人的被害に関する報告・公立学校物的被害に関する報告(施設、教科書等)・要保護準要保護児童生徒に対する就学援助等の調査報告・私立学校人的被害に関する報告・私立学校物的被害に関する報告・学校給食関係被害状況調査報告・教職員住宅被害報告
(2) 報告者、報告系統	第1項1「文教対策実施系統図」によるものとする。
(3) 学校施設の被害判定基準	「公立学校施設災害復旧費国庫負担金関係法令運用細目」によるものであること。

第2項 児童生徒等の安全対策

町教育委員会は、災害発生時において、児童生徒等の生命身体の安全を確保するため、これまでも計画的、組織的に児童生徒等に対して防災教育を実施してきたが、さらに次の視点に立った取組を推進していく。

取組の主な視点

- ◇ 様々な災害を想定した安全教育の年間指導計画の作成
- ◇ 大規模災害を想定した避難訓練の実施
- ◇ 教職員に対する安全教育の充実
- ◇ 通学路の安全点検
- ◇ 家庭・地域社会との連携を一層密にした安全教育指導と体制づくり
- ◇ 集団生活を行う上で基本的生活習慣の確立と自主性の涵養
- ◇ 災害に対する年齢相応のボランティア活動の推進
- ◇ 学級活動(ホームルーム活動)等において、自他の命を尊重する態度を育成し、安全な生活態度や習慣の確立

1 応急対策

町教育委員会は、所管する学校について、災害時の児童生徒等の安全確保並びに教育活動の確保について、必要な措置を実施し、また指導助言及び援助を行う。

(1) 事前対応

ア 学校における災害応急対策計画の策定指導

町教育委員会は、校長に、学校の立地条件、児童生徒等の特性等を考慮した、次のような項目を内容とする災害時の応急対策計画の策定及びその計画について、児童生徒等、教職員、保護者に周知するよう指導する。

応急対策計画の主な項目

- (ア) 学校の防災組織と教職員の任務
- (イ) 勤員計画(勤務時間外における連絡、非常招集の方法)
- (ウ) 情報活動(情報組織、情報の収集、伝達、広報活動)
- (エ) 関係機関(町教育委員会、警察署、消防署・団)及び保護者への連絡体制
- (オ) 避難誘導(避難先、避難ルート、避難時刻、避難誘導責任者、避難方法、避難先での留意事項等)
- (カ) 実験・実習中の対策
- (キ) 火元の遮断と初期消火活動
- (ク) 救護活動(児童生徒等、避難者)
- (ケ) 応援活動(被災者への応援協力)
- (コ) 児童生徒等登下校方法及び保護者への引渡し方法
- (サ) 避難誘導(在校時、登下校時、校外(屋内・屋外))

イ 防災訓練の実施

校長は、災害時に迅速的確な対応がとれるよう、県、町及び防災関係機関等が実施する防災訓練等への参加または自ら防災訓練を実施するものとする。

学校における防災訓練の場としては、次の三つが考えられる。

- (ア) 総合防災訓練(県または町によるもの)
- (イ) 地域防災訓練(町、防災関係機関等によるもの)
- (ウ) 学校で行う訓練

ウ 学校施設設備及び通学路の安全点検

校長は、災害発生時の被害を最小限に止めるため、日常から学校施設設備の点検を実施するなどして、常に保安状況を把握しておくものとする。

(ア) 防災上必要な設備等の点検整備

区分	内 容	
消火設備	消火器、消火栓、水槽、水バケツ、防火扉	
避難・救助	非常階段、救助袋、縄ハシゴ、ハンドマイク、懐中電灯、救助ロープ	
医薬品	救急医薬品、担架	

(イ) 破損、火災等による被害防止

区分	該当施設	点 檢 確 認 事 項 等
窓ガラス	教室・廊下等	窓枠等の不良の有無
理科実験室・医薬品類	理科実験室・実習室・保健室	混合発火の可能性の有無、劇毒物の収納状況、自然発火の可能性のある薬品の保管状況
ガス	理科実験室・調理室・給食室	元栓の開閉機能、ガス管の老朽化の有無
石油・ガスストーブ	教室・職員室・事務室・用務員室	周囲の引火物の有無

エ 気象情報の収集

学校は、町教育委員会及びテレビ・ラジオ等から、気象情報等の災害関連情報を収集し、必要に応じ連絡網により児童生徒等の家庭に伝達する等の措置を講じる。

また台風等事前に襲来が予測される場合の休校については、児童生徒の登校前、遅くとも午前7時頃までに決定連絡するよう努める。

なお学校長は休校を決定した場合は、速やかに町教育委員会にその旨の報告を行い、町教育委員会は、県教育委員会教職員課に休校の状況を報告することとする。

(2) 災害時の対応

ア 町教育委員会は、所管する学校において策定した「応急対策計画」が円滑に実施できるよう、指導及び支援に努める。

イ 学校教育施設の確保を図るために、下記(4)アに記述する学校施設の応急復旧に必要な措置を実施した時は指導、助言を行う。

【校 長】

ア 災害発生時においては、児童生徒等の安全確保を第一として、前記により策定した「応急対策計画」に基づき、必要な措置を講じるものとする。

(ア) 学校の管理する危険物安全措置

学校が管理する危険物(電気、ガス、危険薬品、アルコール類、石油等)については、二次災害発生の恐れが高いことから、これらの使用の停止または安全な場所への移動等必要な措置を講じるものとする。

(イ) 保健衛生に関する指導、助言

災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関して必要な指導、助言を行う。

・飲料水(井戸等利用の場合)汚染時の使用禁止及び消毒の実施措置

・汚染校舎の水洗、清掃、消毒の実施

・被災地域における感染症予防上の措置

イ 災害の規模、児童生徒等、教職員及び学校施設、設備の被害状況を速やかに把握するとともに、第1項1「文教対策実施系統図」により、町教育委員会に報告する。

児童生徒等の安否状況の把握については、地区ごとに教職員の分担を定めるなどして行うものとするが、被害の状況により必要があるときは、町または地域住民等の協力を求める。

(ア) 被害状況報告(把握の都度報告する。)

被害状況については、把握の都度報告すること。

ウ 状況に応じ町教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

エ 設備の応急復旧を行い、授業再開に必要な施設の確保措置をとる。なお確保については下記(4)イに記述する「学校施設の被害に応じた施設設備の確保基準」により行うものとする。

オ 施設、設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、町教育委員会に報告するとともに、応急教育の開始時期及び方法を、児童生徒等及び保護者に連絡する。

(3) 災害復旧時の対応

ア 町教育委員会は授業再開に必要な対策について、所管する学校を指導及び支援する。

(ア) 学習場所の確保等

(イ) 教員の確保(臨時の任用、近隣学校からの応援、県教育委員会への応援要請等の措置)

(ウ) 教科書等の供給

イ 町教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報収集及び指示等の伝達に万全を期する。

この場合において、人員等が不足するときは、他の部局に職員の応援を求めるなどして確保を図るものとする。

ウ 町は、災害の規模等により必要があると認めるときは、被災地の児童生徒についての教育事務の委託を隣接市町に対して行うことが出来るものとする。

エ 町教育委員会は、被災地の児童生徒の転入学の弾力的な運用を他の市町教育委員会に依頼するものとする。

【校長】

ア 教職員、児童生徒等を掌握するとともに、町教育委員会と連携し、校舎内外の整備並びに教科書及び教材の確保に努めるなど、教育再開に向けての各種整備を行う。

イ 被災児童生徒等のうち、自校以外の避難所に避難している児童生徒等については、教職員の分担を定め、実情の把握に努め、避難先を訪問するなど、必要な指導を行う。

ウ 避難場所として学校施設を提供したため、長期にわたって教室等が使用不可能となった場合は、町教育委員会に対し、他の公共施設等への学習場所確保のあっせん依頼を行う。

エ 災害復旧の推移を把握し、町教育委員会と緊密に連絡の上、出来るだけ早く平常授業が行えるように努め、その時期について、保護者及び関係者に連絡する。

オ 授業再開に当たっては、児童生徒等登下校時の安全確保に留意するものとする。

(4) 被災後の教育施設等の確保

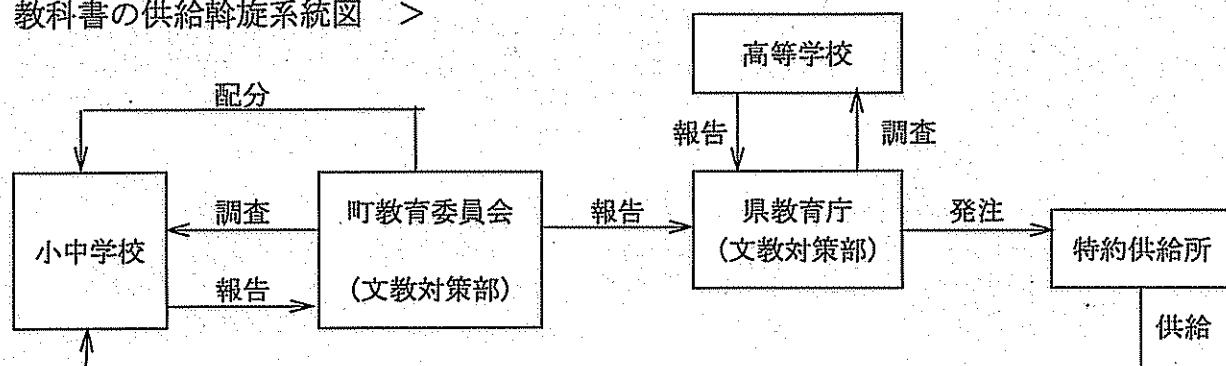
ア 学校施設 の応急復 旧	(ア) 施設の安全点検と危険箇所の表示 (イ) 応急復旧計画の樹立等の措置 (ウ) 応急復旧のための設備及び資材の確保措置 (エ) 被害状況の詳細な記録(写真等) (オ) 現地指導員の派遣
イ 学校施設 の被害に 応じた施 設確保の 基準	(ア) 応急的な修理で使用出来る場合、当該施設の応急復旧により使用する。 (イ) 学校施設の一部が使用できない場合、特別教室、屋内体育館等を利用する。 (ウ) 校舎の大部分が使用できない程度の場合、公民館等公共施設の利用または被災を受けていない隣接学校の施設設備等を利用する。 (エ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合、避難先の最寄りの学校、被災を免れた公民館等公共的施設を利用する。なお利用すべき施設、設備がない場合は、応急仮校舎の建設を要請する。

第3項 児童生徒等の援助

1 教科書の供給【町教育委員会・県教育委員会】

教科書の供給及び報告については、「災害により教科書が滅失またはき損した場合における教科書の供給等について」(昭和52年4月8日付け文初管第211号)によるものとする。

< 教科書の供給斡旋系統図 >



2 学用品の給与【町(教育委員会、民生課)・県】

学用品については、救助法が適用された場合、被災児童生徒等に対し、以下のような措置が講じられる。

(1) 納入対象

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失または損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒。

(2) 納入実施者

通常の場合、知事から委任を受けた町長が、教育委員会及び校長の協力を得て調達から配分までの業務を行うものとする。

(3) 納入する学用品等

次に掲げる品目の範囲内で現物を納入する。

山口県の災害救助法施行

規則の別記 小学校児童1人につき 4,100円

中学校生徒1人につき 4,400円

ア 教科書及び教材

(ア) 「教科書の発行に関する臨時措置法第2条」に規定する教科書

(イ) 教科書以外の教材で、教育委員会に届出または承認を受けて使用しているもの

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ 通学用品

雨傘、カバン、雨靴等

(4) 学用品納入の時期

ア 教科書・教材

災害発生の日から1ヶ月以内

イ 文房具及び学用品

災害発生の日から15日以内

3 学校給食の確保【町教育委員会・県教育委員会】

県教育委員会は、災害時における学校給食物資の確保及び給食の実施を図るため、次の措置を行うとともに、必要に応じ学校給食関係団体等に対し、学校給食再開について協力要請することとしている。

町教育委員会は、県教育委員会から必要な指導及び援助を受ける。

(1) 災害時における給食物資の確保措置

ア 学校給食用施設設備の被害状況の把握と指導援助

イ 保管倉庫の安全措置と水漏れ等の防止等

ウ 被害状況の確実な把握及び物資の調達措置

(2) 応急給食の実施

学校給食施設の安全点検を実施し学校としての機能が正常化するまでの間、応急給食を実施する。

ア 給食施設設備の安全点検及び衛生管理

イ 給食材料の衛生管理、調理等における完全熟処理

ウ 調理従事者の確保及び健康診断

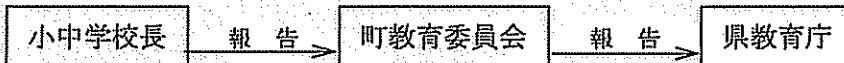
エ 学校給食と被災者炊き出しとの調整

4 児童生徒等に対する就学援助【町教育委員会・県教育委員会】

(1) 被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助

要保護、準要保護家庭の小中学校児童生徒については、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく援助措置が講じられる。これに必要な取り扱い内容等は、以下による。

ア 援助を必要とする児童生徒数の把握



イ 援助措置の内容

(ア) 児童生徒に対する援助の種類

学用品費、校外活動費、通学費、体育実技用具費、通学用品費、学校給食費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費

(2) 被災特別支援学校児童生徒等就学奨励

特別支援学校児童生徒の就学による保護者の経済的負担軽減を図るため「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づき、就学奨励費の援助措置が講じられる。

これに必要な取り扱い内容等は以下による。

ア 援助を必要とする児童生徒数の把握



* 寄宿舎入居中の児童生徒については、その者の属する世帯の住家被害による。

イ 援助措置の内容

(ア) 児童生徒に対する援助の種類

教科書、学校給食費、学用品費、修学旅行費、通学または帰省に要する交通費、付添人の付添に要する交通費、学校附設の寄宿舎居住に伴う経費

(イ) 援助額

全部または一部

(ウ) 交付手続き

児童生徒の属する世帯が被災した場合は、就学の経費認定資料を校長が提出する。

5 授業料等の減免及び学資貸与【県(教育庁教職員課・学事文書課)】

(1) 県立学校授業料等の減免等(山口県使用料手数料条例施行規則)

ア 生徒等の被災状況の調査報告

(ア) 県立高等学校

県立高等学校生徒被災状況報告書により、報告するものとする。

校長………… 県教育委員会(文教対策部)

(イ) 県立大学………… 県(学事文書課)

イ 減免措置

県教育委員会は、減免を決定し関係学校に通知する。

県立大学においては、公立大学法人の理事長が減免を決定する。

(2) 私立高等学校生徒等に対する授業料減免補助

私立高校生等特別就学補助金により、私立高等学校等を設置している学校法人が行う授業料軽減措置に対して補助する。

(3) 奨学金及び育英資金の貸与

被災生徒等に対しては、必要に応じ山口県ひとつくり財団、日本学生支援機構による奨学金の貸与措置が講じられる。

第2節 災害応急活動

学校は、平素においても地域社会の中で重要な役割を果たしているが、特に、災害等による大規模災害が発生した場合は、地域住民の避難所として防災上重要な役割を担うことになる。このため、関係部局と協議調整の上、避難所として必要な設備等の整備促進を図る。

第1項 避難所としての活動【町(民生課、教育委員会、各学校)・県(各学校)】

学校が避難所となる場合、避難所の運営は、町(民生課)が、教育委員会と協力して行うものとする。

教職員は、児童生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むほか災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力するものとする。

第2項 避難所としての施設設備の整備【町(総務課、教育委員会)・県】

町の地域防災計画において、避難所に指定された施設整備については、関係部局と協議の上、必要な対策を計画的に講じる。

1 情報連絡体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施し、地域の被災状況、被災者の安否情報等の連絡体制を確立するため、携帯電話、パソコンネットワーク等多様な連絡手段による情報ネットワークの整備を図る。

2 必要な設備の整備

学校が避難所として、防災上重要な役割を担っていることに鑑み、シャワー室、備蓄倉庫の設置等必要に応じ、防災機能の整備を図る。

3 必要な資材等の備蓄

避難所としての機能を果たすため、災害対策本部からの緊急物資が届くまでの間、必要な資材等の備蓄の促進を図る。

第1.8章 ライフライン施設の応急復旧計画

第1節 電力施設

第1項 災害時の応急活動体制【中国電力株式会社】

所管する電気施設等に災害が発生した場合、中国電力株式会社は、災対法第39条の規定に基づき策定した防災業務計画により、速やかに応急措置を実施することとなっている。

1 災害対策の基本方針

災対法、電気関係法規及び中国電力株式会社の諸規定に立脚して、総合的・長期的視野に立った災害対策を推進する。町と中国電力株式会社萩営業所は平成17年7月21日に確認した「災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い」により相互に協力して災害対策を行う。

2 災害発生時の防災活動体制

災害が発生した場合は、その状況に応じて、総本部、支社及び各事業場において必要な防災活動体制をしく。

3 災害応急対策

災害が発生した場合は、迅速的確に対処するため、次のような事項により応急対策を実施する。

事　　項	対　　応　　措　　置
(1) 災害時における町との情報連絡	<p>ア 連絡を要する場合 (ア) 大規模な被害または重大な事故が発生したとき。</p> <p>イ 伝達内容 中国電力(㈱)萩営業所と町が協議して別に定める。</p> <p>ウ 伝達系統図 (ア) 災害対策本部が設置された場合</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"><p>中国電力(㈱)萩営業所 広報班</p><p>TEL 0838-22-8562</p><p>TEL 0838-22-8549</p><p>FAX 0838-22-8538</p></div><div style="text-align: center;">↔</div><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"><p>町(総務課)</p><p>TEL 08388-2-3110</p><p>TEL 08388-2-3111</p><p>FAX 08388-2-2090</p></div></div> <p>(イ) 災害対策本部が設置されていない場合</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"><p>中国電力(㈱)萩営業所 災害対策本部 連絡先は別途記載</p></div><div style="text-align: center;">↔</div><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"><p>町(総務課)</p><p>TEL 08388-2-3110</p><p>TEL 08388-2-3111</p><p>FAX 08388-2-2090</p></div></div> <p>(ア) 電気施設及びその付近に災害が発生した場合は、直ちに技術員を現場に派遣し送電を継続することが危険と認められるときは、当該範囲に対する送電を停止する等、危険予防に必要な措置を行う。</p> <p>イ 火災の場合は、現場の警察官・消防関係者と緊密な連絡をとり、危険予防の措置を行う。</p> <p>ウ 被災直後の感電、復旧後の通電による漏電火災等の二次災害防止に必要な広報活動を実施する。</p>
(2) 災害時における電気の保安	

(3) 災害時における 応急工事	ア 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊 急性度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。 イ 応急工事を実施するため必要な用地、資材の緊急確保については、状況に より、知事、町長に協力を要請する等適切な方途を講じる。
(4) ダム・ゲートの 管理	ア 河川法及び電気事業法に基づく社内規定等による。 イ 特に、ダム放流に当たっては、危険防止のための住民への周知、関係機関 に対する通報・通知を迅速確実に行う。
(5) 災害時における 広報	ア 広報活動 災害の発生が予測される場合または災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。 イ 広報の方法 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、 広報車等により直接当該地域へ周知する。 また町は広報車(消防団車両を含む)、防災行政無線などを活用して広報に 協力する。

4 災害復旧対策

- (1) 復旧に際しては、被害の状況、設備の重要度、その時点の工事能力及び復旧資材の状況等を総合的に勘案して、極力短期日の復旧に努める。
- (2) 復旧順位は、系統及び負荷の重要性等を考慮し、復旧効果の大なるものから行うが、原則として次の方針による。
 - ・電源側
　　主要水、火力電源に関連する発送変電設備並びに超高压系統に関連する発送変電設備を優先し、次いでその他電源とする。
 - ・負荷側
　　治安上必要な一般電灯、保安用電力、防災に関する公共機関、基幹病院、社会福祉施設、ライフライン施設を最優先とし、順次一般用電力とする。

第2項 小型発電機による応急電源対策【町(施設課)】

災害に限らず長時間の停電が発生または継続する恐れがある場合は、町はあらかじめ設定した重要公共施設や避難所に小型発電機を臨時に設置し、ライフラインの確保に努める。この場合、小型発電機では、停電地域の家屋個々への給電、特に水道施設未普及世帯の井戸水ポンプ対応は困難であるため、一時避難所を設置し、給水車の対応とする。

第2節 ガス施設

第1項 簡易ガス供給事業者の応急対策【簡易ガス供給事業者】

- 1 一般ガス事業者に準じた応急対策をとり、被害の拡大防止及びガス供給の再開に努めるものとする。
- 2 日本簡易ガス協会中国支部の「簡易ガス事業防災相互援助要綱」に基づき、災害の発生またはその拡大を防止し、相互に必要な援助活動を行う。

第2項 LPガス、燃焼器具の供給対策【町(施設課)・県】

大規模な災害等が発生した場合において、熱源の確保は、医療救護活動あるいは被災者が日常生活を営むうえでの重要な対策となる。

LPガスは、熱源の中でも災害に強い熱源であり、その機動性等から災害時の応急熱源として、特に大きな効果を期待出来る。

1 調達・供給確保

県を通じて行うLPガス等の調達は、次のとおりである。

- (1) 町において、LPガス等の確保が必要となった場合は、(社)山口県LPガス協会萩支部に供給を要請する一方、県災対本部(防災危機管理課)にあっせんを要請する。
- (2) 県災対本部はLPガス、ガス器具等の供給について、(社)山口県LPガス協会に要請する。
- (3) (社)山口県LPガス協会は県災対本部からの要請に基づき、供給可能な事業者を、県災対本部に通知する。
- (4) 県災対本部は、町に通報する。
- (5) 通報を受けた町は、当該事業者に連絡し、必要なLPガス等を調達するものとする。

第3節 水道施設

災害による水道施設等への被害が発生し、応急給水が長期に及ぶと被災住民の生活安定に重大な影響を与える。

このため町は、あらかじめ被災施設の応急対策・復旧活動について必要な事項を定め迅速な復旧を実施する。

第1項 災害時の活動体制【町(施設課)】

1 動員体制の確立

(1) 要員の確保

ア 災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、あらかじめ、各事業所別に職員の配備体制を確立し、職員を指名し、担当業務を明らかにしておく。

イ 休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合は、職員は被害状況に応じ参集し、応急対策に従事する。

ウ 施設課職員で不足する場合の人員の確保は、府内各部局、隣接、近接の地方公共団体、県災対本部(生活衛生班)へ応援を求める。

(2) 関係機関及び関係業者への協力要請

ア 被災施設の応急措置及び復旧は、業者に委託して実施することから、指定給水装置業者等へ協力要請を行う。

この場合、町内の業者も被災していることが考えられることから、隣接、近接市町または県災対本部(生活衛生班)に応援要請を行い、必要業者の確保を図る。

イ 隣接、近接の市町に対して応援を要請するが、それでも対応できないと判断されるときは、県災対本部(生活衛生班)に対して、他県等への要請を依頼する。

(3) 情報連絡活動

応急対策を効率よく実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要になる。

このことから、情報収集の手段、連絡手段、受持地域、内容等をあらかじめ定め、災害発生時に混乱が起きないようにしておく。

2 応急対策

対策項目	措置内容
(1) 災害復旧用資機材の整備	<p>ア 復旧に必要な管・弁類等の材料については、日常から在庫数量を把握とともに、整理をしておく。</p> <p>イ 不足する場合は、取扱店、他の市町等から調達することになるため、あらかじめ隣接・近接市町と協議するなどして迅速な確保が図られるようにしておく。</p>
(2) 施設の点検	<p>災害発生後は、速やかに水道施設を点検し、被害状況を把握する。</p> <p>ア 貯水、取水、導水、浄水施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。</p> <p>イ 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。</p> <p>ウ 次の管路等については、優先して点検を行う。</p> <p>(ア) 主要送水管路</p> <p>(イ) 医療救護施設、避難所及びこれに至る管路</p> <p>(ウ) 都市機能を維持する重要施設である発電所、変電所等に至る管路</p> <p>(エ) 河川、鉄道等の横断箇所</p>
(3) 応急措置	<p>被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大する恐れがある場合及び二次災害の恐れがある場合には、速やかに応急措置を実施する。</p> <p>ア 取水、導水、浄水施設の給水所</p> <p>取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止または減量を行う。</p> <p>イ 送水・配水管</p> <p>(ア) 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。</p> <p>この場合、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障となならないように努める。</p> <p>(イ) 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。</p>

3 復旧対策

水道事業者は、復旧に当たっては、再度の被災防止を考慮に入れ、必要な改良復旧を行うとともに、計画的に復旧対策を進める。

対策項目	措置内容
(1) 取水・導水の施設の復旧活動	取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先で行う。
(2) 浄水施設の復旧活動	浄水施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。
(3) 管路の復旧計画	<p>災害発生時において円滑迅速な復旧が実施出来るよう、あらかじめ復旧の順位等を定め、以下により実施するものとする。</p> <p>ア 復旧に当たっては、随時配水系統等の切替え等を行いながら、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等考慮して、復旧効果が最もあがる管路から順次行う。</p> <p>イ 資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、仮復旧を実施する。</p> <p>ウ 送水・配水管路における復旧の優先順位</p> <p>(ア) 第一次指定路線 送水管及び主要配水幹線として指定した給水上重要な管路</p> <p>(イ) 第二次指定路線 重要配水管線として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路</p> <p>エ 給水装置の復旧活動</p> <p>(ア) 送水管の復旧及び通水と並行して実施する。</p> <p>(イ) 需要家の給水装置の復旧は、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等を優先して行う。</p>
(4) 広報活動	<p>ア 災害時における町民の不安を沈静させる意味からも水道事業の果たす役割の大きいことに鑑み、被害状況、応急給水、復旧予定等について適時的確な広報を実施する。</p> <p>イ 広報活動は、広報車、ラジオ及び新聞等の報道機関を併用して、実施する。</p> <p>ウ 活動体制を確立し(責任者を定めるなど)、万全を期すものとする。</p>

第4節 下水道施設

下水道は、住民の日常生活に大きくかかわっており、災害により、施設に被害が生じた場合は、衛生対策上、また被災者の生活に重大な影響を与える。

このため、下水道管理者(町)は、災害時における下水道施設の応急対策、復旧に必要な体制を整備し、対応する。

第1項 災害時の活動体制【町(施設課)】

町の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し迅速に応急活動を実施する。

1 要員の確保

- (1) 災害時における応急措置、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備体制を確立し、災害時における担当業務、担当者を定めておく。
この場合、休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合についても、迅速な対応がとれるようにしておく。
- (2) 施設課の職員が不足する場合の要員の確保は、各所属、隣接等の地方公共団体、県災対本部に対して応援を求める。

2 関係機関及び関係業者への協力要請

- (1) 被災施設の応急処置及び復旧は、通常、業者に委託して実施することから、あらかじめ関係業界等と災害時の対応について協議をしておき、必要に応じ実施する。
- (2) 大規模地震等発生の場合、町内の業者については、被災していることが考えられることから、隣接市町または県災対本部(都市施設対策班)に応援斡旋の要請を行い、必要業者確保を図る。

3 情報連絡活動

- (1) 応急対策を速やかに実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要となることから、あらかじめ情報収集の手段、連絡方法、受持地域、内容等を明確にしておき、災害発生時に混乱がおきないようにしておく。
- (2) 災対本部、外部機関等との連絡調整が円滑に出来るように必要な要員を配備する。

第2項 応急対策

1 災害復旧用資機材の整備

応急措置に必要な資機材(発動電動機・空気圧縮機・水中ポンプ・バキュームカー等)等について、調達先等を把握整理し、確保体制を講じておく。

2 施設の点検

災害発生後は、速やかに施設を点検し、被害状況を把握する。

- (1) 処理施設、ポンプ場、管渠等を点検し、被害状況を把握する。
- (2) 管渠等については、巡回点検を実施し、漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度の把握に努める。

3 応急措置

- (1) 处理場・ポンプ場において、停電のためポンプ機能が停止した場合、非常用発電機・バキュームカー等によって運転を行い、排水機能の確保を図る。
- (2) 管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を講じる。
- (3) 工事施工中の箇所については、請負者に被害を最小限に止めるよう指示を行い、必要に応じて、現場要員の張り付け、必要資機材の確保を行わせる。

4 応急仮設トイレの確保

所管する施設に被害が発生し、下水道が使用不可能となった場合は、代替対策として、応急仮設トイレ等の確保対策を行う。
この場合、環境衛生班と連携を図りながら、協力して実施する。

第3項 復旧対策

1 处理場・ポンプ場

停電となった場合は、非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

2 管渠施設

復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管渠、排水柵、取付管の復旧を行う。

3 広報活動

公共施設の被害は、住民の生活を直撃し、不安感の醸成につながることから、適時適切な広報活動が必要となる。

このため被害状況、復旧予定、状況等について広報活動を実施する。広報活動は、広報車、ラジオ・テレビ及び新聞等の報道機関を併用して実施する。

第5節 電気通信設備

今日、町民の日常生活、社会経済活動において情報通信は、非常に大きなウエイトを占めている。

災害時において、通信の途絶は、災害応急活動に重大な支障を及ぼすばかりか、被災地域の社会的混乱をも招くことになりかねない。

このため、西日本電信電話株式会社山口支店は、災害が発生した場合には、その所管する電気通信設備等災害応急対策及び災害復旧について、別に定める「西日本電信電話株式会社災害等対策規程」及び同実施細則に基づき、必要な措置を講じることとしている。

第1項 災害時の応急活動体制【西日本電信電話株式会社】

1 災害対策本部の設置

山口支店

2 災害情報連絡体制の確立

(1) 災害時における町との情報連絡

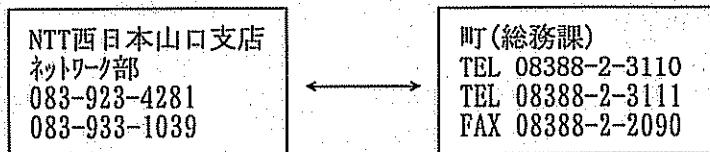
ア 連絡を要する場合

大規模な被害または重大な事故が発生したとき。

イ 連絡内容

NTT西日本山口支店と町(総務課)が協議して別に定める。

ウ 連絡系統図



3 応急対策

(1) 災害対策機器の配備

ア 非常用移動電話局装置類

災害により、NTT支店の交換機等が被災したときの代替交換機及び電源装置として、非常用可搬形デジタル交換装置、非常用可搬型遠隔収容装置を備えている。

イ 無線装置

通信途絶の恐れがある地域への孤立防止対策用衛星電話(Ku-1ch)の配備と、途絶地域への可搬無線機(TZ-68・TZ-403)及び衛星無線(ポータブル衛星)を配備している。

ウ 移動電源車

災害時の長時間停電に対して通信用電源確保のため、移動電源車を主要事業所に配備している。

エ 応急復旧ケーブル

応急復旧用として各種のケーブルを各事業所に配備している。

(2) 特設公衆電話の設置と緊急・非常扱い電報の受付け

ア 特設公衆電話の開設

救助法が適用された場合(救助法の発動が確実と思われる場合を含む。)や、事変その他の非常事態が発生した場合には、開設される救助活動拠点、避難所、救護所等に特設公衆電話を設置する。

イ 緊急・非常扱い電報の受付け

非常扱いの電報または緊急扱いの電報は、受付番号115番で受け付ける。

その際発信人は、その旨を電報サービス取扱所に申し出るものとする。

(3) 電気通信設備の点検

災害が発生した場合、または発生の恐れがある場合には、次の設備、機材の点検等を行う。

ア 電気通信設備の巡回、点検並びに防護

イ 災害対策用機器及び車両の点検、整備

ウ 応急対策及び復旧に必要な資材、物資の点検及び確認、輸送手段の確認と手配

(4) 応急措置

災害により通信施設が被災または異常輻輳等により、通信の疎通が困難あるいは途絶した場合には、最低限の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。

ア 臨時回線の作成

イ 中継順路の変更

ウ 規制等疎通確保

エ 災害用伝言ダイヤル(171)及びブロードバンド伝言板(web171)の運用

オ 特設公衆電話の設置

カ その他必要な措置

4 復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
被災地域、被災施設の状況等を勘案しながら次の工事を実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。
- (3) 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期に努める。
- (4) 災害復旧工事の計画

ア 応急復旧工事

イ 現状復旧工事

ウ 本復旧工事

- (5) 復旧の順位等

被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ順位等を定め計画的に実施する。

第19章 公共施設等の応急復旧計画

第1節 公共土木施設

災害が発生した場合、各公共土木施設等の管理者は、速やかに被害状況の把握に努め、施設の機能回復に必要な応急復旧措置を講じるものとする。

第1項 応急措置及び応急復旧対策

1 道路・橋梁

災害が発生した場合、所管する道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るために、交通規制等の措置、あるいは迂回路の選定など通行車両の安全対策を講じるとともに、道路状況等について、パトロールカー、報道機関等の協力を得て適時適切な広報を実施するほか、被災箇所については、応急措置及び応急復旧工事を実施する。

第8章 緊急輸送計画 第2節「緊急道路障害物の除去」関連

(1) 災害時の応急措置

被災状況の把握及び応急措置の実施は、緊急輸送路を優先して実施するものとする。

実施機関	応急措置
町	<p>ア 道路、橋梁の被害状況を速やかに把握し、警察と協力して交通規制を行い、被災地域における発災直後の交通混乱を回避する。</p> <p>イ まず、緊急輸送路線の確保に全力をあげ、必要な措置を講じる。</p> <p>ウ 次に二次災害の発生の恐れのある箇所の応急措置及び所管する他の道路の道路障害物の除去や障害物を除去する。</p> <p>エ 所管する道路・橋梁のうち、応急活動等を実施するうえで比較的緊急度の高い中心部周辺の施設について、迅速な被害状況の把握及び応急措置を実施する。</p> <p>オ 臨港道路及び橋梁の被害状況を把握する。</p> <p>カ 海上輸送基地に指定された施設周辺の道路、橋梁の被災箇所の応急措置及び障害物の除去を実施する。</p>
警察	<p>ア 発災直後の交通の混乱を防止するとともに、車両の安全を確保するため、速やかな情報収集活動を実施する。</p> <p>イ 各道路管理者と協議または自らの判断で、必要に応じ被災地域一帯を対象に、あるいは指定された緊急輸送路線確保のための交通規制を実施する。</p> <p>ウ 必要がある場合は、他県の公安委員会に交通規制を要請する。</p> <p>エ 危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。</p> <p>オ 災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講じるものとする。</p>
中国地方整備局(山口河川国道事務所萩国道出張所)	<p>ア 所管する道路及び橋梁の被害状況を速やかに把握する。</p> <p>イ 県の防災計画に指定されている緊急輸送路の交通の確保に全力をあげ、被災箇所の応急復旧、障害物の除去に努める。</p>

(2) 応急復旧対策

実施機関	応急復旧対策
町	<p>ア 応急復旧作業は、建設業界に委託して実施し、緊急輸送路の道路障害物の除去を最優先に行う。</p> <p>イ その後、一般道路のうち、応急復旧活動、町民生活に必要となる道路で、二次災害を誘引する被災箇所(陥没、隆起、決壊等)の応急復旧工事を実施する。</p> <p>ウ 応急工事は、被害の状況に応じて必要な仮工事を実施する。</p> <p>エ 上下水道、電気、ガス、電話線等道路占用施設の被害が併せ発生した場合は、当該施設の管理者と相互に連絡し、適切な応急措置を講じるものとする。</p> <p>緊急時で、そのいとまがないときは、直ちに応急措置を講じるが、事後関係者に連絡するものとする。</p>
中国地方整備局(山口河川国道事務所萩国道路出張所)	被害を受けた道路について、緊急輸送路その他の道路の順に応急復旧工事をを行い、道路機能の確保に努める。

2 河川、ダム、ため池及び内水排除施設

暴風、高潮等により堤防、護岸及び海岸保全施設等が破壊、決壊等の被害を受けた場合には施設の応急復旧及び浸水の排除に必要な措置を講じる。

実施機関	応急復旧対策
町	<p>(1) 水防活動と並行して町が管理する施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。</p> <p>(2) 被害箇所については直ちに県に報告するとともに、必要な応急措置を講じる。</p> <p>(3) 排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求めるなどして内水による浸水被害の拡大を防止する。</p> <p>(4) 下水ポンプ場等の排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。</p>
県 〔土木建築部 農林水産部〕	<p>(1) 災害が発生した場合、直ちに所管する河川、ダム、下水、ため池等の管理施設の被災地点検を実施する。</p> <p>(2) 市町が応急措置を実施するうえで必要な技術的援助(職員の派遣を含む。)及び各種の総合調整を行う。</p> <p>(3) 所管する被災施設の応急復旧工事を実施する。堤防、護岸の応急措置としては、通常本工事より規模の小さい仮の構造物を迅速に設置し、水の流入を止める工事を行うが、実施する工法等については、地形等を勘案し適切な工法によるものとする。</p> <p>(4) 排水施設の被害をとりまとめるほか、移動排水ポンプを確保し被災市町へ派遣する。</p> <p>(5) 特に住民の安全確保の観点から、緊急に応急復旧を実施する必要のある対象としては、おおむね次のとおり。</p> <p>ア 堤防の破堤、護岸、天然河岸の決壊、ダムの損壊等で放置すれば住民の生命財産に重大な影響を与える恐れのあるもの。</p> <p>イ 河川が埋まり流水の疎通を著しく阻害するもの。</p> <p>ウ 護岸、床止、水門、樋門、樋管または天然護岸の全壊または決壊で、これを放置すれば著しい被害を生じる恐れがあるもの。</p> <p>(6) 流域下水道の下水ポンプ等排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。</p>
中国地方整備局(山口河川国道事務所萩国道路出張所)	<p>(1) 災害が発生した場合、直ちに所管する河川の管理施設等の点検を実施する。</p> <p>(2) 堤防、護岸等への被害が生じた場合は、特に氾濫による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。</p>

3 港湾・漁港施設

港湾、漁港施設は、道路等の陸上輸送と併せ、物資の流通に大きな役割を担っている。特に大規模災害が発生し陸上輸送路が途絶したときには、海上による輸送の必要が生じる。暴風、高潮により、港湾、漁港等のけい留施設、荷揚げ施設等が被災した場合には、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

実施機関	応急措置・応急復旧対策
町	<p>(1) 港湾施設 陸海から港湾施設の被災状況の調査点検を行い、被害状況を把握し、関係機関(海上保安署・船舶輸送関係業者等)に連絡するとともに、県(港湾課)に報告する。</p> <p>(2) 漁港施設 漁業協同組合等の協力を得て、陸海から被害状況の点検を実施する。</p>
海上保安署	<p>災害発生と同時に海上船舶交通の安全確保のため、次の応急措置を実施する。</p> <p>ア 被災区域の交通規制の実施 イ 被災区域内の交通整理 ウ 航路障害物の除去(緊急の場合) エ その他の防災上の措置</p> <p>(ア) 気象情報の収集伝達 (イ) 船舶在泊状況の把握 (ウ) 港内巡回による避難の勧告、避泊地への誘導等の臨船指導 (エ) 危険物荷役の中止勧告 (オ) 港内整理及び避泊錨地の推薦 (カ) 必要に応じ、けい留施設の使用制限または禁止 (キ) 必要に応じ、移動命令及び航行制限 (ク) 乗組員不在船舶に対する保安要員の配置指導並びに在泊船舶全般に対する荒天準備の指導 (ケ) 海上における流出油等の防除 (コ) 船舶火災、海上火災の消火活動 (サ) 必要に応じ、自衛隊の災害派遣の要請</p>
港湾管理者	航路障害物の除去

4 海岸保全施設

海岸施設が、暴風、高潮等により被害を受ける恐れがあるときは、水害を警戒、防御し、被害が生じた場合は、二次災害から住民を守るために必要な応急措置、復旧工事を実施する。

実施機関	応急復旧対策
町	(1) 気象情報(暴風高潮)等により、災害発生の恐れが事前に予想されるときは、水門、樋門の閉鎖等必要な措置を行う。
県 土木建築部 農林水産部	(2) 管理する施設が暴風、高潮等により被害を受けたときは、被害状況を速やかに調査し応急復旧工事を実施する。 特に、住民の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。 ア 堤防 イ 護岸、胸壁、水門・排水機場の全壊または決壊で、これを放置すれば著しい被害を生じる恐れがあるもの。

5 砂防、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査する。

特に、住民の安全確保上緊急に復旧工事を行う必要のある施設は、次のとおりである。

実施機関	応急復旧対策
町 県 〔土木建築部 農林水産部〕	<p>災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、二次災害の危険性のある箇所については、斜面判定士による調査点検を実施し、二次災害から住民を守るために必要な措置を講じるとともに、応急復旧対策を実施する。特に、住民の安全確保上緊急に復旧工事を行う必要のある施設は、次のとおりである。</p> <p>(1) 砂防施設</p> <p>ア えん堤、床止、護岸、堤防、山腹工事または天然護岸の全壊または決壊で、これを放置すると著しい被害が生ずる恐れがあるもの。</p> <p>イ 流路工もしくは床止の埋そくまたは埋没で、これを放置すると著しい被害が生ずる恐れのあるもの。</p> <p>(2) 地すべり防止施設</p> <p>施設の全壊もしくは決壊、埋そくまたは埋没で、これを放置すれば著しい被害を生ずる恐れがあるもの。</p> <p>(3) 急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>擁壁、法面保護工、排水施設、杭等の全壊または決壊で、これを放置すれば付近住民の安全確保に著しい被害を及ぼす恐れがあるもの。</p> <p>(4) 流路工に係る応急工事</p> <p>ア 流路工が決壊したとき、仮工事として施工する場合は、土俵、石俵または鉄柵等をもって出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度に止める。</p> <p>イ 仮設工事では、著しく手戻り工事となるかまたは効果がないと認められる場合は、応急本工事として被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。</p> <p>(5) 砂防えん堤に係る応急工事</p> <p>砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう、板柵その他の応急工事を施工する。</p>

6 治山・林道施設

治山・林道施設は、その所在する地理的条件から、様々な災害現場による被害を受けやすい。災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、必要な応急復旧工事を実施する。

実施機関	応急復旧対策
町 県 (農林水産部)	<p>(1) 治山施設</p> <p>えん堤、谷止、床固、防潮堤、護岸または山腹工事、地すべり防止工事等について、その被害状況を調査するとともに、必要な応急対策を実施する。</p> <p>(2) 林道施設</p> <p>ア 林道は、地域によっては生活道路となっていることから、被害状況の早期把握に努める。</p> <p>イ 応急復旧は、次のような状況にあるとき実施する。</p> <p>(ア) 林道沿線住民の生計の維持に支障を及ぼすと判断されるとき。</p> <p>(イ) 復旧資材、農産物(生鮮食品の搬出)及び林産物の搬出に著しい影響がある場合。</p> <p>(ウ) 孤立地帯の迂回路等として活用する必要がある場合。</p>

第2項 応急工事施工の体制

1 要員・資材の確保【町(関係各課)】.

災害発生時における応急措置、応急復旧工事を迅速に実施するため、要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急調達、輸送の措置を定めておく。

(1) 技術者の現況把握及び動員

応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況を把握し、職種別、地域別人員等の資料を整備するなどしておき、緊急時において適切な動員措置を講じる。

(2) 建設業者の現況把握及び動員

地元建設業者の施工能力を常に把握し、災害時においては、緊急動員出来るよう適切な措置を講じる。

(3) 建設機械、応急復旧用資材の確保

応急措置、応急復旧工事を迅速に施工するため、大型建設機械及び土嚢用袋、かます、杭等の応急用資材及びスコップ、掛矢、足場等の応急用器具の調達先を把握しておき緊急確保の措置を講じる。輸送体制についても、あらかじめ輸送方法、輸送経路等を定め、緊急時に混乱を起こさないようにしておく。

2 関係機関に対する応援要請

大規模災害が発生した場合において、町単独で対応できない場合には、県、隣接市町等に必要な資機材の提供及び職員の派遣等を要請し、応急復旧に努める。

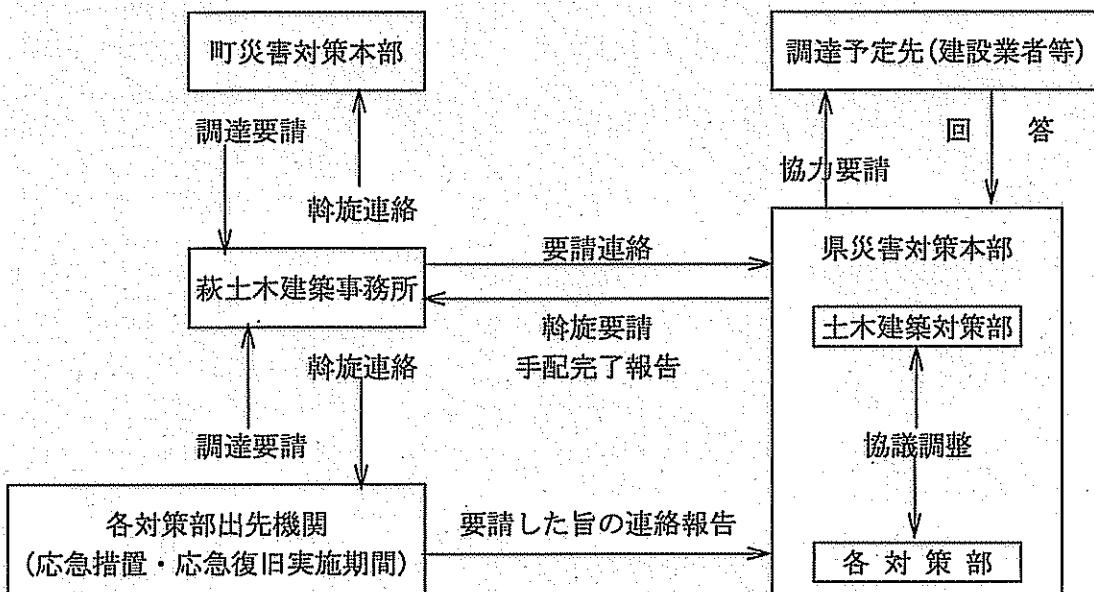
なお自衛隊の派遣要請要求も併せ実施し、対応するものとする。

3 建設機械等の緊急使用計画【町(施設課)・県】

(1) 緊急使用のための調達

災害または広域に及ぶ災害のため、建設機械等の調達が不可能であるとき、もしくは建設機械が不足するときは、県土木建築対策部が、県域全般の調達計画の樹立及び調整、運用等の措置を担当することとしている。

ア 処理系統図



イ 調達要請事項

建設機械の確保、調達の要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (ア) 使用場所及び使用期間
 - (イ) 使用目的(作業内容)
 - (ウ) 機械の種類及び必要台数
 - (エ) その他必要な事項
- (2) 中国地方整備局に対する応援要請

中国地方整備局における応援派遣に対する措置は、「大規模災害時の救援に関する覚書平成11.3.18各県土木(土木建築)部長、中国地方整備局企画部長間」に基づき行うものとし、その概要は次のとおりである。県または市町が大規模災害時に中国地方整備局長に対し、応援を求めた場合、中国地方整備局長は当該地方公共団体に対し、中国地方整備局所管の災害対策用機械を派遣することが出来る。

第2節 公共施設

町が所管する病院、学校、社会福祉施設等の公共施設は、災害発生時の応急救護所、避難所等として重要な役割を担うことになる。

このため、これらの施設が被災した場合における迅速な応急復旧措置は、被災住民の民心安定を図る上で重要なものとなることから、速やかな対応が必要となる。

第1項 応急対策【町(総務課)・県】

所管する各施設管理者に対し、災害時における施設の機能の確保及び利用者等の安全確保を図ることを目的に、災害後の応急措置、応急復旧に必要な措置について指導を行う。

1 応急対策計画の策定

公共施設等の各施設管理者は、災害時における応急対策を円滑に実施するため、応急対策計画を定めておく。応急対策については、それぞれの施設の管理者が定めるものであるが、計画すべき対策の要点は次のとおりである。

- (1) 災害情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 避難誘導等利用者の安全確保措置
- (3) 応急対策を実施する組織体制の確立
- (4) 火災予防等の事前措置
- (5) 応急救護措置
- (6) 施設設備の点検

2 災害時の応急措置

各施設管理者は、あらかじめ定めた応急対策計画により、迅速かつ適切な応急措置を実施する。

(1) 緊急避難の指示

管理者は、災害状況に応じ適切な避難誘導を実施し、入所者等の安全確保に努める。

(2) 被災状況の把握

管理者は、災害の規模、利用者・入所者、職員、施設設備等の被災状況の把握に努める。

(3) 応急対策の実施

ア 被災当日及びその後における施設の運営

イ 施設管理に必要な職員の確保、施設設備の保全措置

ウ 利用者・入所者の家族への連絡措置

(4) 報告・応援要請

管理者は、被災状況について、各施設所管課に報告するとともに、必要な応援要請を行う。

第2項 復旧対策

各施設管理者は、各施設所管課と協議の上、災害施設設備の応急復旧を実施する。

第3節 鉄道施設

公共輸送機関として多数の旅客、物資の輸送をしている鉄道は、災害等により被害が発生した場合、町民生活に重大な支障を与え、また利用者の人命に直接かかわる恐れがある。

このため、災害が発生した場合、旅客及び施設の安全確保と物資の緊急輸送の実施に必要な応急措置を実施することとしている。

第1項 災害時の活動体制【西日本旅客鉄道株式会社】

1 災害、運転事故対策本部の設置

- (1) 災害が発生した場合、鉄道灾害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、支社に事故対策本部(以下「対策本部」という。)を、また被災現場に事故復旧本部(以下「復旧本部」という。)を設置する。
- (2) 対策本部及び復旧本部の業務は、おおむね次のとおりである。

ア 対策本部

- (ア) 運転事故、防災及び災害の情報に関すること。
- (イ) 併発事故、災害の未然防止に関すること。
- (ウ) 被害の拡大防止に関すること。
- (エ) 運転事故、災害の復旧に関すること。
- (オ) 応急輸送に関すること。

イ 復旧本部

- (ア) 運転事故及び災害の復旧並びに負傷者等の救護に関すること。
- (イ) 運転事故及び災害の情報に関すること。
- (ウ) 被害の拡大防止に関すること。
- (エ) 応急輸送に関すること。

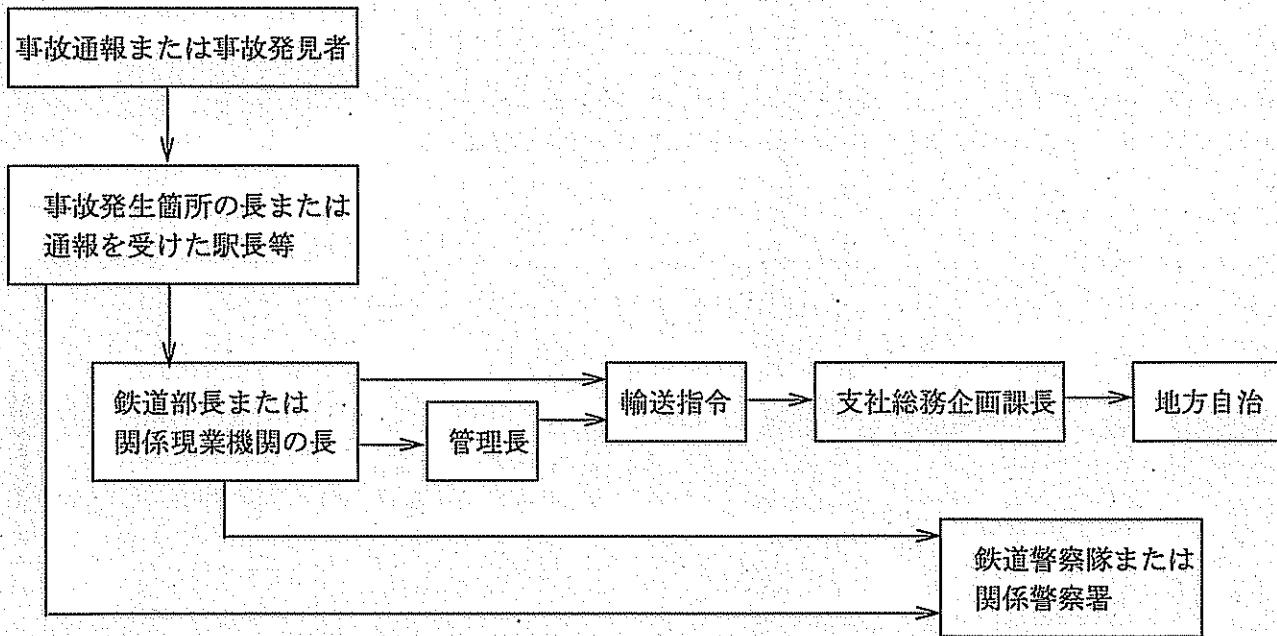
2 警戒体制

災害の発生が予想される場合は、おおむね次の警戒体制をとる。

- (1) 支社または支店の関係各課は、それぞれの現業機関の警戒体制を把握するとともに、必要な指示を行う。特に台風、洪水等については、関係地方気象台と直接電話等により情報の入手に努める。
- (2) 鉄道部長は、災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生する恐れがあるときは、現地に急行し関係現業機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。
- (3) 天候不良時の警戒については、関係地方気象台からの鉄道気象電報等及びその地区的気象状況等により線路等の警戒を行うとともに、関係地方気象台との連絡及びラジオその他による気象情報に注意し、気象の推移、台風の進路等の予測に努める。
- (4) 強風、豪雨発生時には、それぞれの基準により列車の運転休止または運転速度の制限を行う。

3 通信連絡体制

- (1) 災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話または鉄道電話等で行う。
- (2) 在来線における事故発生時の速報体制は、次のとおり。



第2項 応急措置【西日本旅客鉄道株式会社】

- 1 災害が発生したとき、または発生が予想される場合は、人命救護を第一とし、併発事故等被害の拡大防止に努めるとともに、関係箇所への連絡等の適切な処置をとるものとする。
- 2 事故の状況を判断して部外機関の応援を必要と認めたときは、その出動を要請する。
- 3 事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

第3項 応急復旧【西日本旅客鉄道株式会社】

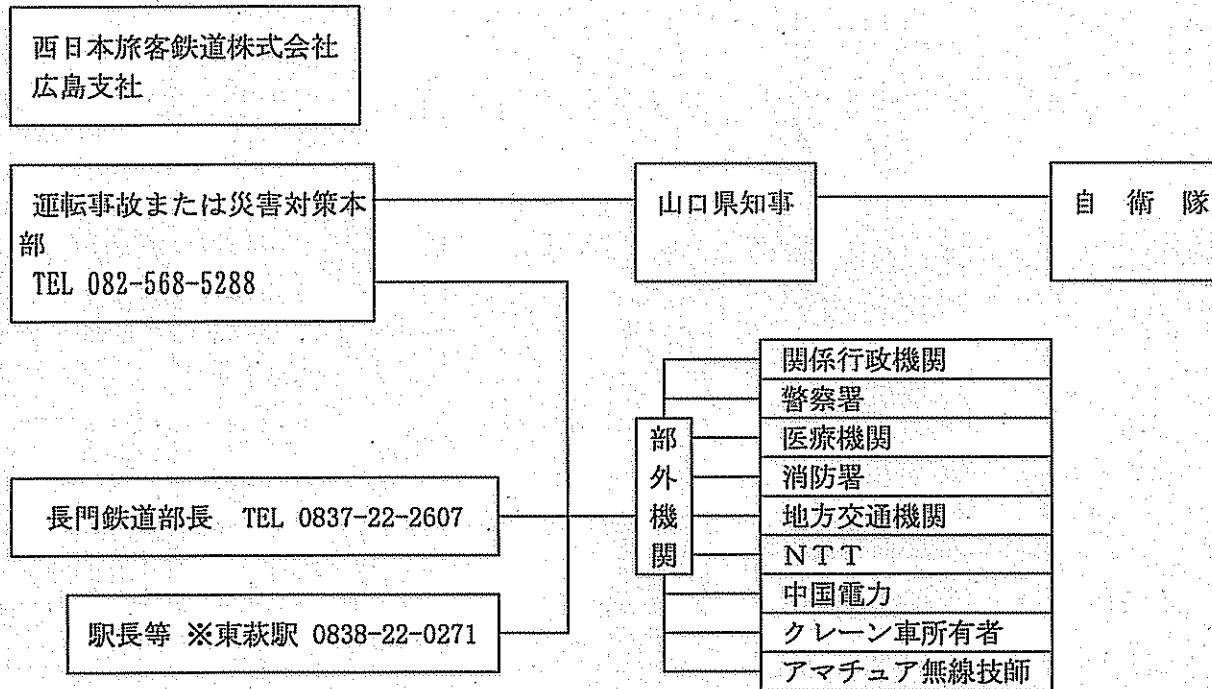
鉄道施設は、公共輸送機関として町民の日常生活、社会経済活動を営むうえで重要な役割を担っており災害等による災害が生じた場合速やかな応急復旧を実施する。

- 1 災害が発生した場合、所管する施設設備について早期復旧及び被害の拡大防止をするため、「対策本部」及び「復旧本部」は、あらかじめ定められた復旧計画に基づき必要な対策を講じる。
- 2 対策本部長並びに復旧本部長は、必要により次の部外機関の協力を要請する。なお駅長は、あらかじめこれら部外機関と災害時の対応について打ち合わせておくものとする。
 - ア 関係行政機関(町及び県・国の機関)
 - イ 警察署
 - ウ 消防署
 - エ 地方交通機関
 - オ NTT
 - カ 自衛隊

キ 中国電力
ク クレーン車所有者
ケ アマチュア無線技士

3 対策本部及び復旧本部が設置された場合の部外機関との連絡等は、それぞれの本部において行う。但し自衛隊の派遣要請については、対策本部長が県知事に要請する。

4 部外機関との連絡系統図



第20章 雪害対策計画

第1節 道路除雪計画

第1項 実施機関

豪雪時における交通確保のための除雪対策は、次の機関が実施するものとする。

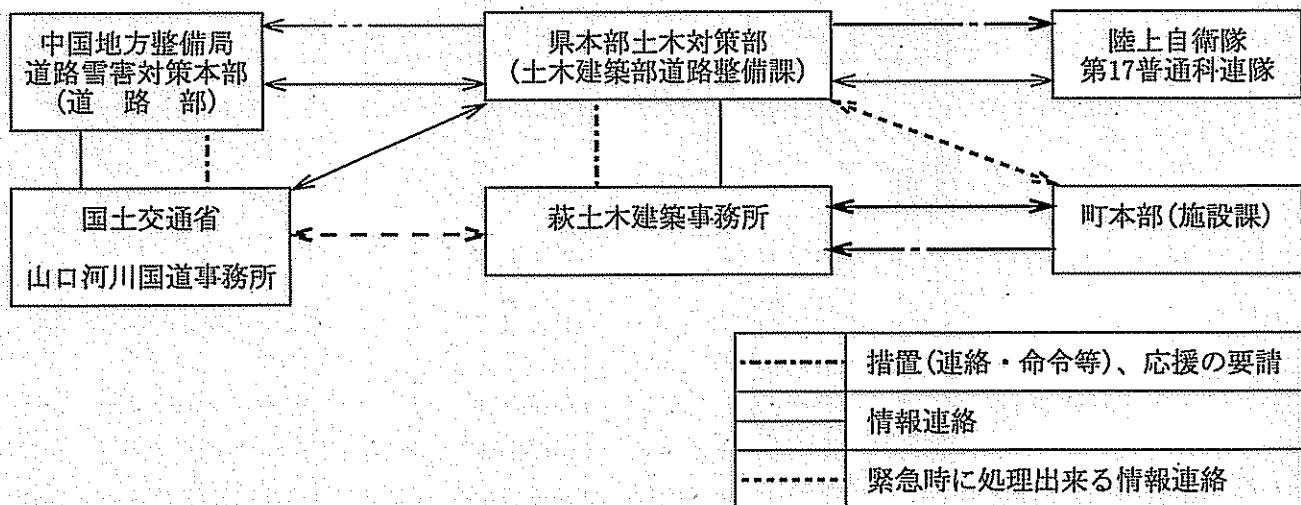
- 1 県道及び県管理国道の除雪
山口県土木建築部道路整備課(萩土木建築事務所を含む。)

- 2 国道の除雪
直轄道路については中国地方整備局(国土交通省山口河川国道事務所)

- 3 町道の除雪
町

第2項 道路除雪

1 対策系統



2 町が行う除雪

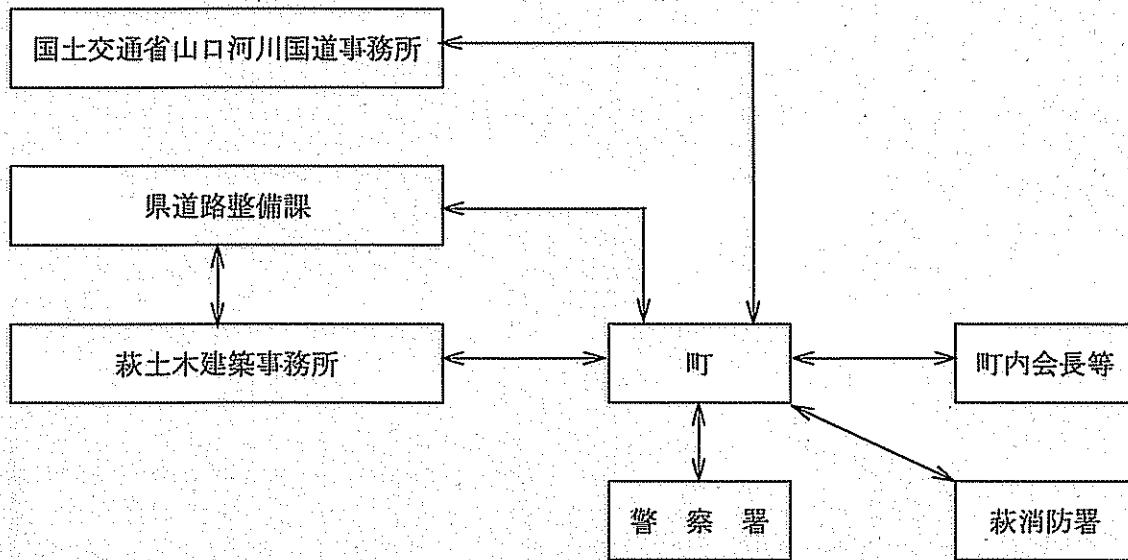
町が管理する道路の冬期交通対策として、路面の凍結及び積雪等の交通障害物を緊急に除去することなどを定めた、「冬期防災計画」に沿って、道路交通の安全を確保し、町民生活の安定を図る。

- (1) 町(施設課)は、毎年対策実施時期前に除雪路線及び除雪機械の配備等を萩土木建築事務所と協議の上決定し、除雪実施体制を確立するものとする。
- (2) 除雪期間及び除雪開始の時期
 - ア 降り始めから積雪期間中
 - イ 交通に重大な支障をきたすと認められたとき。
- (3) 除雪機械の整備及び確保
町内民間所有除雪用機械を把握し、その配置、輸送方法等について検討を加え、これらの所有者との協力体制を確保しておく。

3 豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置

(1) 情報連絡

ア 情報連絡系統



イ 情報連絡の内容

- (ア) 指定観測点における降雪量、積雪量等の積雪気象状況
- (イ) 道路交通確保状況
- (ウ) 除雪機械及びオペレーターの動員数

ウ 連絡の実施時期等

- (ア) 実施区分
 - a 平常時の観測及び情報連絡

平常時の降積雪量については、県道路整備課が指定した観測地点において12月1日から3月31日までの間、観測所からの午前8時現在の状況を毎日午前9時までに萩土木建築事務所から県道路整備課に連絡する。

- b 注意積雪深の観測及び情報連絡

各観測地点における積雪深が警戒積雪深の1/2に達したときは、注意積雪深として直ちに報告する。

但し夜間における積雪は、午前6時に道路整備課に連絡系統図により連絡する。

- (イ) さらに事態が悪化してきた緊急時には、状況変化(なだれ等による交通不能)の都度直ちに報告するものとする。
- (ウ) 連絡方法は、電話(防災行政無線)により連絡するものとする。

(2) 指定積雪量観測点

土木建築事務所	観測点名	警戒積雪深	観測器具
萩土木建築事務所	阿武町役場 福賀支所	50cm	1 雪板(降雪量測定) 良質の木材で30cm角板厚さ2.4cm程度で長さ60cm程度の角柱(6cm角)を立てたものとする。(角柱に目盛りをいれる) 2 雪尺(積雪量測定) 金属管(Φ2インチ)または良質の木材(10cm×5cm)に 白色ペイントを塗り目盛りは黒色エナメル書としたものとし、高さは2m程度のものを設置する。

(3) 警戒体制及び緊急体制への移行

県下に大雪警報が発表されたときは、第1警戒体制の配備につき、豪雪等のため必要と認めるときは、第1、第2警戒体制または災害対策本部体制の配備につくものとする。

第2節 家屋の除雪計画

第1項 連担地域の除雪対策

萩土木建築事務所と屋根の雪おろし時期、雪の排除方法または雪捨場の指定について協議し、適切な排雪計画を樹立、実施に努めるものとする。

第2項 公共施設の除雪対策(一般的基準)

公共施設の管理者は、次の基準に基づいて除雪に努めるものとする。

- 1 多雪地域では、屋根上50cm以上積雪の場合に除雪開始
- 2 兩方屋根面の均等除雪の実施
- 3 排雪場所、処分方法の計画的実施
- 4 長期降雪が予想されるときの残雪の除雪

第3節 なだれ対策計画

第1項 巡視警戒体制

町は、消防機関、警察機関、土木機関等の関係機関と協力のもとに査察を行い、危険箇所の早期発見に努めるものとする。

第2項 危険箇所の標示

町は、関係機関との連絡のもとに、「なわ張り」、「赤旗」等により標示し、住民、通行者に周知徹底を図るものとする。

第3項 関係機関との連絡

町は、なだれによる被害防止対策について、防災会議関係機関と緊密な連携を保ち、情報の交換、対策の調整に努めるものとする。

第4項 除雪対策

なだれの発生により、住民の生活、交通確保のうえに重大な支障を生じた場合は、早急な除雪対策を講じるものとする。

第4節 孤立対策計画

第1項 交通確保対策

国土交通省、県、町(道路管理者)は必要に応じて所管路線の巡回警戒並びに除雪を実施し、交通確保のための対策を実施するとともに、警察及び運輸関係機関との連絡調整を図るものとする。

第2項 保健衛生対策

第3編第11章「保健衛生計画」掲げる対策によるほか、次によるものとする。

1 救急患者の緊急輸送対策

- (1) そり、スノーボードによる輸送対策及び要員の確保
- (2) ヘリコプターによる空中輸送対策
- (3) ヘリポートの設定及び標識

2 環境衛生対策

(1) 水道施設の保全等飲料水の確保

- ア 水源施設、浄水施設、配水池の換気孔の除雪
- イ 消毒薬品特に塩素の確保備蓄
- ウ 減菌器及び予備減菌器の整備並びに保温設備の整備
- エ 送水設備の補助機関の整備及び試験的送電の実施
- オ 積雪地におけるどろ吐管、空気弁、制水弁、消火栓、計量装置等の位置の標示、並びに消火栓の除雪確認、凍結防止のための措置
- カ 配水系統の調査と危険箇所の確認並びに給水装置等露出配管の凍結破損防止措置
- キ 雪どけ時においては、井戸の汚染防止のための事前除雪、汚水の排水を行う。
- ク 断水時の給水措置は、町地域防災計画に定めるものとする。

(2) し尿、ごみの処理

ア し尿の汲取処分

- (ア) 大雪注意報発令の場合は、各家庭の便槽を汲取っておくこと。
- (イ) 積雪時に汲取運搬車の運行不能の場合を想定し、雪どけ時に飲料水、住家等に被害を及ぼさない処理場所を選定し、あらかじめ標識を設けておくこと。
なお処理場への投棄に際しては、同時に消毒剤の散布を行うこと。

イ ごみの収集処分

- ごみは、各家庭で焼却処分を行い、残物は環境衛生上支障なく、雪どけ後運搬便利な場所を指定し堆積しておくこと。

(3) 遺体埋火葬

- ア 火葬場への道路途絶の場合は、応急に「そり」による輸送を図ること。

- イ 輸送不能の場合は、臨時野焼場を設置処理すること。この場合は、警察署への連絡に留意すること。

(4) 家畜の死体処理

- 死亡した獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)は、死亡獣畜取扱場に運搬し処理すること。
但し運搬不能の場合は、萩健康福祉センターの許可を得て解体、埋却、もしくは焼却すること。

3 食品衛生対策

- (1) 食品不足に備え、びん詰、缶詰、インスタント食品を備蓄すること。
- (2) 食中毒防止のため、食品備蓄方法の指導を行うこと。
- (3) 洗浄用水の不足が予想されるので、使い捨て容器や衛生手袋を確保すること。
- (4) 生乳用容器の不足が予想されるので、保存容器の確保及び臨時容器、既存容器の保清について十分指導すること。

第3項 食料・生活必需品等の確保対策

1 飯米の確保

積雪中必要な飯米の確保

2 乳児用ミルク等の確保

人工栄養乳児用粉ミルク、砂糖の確保

3 生鮮食料品、生活必需品の調達確保

(1) 生鮮食料品の確保

ア 野菜の防寒貯蔵

イ 鶏卵、魚、肉類の貯蔵確保

(2) 保存食品の確保

ア 自家用漬物、乾燥野菜、その他食品の加工、貯蔵

イ 缶詰、塩干魚、煮干、豆類、海草類、調味料の確保

(3) 燃料の確保

第4項 畜産対策

1 飼養管理

(1) 飲水対策

(2) 衛生対策

2 家畜資料の確保

(1) 粗飼料の調達確保

(2) 濃厚飼料の調達確保

3 畜産物の品質低下の防止

(1) 異常乳の防止

(2) 生乳・鶏卵の凍結及び腐敗防止

第21章 火災対策計画

第1節 消防計画

第1項 消防の任務及び実施機関

1 消防の任務(消防組織法第1条)

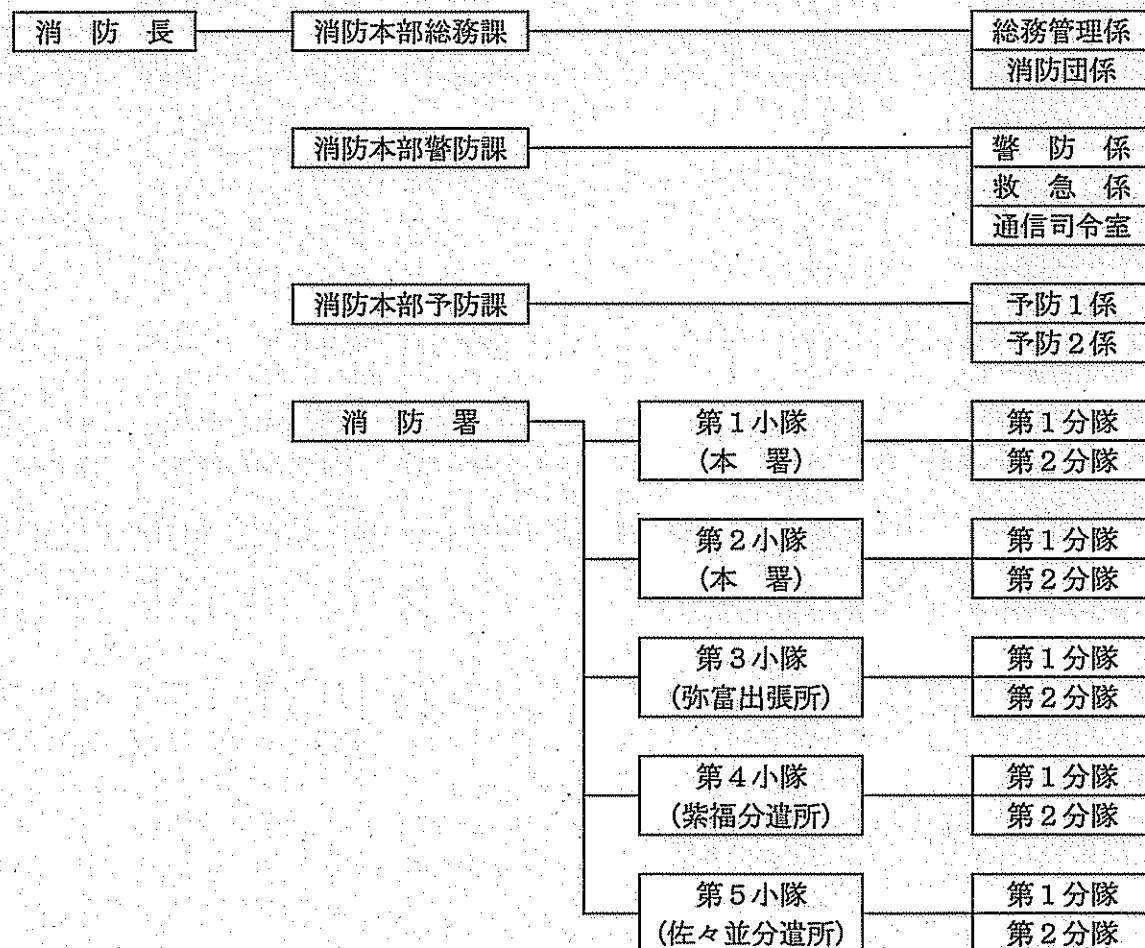
消防は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水災等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することをもって任務とする。

2 実施機関(消防組織法第6条、第24条の2)

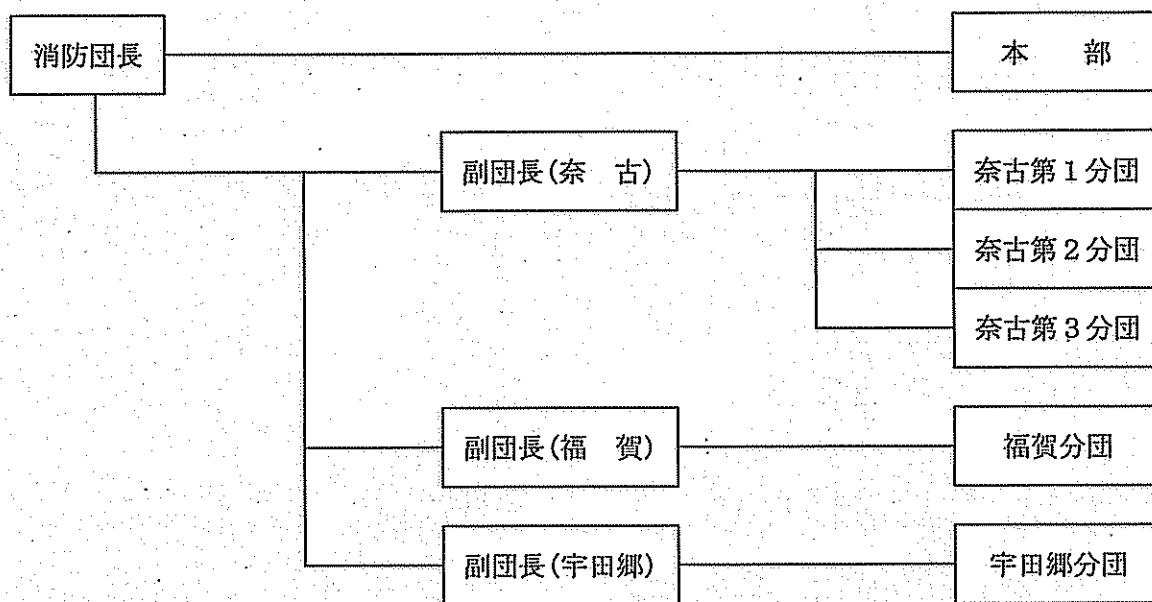
- (1) 消防の実施責任は阿武町にある。
- (2) 大災害等の非常事態においては知事は、町長または消防長に対し災害防御の措置に關し必要な指示をすることが出来る。

第2項 消防の組織体制

1 消防本部・署



2 消防団員



第3項 火災気象通報(消防法第22条)

知事(防災危機管理課)は、下関地方気象台から気象の状況が火災予防上危険である旨通報があったときは、直ちにこれを町長に通報する。

通報を受けた町長は、防災行政無線等を活用し、直ちにこれを住民に周知させる。

(注) 1 当日の予想を対象として行う通報であるので、解除通知はしない。

また通報後降雨等があり状況が変化した場合等もすべて解除通知はしない。

2 対象地域は全県とし、分割はしない。

第4項 知事の指示権(消防組織法第24条の2)

知事は、台風、水火災等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、町長に対して、非常事態の場合における災害防御の措置に関してあらかじめ協定してある事項の実施その他応急措置に関し、必要な指示をすることが出来る。(この場合の指示は、消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿って行うものとする。)

1 指示権を発動する場合の基準

数市町にわたる災害または1町の地域内における激甚な災害であって、当該市町の機能では適切な防御措置を講じることができない場合において、緊急に他市町からの応援措置を必要とするとき。

(注) 応援措置については、町長は第1次的に消防に関する相互応援(消防組織法第21条)、または他の市町に対する応援要求(災対法第67条)により処理すべきであり、知事の指示権は、第2次的に緊急措置として発動するものである。

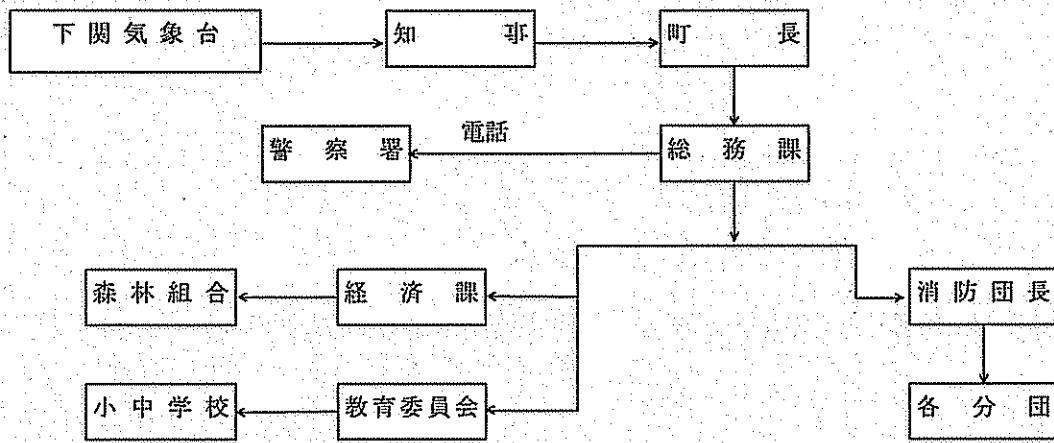
2 指示の範囲の基準

- (1) 応援派遣
- (2) 災害防御、鎮圧の措置
- (3) その他災害防御措置に関し必要と認める事項

第5項 警報発令伝達計画

異常気象時に火災を未然に防止するため、通報を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上特に、危険であると認めたときは、火災警報を発令する。

1 火災警報発令(連絡)系統図



2 住民に対する周知方法

- (1) 防災行政無線
- (2) サイレン、警鐘等
- (3) 有線テレビ放送

第6項 火災警防計画

1 消防団員の招集

(1) 火災警報発令時

火災警報が発令されたときは、火災が発生すれば延焼拡大の恐れがあるので、状況次第では、分団詰所に待機させる。

(2) 通常火災時

出動計画に基づく出動部隊の要員は、火災覚知後命令を待つことなく、所定の場所に参集するものとする。

(3) 非常火災時

サイレン、警鐘により招集する。参集場所をあらかじめ定めておく。

2 出動

消防団員が、一般加入電話、かけつけ通報その他の方法により火災を覚知したときは、それぞれの場合に応じ出動が出来るよう出動計画をたてる。

3 警戒

(1) 火災警報発令時

関係機関への周知徹底、住民に対する警戒心の喚起、啓発にあわせて、これに対処するための次の事項について定めておく。

ア 機材器具の点検等

イ 最少出動人員を適当な場所に待機させ出動の迅速を図る。

(2) 火災時

第1次火災により飛火によって発生する第2次、第3次火災を警戒するため飛火警戒計画をたてておく。

(3) 飛火警戒

ア 飛火危険の発生

飛火危険は、次の火災の場合発生が予想される。

- (ア) 高速風時延焼火災の場合
- (イ) 特殊木造大建築物延焼火災の場合
- (ウ) 粗雑建物密集地域の延焼火災の場合
- (エ) 高地または低地建物延焼火災の場合

イ 飛火警戒隊

飛火により第2次、第3次の火災が発生した場合は、所定防御部隊以外の予備部隊をもって編成する。

ウ 飛火巡ら隊

飛火によって発生する火災危険を早期に発見するため消防団員により要所を巡回して警戒に当たる。

エ 飛火警戒の実施

(ア) 飛火の危険範囲は一定しがたいが、次の各号に準拠する。

- a 通常風速5m以内において風下500m以内
- b 風速10m以内において風下1,200m以内

(イ) 飛火警戒隊の配置

警戒隊を根幹とし、地元住民の協力を得て配備する。

4 通信

(1) 平常時の通信体制

町が、加入電話、かけつけ等により火災報告、通報に接した場合、団員の招集、出動指令、報告通報などが円滑に行われるよう通信体制を整えておく。

(2) 非常時の通信統制

火災が拡大し、全分団の出動を要する場合、または出動した場合に各種指揮発令、各分団からの報告、関係機関に対する報告通報、分団相互間の連絡その他民間等からの問合せ等で相当通信の混乱が予想されるので、これらを排除するため非常火災時における有線電話、防災行政無線の使用区分を定めておく。

5 火災防御

火災防御計画は、樹立する必要があると指定された危険区域、特殊物を有する施設及び林野等について計画をたてる。

第7項 避難計画

1 避難勧告及び指示の法的権限

住民の立退き、避難に関する勧告及び指示についての権限は、原則として災対法第60条であるが、災対法第61条、水防法第22条、地すべり等防止法第25条がある。

2 消防団長の避難の勧告及び指示の措置

消防団長または消防団幹部が避難のための立退きを指示する必要を生じたときは、次のとおりとする。

- (1) 町長と電話等の連絡がとれる場合は、町長に対し危険の実情を報告し、指示をあおぎ、町長の指示内容によって、避難誘導など万全の措置を行うこと。
- (2) 通信がと絶し、町長と連絡のとれないときは、消防団長または幹部が適確な情勢判断により避難措置を行うこと。
- (3) 経過と事後の措置状況を町長に報告し、今後の措置について必要な指示を受けること。

第8項 交通規制

火災その他の災害発生時の交通規制(特に自動車)については、各分団本部の責任とし、警察の指導を速やかに求める。

第2節 林野火災対策計画

第1項 実施機関 第1節1項参照

第2項 火災気象通報及び火災警報の伝達 第1節7項参照

第3項 林野火災に係る消防活動

1 消防活動の実施機関

- (1) 町長は、当該区域における消防責任を有していることから、林野火災の予防対策及び消火活動について全力を傾注して実施する。

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関は、林野火災防御図の活用を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時機を逸すことなく近隣市町に応援要請を行うなど早期消火に努めるものとする。

- (2) 林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努めるものとする。

- (3) 住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

2 消防活動の組織体制

第1節第2項 参照

3 林野火災対応の概要

林野火災の消防活動については、地理的・地形的・気象的要因等により、多くの困難を伴い、また活動そのものも特殊な対応を求められる。

その中で、迅速かつ的確な消火活動を実施するには、林野火災対応の概要をあらかじめ把握しておく必要があることから、以下にその概略を示す。

事象の経過	町・消防機関の対応
異常気象	<p>警戒体制措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火災警報の発令 2 広報の実施 3 森林パトロールの強化 4 出動準備体制 <ol style="list-style-type: none"> (1) 消防車両、資機材等の点検設備 (2) 指揮命令系統の確認 (3) 非番職員(団員)の召集準備 (4) 車両の移動配置準備
出火	<p>覚知(通報受信)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 覚知情報の伝達 2 出動 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火災初期における防ぎよ体制 <ol style="list-style-type: none"> ア 非番職員、団員の非常召集 イ 現場指揮本部の開設 ウ 車両部署、水利部署位置の選定 エ 消火隊員の進入位置、注水位置の選定 オ 現場全体の状況把握と飛火警戒 (2) 消防防災ヘリコプター出動要請
火災拡大	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域応援要請(隣接・他県消防) 2 自衛隊派遣要請 3 空中消火準備 <ol style="list-style-type: none"> (1) ヘリポート位置の決定、設営 (2) 水利の選定 (3) 空中消火基地要員の準備 (4) 隣接市町等から空中消火資機材の確保 <ol style="list-style-type: none"> ア 水のう イ 消防ポンプ車 ウ 無線通信設備 4 付近住民に対する広報と協力要請 5 危険地域住民に対する避難勧告・避難指示 6 広域応援、自衛隊応援に係る必要な体制の確立 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指揮・連絡調整体制の確立 (2) 補給体制の確立 (3) 通信体制の確立 (4) 宿泊施設の確保 (5) 必要資機材の確保
鎮圧	<ol style="list-style-type: none"> 1 残火処理 <ol style="list-style-type: none"> (1) 再発防止対策 (2) 残火処理部隊の編成 (3) 警戒要員の配置 2 関係機関への連絡
鎮火	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関への連絡 2 出動部隊の撤収 <ol style="list-style-type: none"> (1) 部隊人員、負傷者の確認 (2) 利用資機材の点検 3 火災調査 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火災原因関係 (2) 火災防ぎよ鎮圧活動関係

4 消防資機材の貸付け

(1) 県(防災危機管理課・森林整備課)が保有する林野火災対応資機材

県は、林野火災対策用資機材として、空中消火時に使用する水のう、樹木伐採用のチエーンソー等の整備を進め関係先に寄託している。

(2) 貸付け手続き

ア 町の手続き

別記「災害対策用資機材貸付け申請書(様式第1号)」を、空中消火用資機材にあっては防災危機管理課へ、農林事務所(森林部)所有資機材にあっては萩農林事務所森林部に提出する。

但し事態が急迫している場合は、口頭または電話により行い、事後速やかに申請書を提出する。

イ 連絡先

(ア) 勤務時間内 山口県防災危機管理課(TEL 083-933-2367 または 083-933-2360)
萩農林事務所 (TEL 0838-22-3366)

(イ) 勤務時間外

防災危機管理課(守衛室経由)、農林事務所森林部長宅(森林整備課長宅)

ウ 借用書の提出

借受に係る資機材を受領するときは、別記「資機材借用書(別記様式第2号)」を、防災危機管理課、または萩農林事務所森林部(以下「貸付者」という。)あてに提出するものとする。

エ 貸付け条件

(ア) 貸付資機材については、借受者の責任において管理する。

(イ) 災害派遣要請に基づき出動した自衛隊、他市町、他県等からの応援者が使用する場合は派遣を要請した市町長に貸付けたものとする。

(ウ) 借受者は、借受資機材の輸送、使用に係るオイル、ガソリン等の補給に要する経費を負担する。

(エ) 借受資機材を滅失または破損したときは、貸付者に報告し、その指示に従い、借受者において補てんまたは修繕を行う。

但し借受者の責任でないことが明らかであると貸付者が認めた場合はこの限りではない。

(オ) 借受者は、借受資機材を目的外に使用してはならない。

(カ) その他、貸付者が必要と認めた事項

(3) 空中消火資機材の運用

県が備蓄している空中消火資機材(消火薬剤散布装置、溶解機、動力ポンプ、消火薬剤)に係る運用については「山口県林野火災用空中消火資機材運用要綱」により取り扱う。

第4項 広域消防応援

町の消防力の全力を挙げても林野火災への対応が困難なときには、近隣市町、他県の消防隊の応援(航空消防応援)を得て対応することになる。

第5項 自衛隊の支援活動

大規模な林野火災になると広域消防応援に加え自衛隊の消防活動が必要になる。特にヘリコプターによる空中からの消火活動支援は、火災の早期鎮圧を図る上で必要であることから、派遣要請等に係る事項にて定める。

1 自衛隊の災害派遣要請

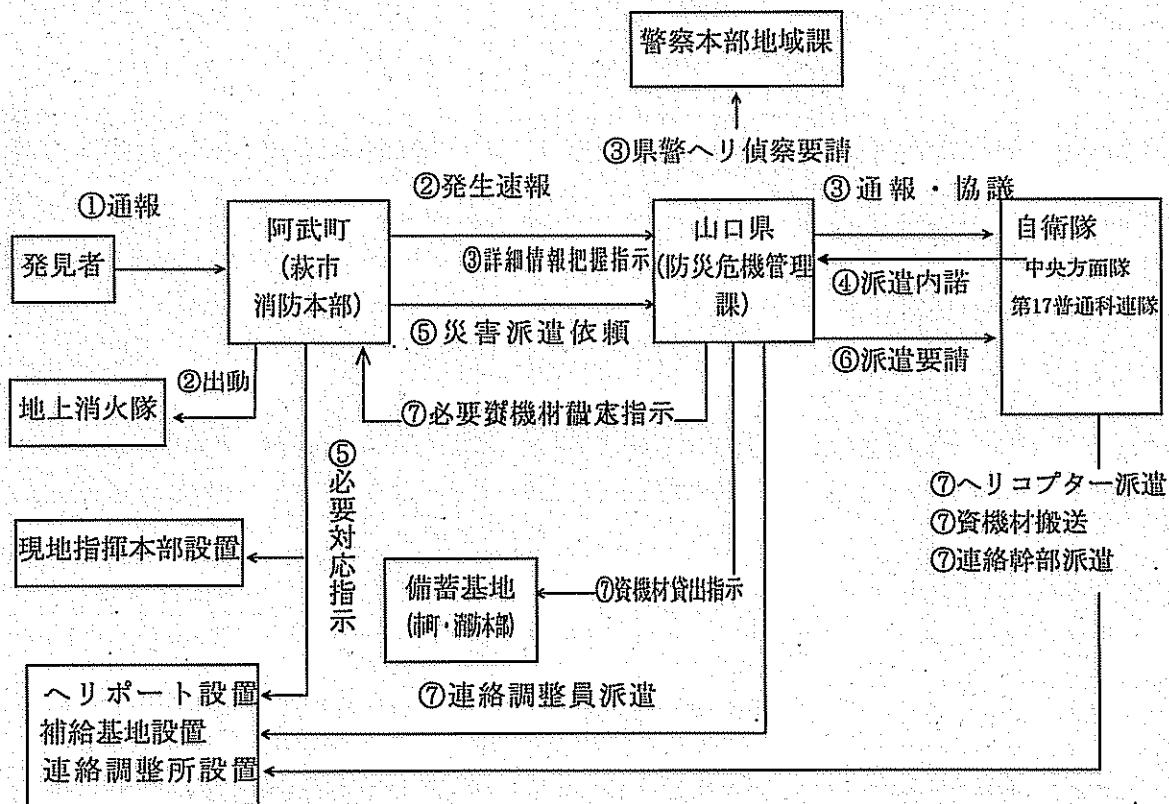
災害応急対策活動に係る自衛隊の災害派遣要請に係る一般的な事項については、第7章第2節参照。

2 ヘリコプターの派遣要請に当たっての留意事項

要請に当たっては、次のことを十分考慮する。

- (1) 空中消火を実施する時間帯は日の出から日没までであること。
- (2) 要請したヘリコプターが現地に到着するのに要する時間。
通常小月教育航空群のヘリコプターの場合、県内であれば離陸してから30分以内で到着する。
- (3) 空中消火基地(給水・薬剤補給活動拠点)設営の準備に要する時間
- (4) 空中消火用資機材(水のう・薬剤等)の集積に要する時間

3 林野火災発見から自衛隊ヘリコプター出動までの手順



4 空中消火活動体制

(1) 現地指揮本部

ア 現地指揮本部は、空中消火を効果的に実施するため、地上消火隊と空中消火隊の連携を図り、統一的な指揮をとる。

自衛隊が派遣された場合、現地に自衛隊連絡調整所を設置することになるが、指揮本部の機能を充実して対応することも出来る。

イ 現地指揮本部の空中消火に関する任務

(ア) 情報統括

上空偵察用航空機、空中消火用ヘリコプター、地上消火隊及びその他の関係機関からの情報収集及び情報の統括を行う。

(イ) 空中・地上消火隊との活動統制

防御戦術の実施に際して、各消火隊が有機的に活動出来るよう関係機関との間の連絡調整を図る。この場合自衛隊の災害派遣部隊指揮者との連絡調整の円滑化特に配慮する。

(2) 補給基地ヘリポート

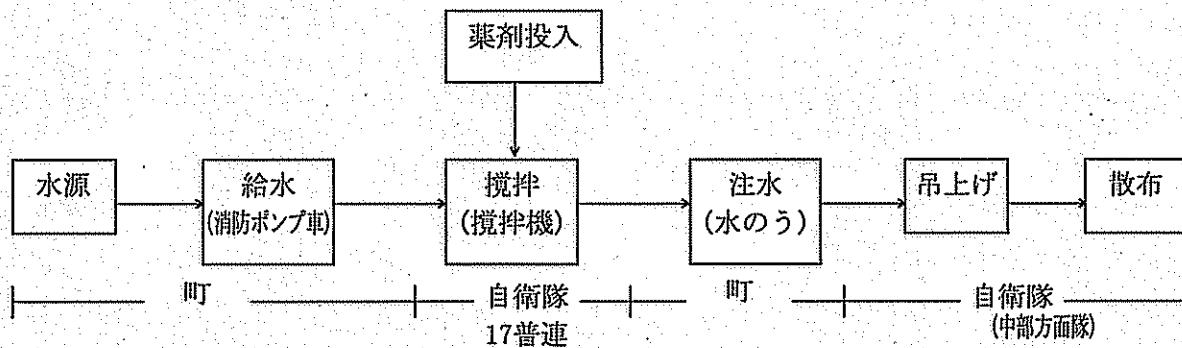
ア 補給基地ヘリポートの選定

補給基地ヘリポートの設置場所は、火災現場及び現地指揮本部に近く、資機材及び人員輸送等のための車両の進入が容易で、おおむね次の条件を満たす平坦な場所を選定するものとする。

- (ア) ヘリコプターの不時着あるいは吊下物の落下を考慮し、離着陸方向に人家、道路等がない場所であること。
- (イ) 消火剤吊り下げ時は、風向に正対して離陸することが多いので、着陸方向以外にも障害物がない場所であること。
- (ウ) 気流の安定した場所であること。

(3) 補給作業

ア 補給作業体系



イ 補給作業の内容

- (ア) 給水作業
- (イ) 薬剤準備・投入作業
- (ウ) 搅拌作業
- (エ) 消火剤注水作業

ウ 作業1個班の人数

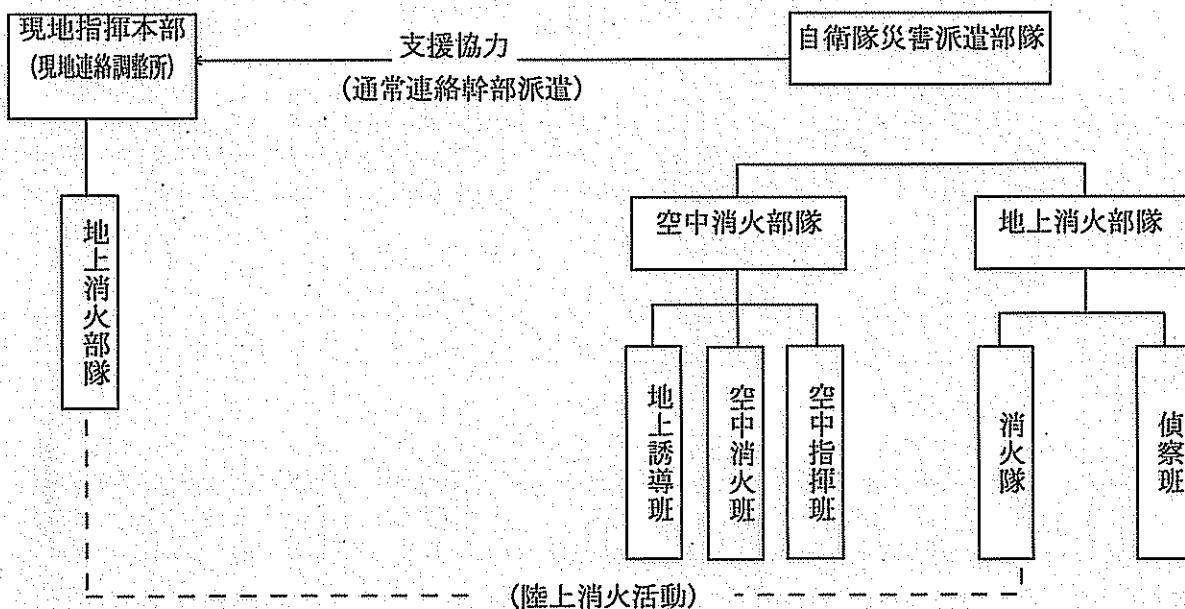
町が受け持つ作業内容を上記とした場合の一般的な人数は下記のとおり。

要員の確保に当たってはこれを目安に要員を確保すること。

班長	給水係	薬剤注入係	連絡警報員	計	備考
1	4	4	6	15	消防無線・消防ポンプ車(1台)・防塵眼鏡・防塵マスク・ハンドマイク・手旗等用意

5 自衛隊派遣部隊の現地組織

(1) 自衛隊空中消火現地組織図



6 空地連絡体制

現地指揮本部の責任者、県からの派遣者及び自衛隊災害派遣部隊連絡幹部は、空中消火作業開始前、また途中において次の事項について綿密に協議を行い、空中消火作業に支障のないよう努めるものとする。

(1) 空地連絡

上空と地上の間における連絡手段、要員の配備

(2) 偵察

火災の状況、空中消火区域など地図(地形・林相図等)に基づき十分打ち合せをし、必要により火災現場の調査飛行を行う。

(3) 地上消火隊との連携

効果的に消火活動が行われるよう火災現場の延焼状況、風向等を常に把握し、消火及び防御方法について地上消火隊との連携を図る。

(4) 消火効果の連絡

地上消火隊と綿密な連携をとり、空中消火薬剤の散布状況との効果を正確に把握する。

7 安全基準

空中消火活動時に当たっては、次の事項に十分注意し、事故の阻止を図るものとする。

(1) 一般的注意事項

ア 作業開始前に連絡方法等について十分打ち合せた後、作業を開始すること。

イ 作業時の服装は、行動しやすく安全を考慮したもの着用すること。

ウ ヘリコプターの行動には十分注意を払うこと。

エ 補給基地及びヘリポートの周囲には、標識を立て関係者以外立ち入り禁止するとともに、ヘリコプターの飛行経路下には注意標識を立てるなどして一般人の注意を喚起すること。

オ 燃料(ガソリン、ヘリコプター燃料補給車等)の周囲50m以内は、火気の使用を禁止するとともに、常に火災予防に心がけ、火気の使用に細心の注意を払うこと。

(2) ヘリコプター活動中の注意事項

- ア 飛行及び地上作業要領について、事前の連絡調整を十分行い、相互の意志の疎通を図ること。
- イ ヘリコプターから半径15m以内での火気の使用を禁止すること。
- ウ ヘリコプターの離着陸地点付近及び離着陸方向は常に開放しておくこと。
- エ ローター回転中はヘリコプターの直前を横切ったり、みだりに接近しないこと。
- オ ヘリコプターに接近する場合は、誘導員(多くの場合自衛隊員)またはパイロットに連絡(合図)した後、前方から接近すること。

第6項 住民等の安全対策

都市化の進展に伴い、林野と接する地域での宅地開発が進み、林野火災発生時には付近住民が危険にさらされる恐れがある。また入山者、遊山者も危険にさらされる。

このため、これらの者の安全確保を図るため、町は必要な対策を講じる。

1 避難勧告・指示、警戒区域の設定

- (1) 町長は、林野火災の延焼拡大により住民の生命安全に危険が及ぶとき、または予想されるときは、法に基づき必要と認める地域の居住者、滞在者に対して避難勧告、指示を行うとともに、火災警報区域、消防警戒区域の設定を行い、住民の生命身体の安全確保を図る。
- (2) 入山者、遊山者があるときは、入山の状況、所在等について、付近住民等から情報を収集し、広報車、携帯拡声器、ヘリコプター等を利用して、安全な場所に避難するよう呼び掛け誘導する。

2 避難場所、避難誘導

避難について措置すべき事項は第5章「避難計画」参照

第7項 災害広報

町及び消防本部は、地域住民の不安や混乱の防止及び消火活動への協力を得るために必要な情報を住民等に伝達する。

林野火災時において住民への伝達事項等は下記のとおり。

1 災害広報事項

- (1) 気象警報・注意報発表
- (2) 災害危険区域等に関すること
- (3) 避難、警戒区域設定に関すること。
- (4) 消火活動の概況及び関係機関の対応に関すること。
- (5) その他必要事項

2 伝達手段

- (1) 町防災行政無線(同報系)、有線放送等
- (2) テレビ・ラジオ等公共放送機関
- (3) 広報車
- (4) 職員及び自主防災組織による口頭伝達

第8項 残火処理等

林野火災は焼失面積も広大で、区域全般について詳細に残火を点検し処理することは困難であり、特に堆積可燃物下の深部、考古木の空洞、根株、朽木類の残火は長時間にわたって燃焼する。また残火処理の段階になると消防職員の疲労もピークに達しており、注意力も散漫になりやすく、これらの特性を踏まえ、特に次の事項について留意するものとする。

1 残火処理留意事項

- (1) 残火処理隊を特に編成して組織的に残火処理に当たること。
- (2) 残火処理については、防御した焼失線の端から逐次発火点に向かつて処理する。
- (3) 堆積可燃物の処理に当たっては、注水可能な場合は十分に浸潤させ、残火の掘り返しを併用して入念に消火する。
また注水が十分行えないときは、覆土によって窒息消火を行う。
- (4) 朽木、空洞木等で、樹幹内に火が残っている恐れがあるものは、注水または切り倒して確実に処理する。
- (5) 残火処理が終了した後も、必要な監視警戒を行うための要員を残留させ、巡回及び応急処置を行わせる。

2 事後措置

(1) 確認事項

残火処理が終了し、部隊の撤収に際して現地本部責任者(指揮者)は、次の項目について確認するものとする。

- ア 部隊人員、負傷者の有無、負傷者に対する措置等
- イ 利用資機材の点検
- ウ その他

(2) 火災調査

鎮火(鎮圧)に成功したときは、直ちに火災調査班を編成して、出火原因、火災の推移及び損害額等について調査する。

(3) 調査事項は、おおむね次のとおりとする。

ア 火災原因関係

- (ア) 火災発生日時、場所
- (イ) 発生原因
- (ウ) 失火地域の地況、林況及び発火前後の気象条件
- (エ) 被害状況

イ 火災防ぎよ鎮圧活動関係

- (ア) 消防機関の覚知時刻及び経過
- (イ) 出動人員及び出動時刻
- (ウ) 現場到着時刻、経路及び到着時の火勢の状況
- (エ) 防御活動状況(応急防火状況、応用戦術、防火線設定種類・延長等)
- (オ) 広域応援部隊の活動状況
- (カ) 残火処理活動
- (キ) 防御指揮及び防ぎよ作業の経過概要
- (ク) 救護、資機材給与概要
- (ケ) その他

第22章 交通災害対策計画

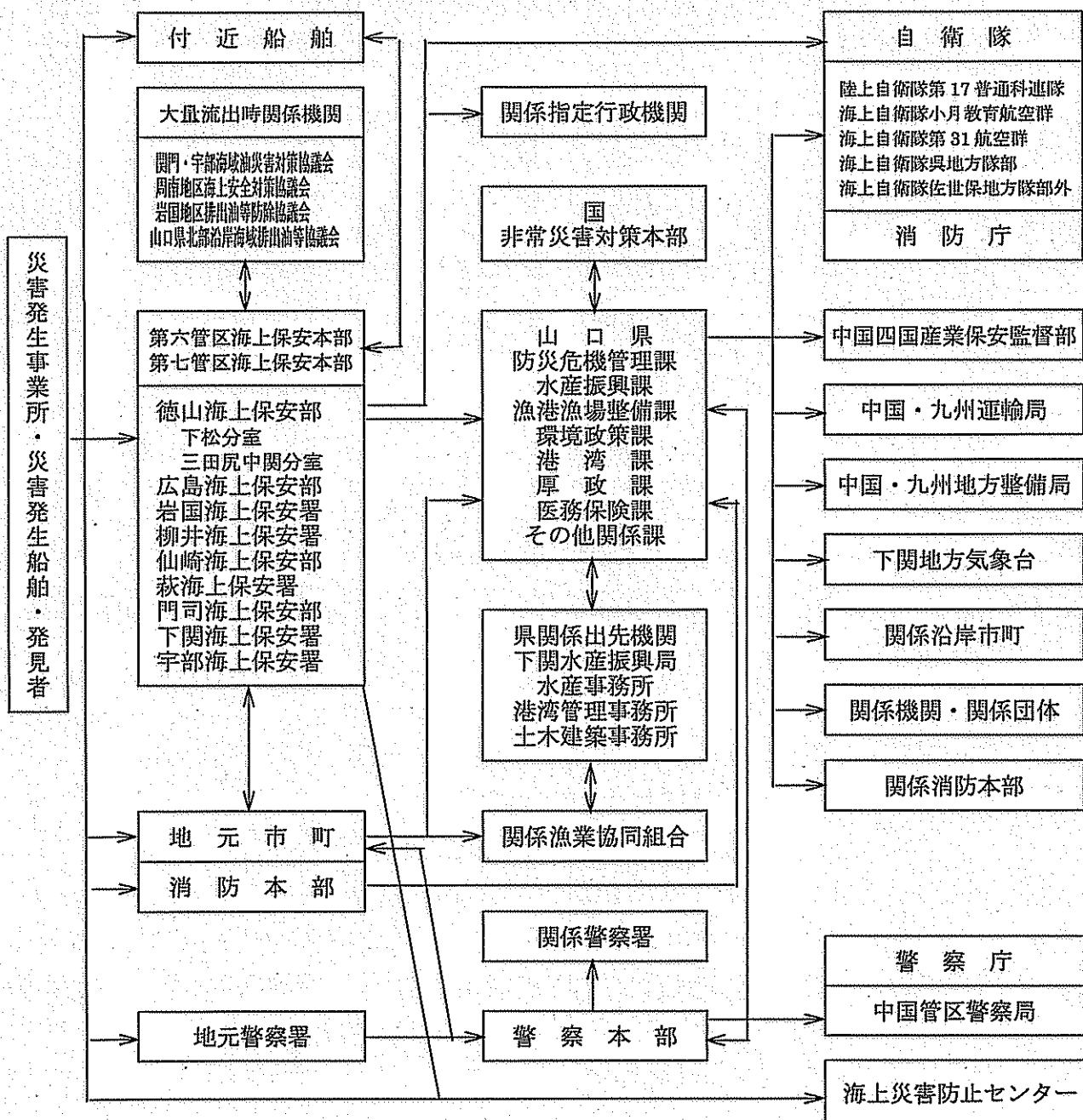
第1節 海上災害対策計画

県海域で油・危険物の漏えい、流出、火災または爆発等の災害が発生した場合において防災関係機関が実施する応急対策活動について定める。

【海上保安署、中国・九州地方整備局、市町(消防機関)、県(関係各課)、警察、災害発生事業所、船舶所有者等(管理者・占有者・使用者)、施設の設置者】

第1項 情報の伝達

海上災害が発生した場合における一般的な通報連絡体制は次のとおりである。なお岩国・大竹、周南、関門・宇部及び北部沿岸の4地域における大量油流出事故等の連絡系統は、それぞれの地域における各地区排出油防除協議会で定める連絡系統による。



第2項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策

海上災害は、事故発生原因者がその責任において対処し、海上保安署、中国・九州地方整備局、県、町(消防機関)、警察等関係機関は、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて関係団体(港湾管理者、漁業協同組合、関係企業等)、地域住民に対して協力を求めるものとする。

1 応急対策活動

海上災害発生時において関係機関等がとるべき措置はおおむね以下のとおりである。

1 災害発生事業所(船舶所有者等(管理者、占有者使用者)・施設の設置者を含む。)の措置	<p>(1) 所轄海上保安署、消防本部、町等関係機関に対して、直ちに災害発生の通報を行うとともに、現場付近の者または船舶に対して注意の喚起を行う。 なお付近住民に危険が及ぶと判断されるときは、住民に対して避難するよう警告する。</p> <p>(2) 自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じて他の関係企業、防災機関等の応援を得て災害の拡大防止に努める。なお消火活動等を実施する場合にあっては、陸上への拡大防止について十分留意して実施するものとする。</p> <p>ア 大量の油の流出があった場合</p> <p>(ア) オイルフェンス展張、その他流出した油の拡大を防止するための措置の実施</p> <p>(イ) 損傷箇所の修理等、新たな油の流出防止措置の実施</p> <p>(ウ) 損壊タンク内等における残油の抜取り、移替え等の措置の実施</p> <p>(エ) 流出した油の回収の実施</p> <p>(オ) 油処理剤の散布等による流出油の処理の実施</p> <p>(カ) 関係機関への情報連絡・報告</p> <p>イ 危険物(原油、液化ガスその他政令で定める引火性の物質)の排出があった場合</p> <p>(ア) 損傷箇所の修理の実施</p> <p>(イ) 損壊タンク内の危険物の抜取り、移し替え等の措置</p> <p>(ウ) 薬剤の散布等による流出した危険物の処理の実施</p> <p>(エ) 火気の使用制限及びガス検知の実施</p> <p>(オ) 船舶にあっては安全な海域への移動等</p> <p>(カ) 自衛消防隊による消火活動の準備</p> <p>(キ) 必要に応じ付近住民への避難警告</p> <p>ウ 海上火災が発生した場合</p> <p>(ア) 放水、消火薬剤による消火活動の実施</p> <p>(イ) 事故付近の可燃物の除去</p> <p>(ウ) 火災が発生していないタンク等への冷却放水の実施</p> <p>(エ) 火点の制御活動の実施</p> <p>(オ) 船舶にあっては安全な海域への移動等</p> <p>エ 消防機関、海上保安署等による消火・防除活動が円滑に行えるよう誘導員・連絡員の配置を行い、爆発危険の有無、現場付近の引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様等を報告するとともに消防機関、海上保安署の指揮に従い積極的に消火活動及び流出油等の防除活動を実施する。</p>
---	--

2 海上保安署の措置	<ul style="list-style-type: none"> (1) 巡視船艇及び航空機を活用した被害状況の把握並びに関係機関に対する情報の伝達 (2) 遭難船舶、事故船舶の乗客・乗組員の救助 (3) 流出油応急対策実施に必要な資機材の確保及び輸送 (4) 付近航行船舶の安全確保のため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒 (5) 船舶交通の安全確保のため、周辺海域において航行の制限または禁止、現場海域での火気使用制限、退去命令、侵入禁止命令等の措置を講じ、船舶通信により船舶への周知徹底を図る。 (6) 応急措置義務者(災害発生船舶の船長等)、防除措置義務者(船舶所有者等)及び関係者に対する指導及び命令を行う。 (7) 油、有害液体物質、危険物等の漏洩及び排出があった場合は、必要に応じて海上保安庁の機動防除隊の派遣を受け、防除措置の指導にあたらせる。 (8) 船体並びに流出油の非常処分の実施 (9) 巡視船艇及び航空機を出動させ、必要な資機材を迅速に調達し、関係市町、消防機関、警察と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火活動及び流出油・危険物の拡散防止措置及び除去活動を実施する。 (10) 必要に応じ、自衛隊に対して災害派遣を要請するとともに防災関係機関に対して応援を要請する。 (11) 必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。
3 県の措置	<ul style="list-style-type: none"> (1) 海上保安署、関係市町(他県等)、漁協等から必要な情報を収集し、また自衛隊に対して航空機による情報収集を要請するなどして早期の状況把握に努め、関係者に伝達する。 (2) 応急活動に必要な体制を確立し、海上保安署、地方整備局または関係市町(消防機関)が実施する防除活動に協力するとともに、所有船舶を出動させ警戒活動、防除活動を行う。 (3) 港湾、漁港等の管理者として、港湾・漁港等への入港制限及び施設の利用制限等の制限措置を講じるとともに災害発生に伴う防除措置を実施する。 (4) 備蓄資機材(オイルフェンス、処理剤、吸着材等)の搬送、その他必要資機材の調達確保を行う。 (5) 漁具の移動、オイルフェンスの展張等関係者に対し自衛措置を指導する。 (6) 水質環境に係る調査、保全措置を行う。 (7) その他、陸上での水火災等発生時の場合に準じて必要な支援、指導または自ら必要な措置を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 関係沿岸住民に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示及び支援 イ 化学消火薬剤等の調達確保 ウ 他市町、他県、国等への応援要請 エ 必要に応じて自衛隊の災害派遣要請 オ 町が実施する医療・救護活動等への支援 (8) 発災後速やかに情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行い被災者、被災者の家族等に対して、適切な情報提供を行う。 (9) 大量油流出事故等発生時における県の応急対策活動実施体制

4 町(消防機関、港湾 漁港管理者)の措置	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県の活動体制に準じた活動体制を確立する。 (2) 関係者・関係機関から情報の収集を行うとともに、海上保安署、県等関係機関に通報伝達する。 (3) 災害の危険が及ぶ恐れのある沿岸住民及びふ頭または岸壁に係留された船舶に対して災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置命令または一般住民の立入制限、退去等の措置命令を行うとともに、周知のための広報活動を実施する。 (4) 沿岸漂着油の防除措置を講じるとともに管内沿岸海面の浮流油の巡視・警戒を行う。また必要に応じて、避難の勧告または指示を行う。 (5) 事故貯油施設の所有者等に対して海上への油等流出防止措置について指導する。 (6) 消防計画等に基づき消防隊を出動させ、関係海上保安署と連携するとともに港湾関係団体等の協力を得て、消火及び油・危険物等の流出拡散防止活動を実施する。 (7) 火災、救助規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、またはさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて他の市町または県、その他関係機関に対して応援の要請を行う。 (8) 必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。 (9) 遭難者、負傷者等の救護・医療活動を行う。 (10) 港湾、漁港施設への被害の未然防止、利用者への被害防止に必要な措置を行う。
第1警戒体制 (連絡調整会議)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本町近海で大量油流出事故が発生し、町沿岸への漂着の可能性等その状況を監視する必要があるとき。 ○ 沿岸海域で少量の油流出事故等が発生したとき。 <p>1 体 制</p> <p>応急対策関係課の担当者で連絡調整会議を設置する。</p> <p>(構成) 一総務課、民生課、施設課、経済課</p> <p>2 実施する活動の概要</p> <p>(1) 早期情報収集体制の確立</p> <p>ア 海上保安署、警察、自衛隊、その他関係機関等からの情報収集</p> <p>イ 町関係出先機関への早期情報収集体制確立の指示</p> <p>ウ 町(消防機関)への早期情報収集体制確立の指示</p> <p>エ 漁協への早期情報収集体制確立の要請</p> <p>(2) 油防除資機材(オイルフェンス、処理剤、吸着材等)の所在地、数量の確認及び点検</p> <p>ア 県、町保有分</p> <p>イ 民間企業等(油災協、漁協等)保有分</p> <p>(3) 漂着油回収資機材(蓋付き空ドラム缶等)の調達先、数量の確認</p> <p>(4) 他県からの応援要請への対応</p>

第2警戒体制 (警戒本部)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本町近海で大量の油流出事故が発生し、町沿岸に到達する可能性が高いと見込まれるとき。 ○ 町の沿岸海域で油流出事故等が発生し、相当量の流出が認められるが、漂着量が少量であると見込まれ、町の総力をあげて対応するまでに至らないとき。 <p>1 体制</p> <p>総務課長を警戒本部長とし、関係課の課長で警戒本部を設置する。 (構成) -・ 第1警戒体制の構成課と同様とする。</p> <p>2 実施する活動の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 海上保安署、自衛隊その他の関係機関からの情報収集 (2) 油防除資機材(オイルフェンス、処理剤、吸着材等)の現地への搬送(保管場所、輸送手段の確保等) (3) 漂着油回収資機材の現地への搬送(保管場所、輸送手段の確保等) (4) 不足資機材の確保 (5) 他市町への応援要請事項等の整理及び窓口、手順等の確認 (6) 防除活動要員(ボランティアも含む)の確保 (7) 状況により自衛隊の派遣要請
災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 流出油が大量に本町に漂着すると認められるとき。 <p>1 構成</p> <p>町長を本部長とし、全課・全出先機関により災害対策本部を設置する。 この場合において、現地での円滑な応急対策が必要と認めたときは、現地に「現地災害対策本部」を設置する。</p> <p>2 実施する活動の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 全庁をあげての防除活動及び応急対策の実施 (海上保安署、関係市町等関係機関との連携による油の回収・処理、環境保全措置、被災者支援対策等) (2) 自衛隊の派遣要請 (3) 他市町、他機関への応援要請 (4) 復旧・復興対策
5 警察の措置	<ol style="list-style-type: none"> (1) 警備艇、ヘリコプターによる油等の流出海面のパトロール、他船舶または陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒取締り及び防除活動 (2) その他陸上災害に準じての応急対策活動 <ul style="list-style-type: none"> ア 警戒区域の設定、避難誘導 イ 海上保安署、消防機関と連携した、人命の救助活動の実施 ウ 危険防止または民心安定のための防犯活動、広報活動等
6 九州地方整備局の措置	油流出事故が発生した場合、要請等を受けて油回収船を出動させ、防除活動を行う。
7 その他の企業、関係機関・団体、住民等の措置	消火資機材、油防除資機材、有効に活動出来る機動力、技能等を有するものは、海上保安署をはじめ防災関係機関から協力を求められた場合は、その指示に従い、必要な応急措置の実施に協力するものとする。

2 応援協力関係

海上保安署、市町、民間企業等は、海上災害発生時における応急対策を迅速、円滑に実施するための応援協定等を締結し、相互に支援・協力する体制を整えている。

(1) 国の機関相互間

協定事項等	協定者
海上保安庁の機関と消防機関との業務協定 締結に関する覚書	海上保安庁長官……消防庁長官
海上における災害派遣に関する協定	海上保安庁長官……防衛庁長官
海上における災害派遣協力に関する細目 協定	第六管区海上保安本部長…海上自衛隊吳地方隊 第七管区海上保安本部長…海上自衛隊佐世保地方隊

(2) 排出油防除協議会

機関の名称	会員
山口県北部沿岸海域排出油防除協議会	国、県、市町、事業所、漁協等

3 応急対策用資機材及び薬剤等の保有状況

海上保安署、県、市町、企業等は海上への油流出災害に備えて、それぞれ必要な資機材(オイルフェンス、処理剤、吸着材等)の備蓄を行っている。

4 海上災害防止センター

(1) 海上災害防止センターの業務

- ア 海上保安庁長官の指示を受けて排出油の防除のための措置を実施すること。
- イ 船舶所有者等の委託を受て海上防災のための措置を実施すること。
(昭和62年4月から、排出された有害液体物質等の防除措置についても実施)
- ウ 油回収船、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材を保有し、これらを船舶所有者の利用に供すること。
- エ 海上防災訓練に関すること。
- オ 海上防災に関する調査研究を行うこと。

(2) 海上災害防止センターの保有資機材等

海上災害防災センターは、全国33箇所に排出油防除資材の備蓄基地を設置し、流出油防除作業が迅速に行えるよう必要な態勢を整えている。

山口県内には岩国、徳山下松、宇部、閨門の4基地があり、それぞれの基地において基地業務の代行、資材の保管及び運搬の業務実施について、現地業者と契約を締結している。

5 流出油処理剤の使用基準

流出油の応急対策に使用する処理剤については、その有効活用及び処理剤による二次災害の防止等を図る観点から(国土交通省)において使用基準が定められており、応急対策実施機関等はこれを十分留意して使用するものとする。

第3項 海難救助対策【海上保安署、県(関係各課)、市町(消防機関)】

1 海難救助活動に関する協力体制

海上における遭難者の捜索、救助活動等については、国際条約(SAR条約「1979年の海上における捜索及び救助に関する条約」)により、必要な対策を講じてきている。

捜索救助業務は、各機関の総合的な調整を行うための「連絡調整本部」が海上保安庁に、「救助調整本部(RCC)」が各管区海上保安本部に設けられるとともに、それぞれ活動方針が定められている。

また関係省庁(警察庁、防衛省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、水産庁、国土交通省、海上保安庁、気象庁、消防庁)の間で「海上における捜索救助に関する協定」が締結され、必要な対策が講じられることになっている。

なお遭難船舶の救護事務は最初に事件を認知した町長が実施する(水難救護法)ことになっており、町長は海上保安署と協力して必要な応急対策活動を実施するとともに県、関係機関へ協力要請を行うものとする。

2 応急対策活動

海難捜索救助に関して海上保安署、県、町及び防災関係機関が実施する応急対策活動は別に定める北九州救助調整本部活動方針、広島救助調整本部活動方針及び県・町地域防災計画に基づき必要な対策を実施するものとする。

海上保安署、消防機関、警察等は、船舶及び航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施するものとする。

海上保安署は、必要に応じ、船位通報制度、航行警報を活用する等、付近の航行船舶についても出来る限り捜査活動について協力を求めるものとする。

第4項 海上交通災害対策

1 被災地の交通規制

海上保安署は、災害により航路障害となる事態が発生し、港内において船舶交通の安全確保のため必要がある場合は、航路または区域を指定して船舶の交通を禁止または制限し、次の措置を講じる。

- (1) 海上保安本部において告示する。
- (2) 標識等を設置する。
- (3) 気象情報措置に準じ船舶への周知をはかる。

2 被災区域の交通整理

所属巡視船艇をもって行う。

3 航路障害物の除去

漂流物、沈没物等により航路の障害となる事態が発生した場合は、次の措置を講じる。

(1) 除去

港内及び境界線附近にある障害物については、当該物件の所有者または占有者に対し、除去を命じ、応急措置を要するものについては、所属巡視船艇により除去に当たるものとする。

(2) 除去した障害物等の処理(水難救護法、災対法)

状況により次の措置をとる。

ア 水難救護法第29条第1項の規定によりその海域を管轄する市町長に引渡す。

イ 災対法第66条第1項の規定により、保安署に保管し、同条第2項の規定により事後の処理に当たる。

4 在港船舶対策

(1) 実施機関

港湾管理者及び船舶所有者は台風、津波、高潮、河川の氾濫等の気象災害及び火災、爆発等により船舶に災害が発生するおそれがある事態、あるいは船舶に災害がおよぶおそれがある事態に際しては、港内在泊船を対象とし防災上の措置を講じるものとする。

(2) 県内港湾の状況及び避難港、避船地としての適性等の状況

ア 県内港湾の状況(港湾課)

イ 避難港及び避泊地としての適性、収容能力の状況

5 その他防災上の措置

(1) 対策実施大綱

ア 気象情報の収集及び伝達

イ 在泊船舶の状況把握

ウ 港内整理及び避泊地の推せん

エ 必要に応じ、係留施設の使用制限または禁止

オ 必要に応じ移動命令及び航路制限の適用

カ 乗組員の不在船舶に対する保安要員の配置指導ならびに在泊船舶全般に対する荒天準備の指導

キ 港内巡回による避難の勧告、避泊地への誘導等の臨船指導

ク 台風対策委員会との相互連絡及び防災措置

ケ 危険物荷役の事故防止指導

コ 海上における流出油の処理

サ 自衛隊災害派遣の要請(海上における事故または災害に際しての派遣の要請は、海上保安署の連絡により海上保安本部長もしくは、海上保安庁長官が行う。)

6 災害別防災措置の一般的基準

災害別	措 置	措 置 の 概 要
台風	避難勧告	台風の進路方向により、びょう地を選定して、移動を勧告する。 風速15m/sec以上の場合、危険物荷役を中止するよう勧告する。
津波	避難勧告	台風に準じて、港内の安全な場所に移動を命じ、または勧告する。
火災	他船に影響を与えないよう曳航による移動	(1) 他船への延焼を防止するため、曳航移動し消火に当たる。 (2) 曳航不能の場合は、付近在泊船に対し、移動を命じまたは勧告する。
流木	船舶交通の制限・注意喚起・障害の除去	

第2節 陸上交通災害対策計画

第1項 陸上交通災害対策

1 応急対策実施機関

自動車運輸業者、道路管理者、警察

2 災害時における交通規制

(1) 交通情報の把握

ア 警察は、常に管内の交通事情を把握し、その状況を警察本部交通規制課に連絡するとともに、関係警察署及び関係機関に必要事項を通知する。

イ 県土木建築事務所は、所轄警察署と連絡をとり、常に管内の交通事情を把握し、その状況及び処置を県本部土木対策部(道路整備課)、及び関係警察署に連絡するものとする。

(2) 交通規制措置

災害発生直後における交通混乱を最小限に止め、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行を確保することを重点に、次の交通規制を実施する。

ア 規制の実施区分

被災地域の人口集中地域を対象に、第一次規制、第二次規制の区分を設け、路線の規制を行うとともに、必要に応じて地域指定して、規制を実施する。

(ア) 第一次規制

災害発生直後における交通混乱を最小限に止めるため、次のことを実施する。

- a 被災地域方向へ向う車両の通行禁止等の交通規制を実施し、流入交通の抑制をする。
- b 避難車両の通行路を確保し、被災地域からの流出交通の整理・誘導を実施する。
- c 救出、救助、消火、医療救護活動等の緊急通行車両の通行を確保し、交通の整理・誘導を実施する。

(イ) 第二次規制

- a 緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行を確保する。
- b 一般車両の流入、通過交通の抑制を図る交通規制を実施する。
- c 被災地域住民の生活道路の確保のための交通規制を実施する。

イ 規制の実施種別

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止 または制限	町内または隣接市町、近接市町に災害が発生し または発生しようとする場合において、災害応急 対策を的確かつ円滑に行うため必要があるとき	緊急通行車両 以外の車両	災対法第76 条第1項
同 上	同 上	町内の道路に、災害による道路の損壊等危険な 状態が発生した場合において、その危険を防止し、 その他交通の安全と円滑を図るために必要がある とき	歩行者 車両等	道路交通法 第4条第1 項
警察署長	同 上	上記の場合において、他の警察署の所管区域に 及ばないもので、期間が1カ月を超えないものに ついて実施するとき	同 上	道路交通法 第5条第1 項
警察官	同 上	災害発生時等において交通の危険を防止するた め、緊急措置として、必要があると認めたとき	同 上	道路交通法 第6条第4 項
道路管理者	同 上	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が 危険であると認めるとき	同 上	道路法第46 条第1項

(3) 交通情報の収集伝達

警察本部(交通管制センター)は、道路管理者等と連携して、交通情報を収集するとともに、各種広報媒体を活用して、地域住民及び広く道路利用者に対して情報伝達を実施する。

ア 交通情報の収集

管制施設(カメラ等)、航空機(ヘリコプター等)、車両(パトカー、二輪等)、警察官等により、次の事項を調査する。

- (ア) 幹線道路の被害状況
- (イ) 交通規制の実施状況
- (ウ) 鉄道、駅等の被害状況
- (エ) 交通の流れの状況
- (オ) その他

イ 交通情報の伝達

収集した交通情報は、次の広報媒体を活用して、広報を実施する。

- (ア) 管制施設(交通情報板、路側通信等)
- (イ) ラジオ、テレビ等の放送施設(日本放送協会、民放各社等)
- (ウ) 日本道路交通情報センター
- (エ) その他

(4) 交通規制の実施要領

ア 第一次交通規制

災害発生と同時に次の要領で規制措置を実施する。

(ア) 被災地域への流入交通の抑止

被災地域における救援、救護活動を円滑に実施するため、被災地域に向かう車両に対して、被災地域外の交通要所において緊急通行車両以外の車両の流入抑止の規制広報を実施する。

迂回措置の可能な地点において、警察官等により、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両通行禁止措置を行うとともに、一般通行車両の迂回誘導を実施する。

(イ) 避難車両の流出誘導の実施

被災地域内にある道路のうちから避難交通路を確保し、交通の要所において、避難車両の流出誘導を実施する。

被災地域内にある一般車両も出来るだけ迅速に被災地から離れるよう整理、誘導する。

イ 第二次交通規制

(ア) 緊急交通路の指定

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、次により規制を実施する。

緊急交通路の指定に併せて、通行妨害となっている物件を除去する。

迂回措置の可能地点において、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制及び一般車両の迂回についての広報を実施する。

規制起点については、検問を実施し、一般車と緊急通行車両を区分けし、一般車については、他の路線に迂回誘導する。

(イ) その他の交通規制の実施

道路交通法上の規制を有効に活用して、一般車両の被災地域への流入抑止を図るとともに、路線を指定して、被災地域への出入り交通路を確保する。

被災地域内の生活道路の確保を図る。

ウ 警察官等の規制実施体制及び規制資機材の活用

- (ア) 警察官等の規制実施体制及び隣接県、近隣県等を含めた広域的な交通規制の必要がある場合、県公安委員会は、これらの県の公安委員会に対して交通規制及び広報について要請する等、相互の連携を取りながら実施する。これらについては、別に定める。
- (イ) 交通規制に当たっては、道路交通法第4条第5項に基づく道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定める標識、災対法第76条第1項の規定に基づく、同法施行規則第5条第1項に定める標識及びロープ、防護柵等の装備資機材を有効に活用して実施する。
- (ウ) 道路交通機能を確保するため、警察官等による交通整理、誘導を行うほか、信号機の早期機能回復を講じる。
- (5) 交通規制用資機材及び道路交通機能確保用資機材の整備
交通規制措置に必要な所要の資機材及び電力停止に対応した信号機装置の整備を計画的に行う。
- (6) 被災現場措置
ア 現場措置
災対法に基づいて、警察官、自衛官、消防吏員は、通行の禁止または制限に係る区域または区間において、次の措置を行うことが出来る。

区分	項目	内容	根拠条文
警察官	応急対策の障害となる車両及び物件の移動等の措置命令	車両その他の物件が、緊急通行車両の通行妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、その管理者等に対し、道路外への移動等の必要措置を命じることが出来る。	災対法第76条の3第1項
	命令措置をとらないときまたは命令の相手方が現場にいない場合の措置	上記措置を命ぜられた者が措置をとらないときまたは命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置を行うことが出来る。	災対法第76条の3第2項
	移動措置に係る車両その他の物件の破損行為	上記措置をとるため止むを得ない限度において、車両その他の物件を破損することが出来る。 この場合通常生ずべき損失の補償を行うことになる。	災対法第76条の3第2項
自衛官 消防吏員	警察官がその現場にいない場合の措置	それぞれの緊急通行車両の通行を確保するため、上記警察官の権限を行使することが出来る。	災対法第76条の3第3項、第4項
自衛官 消防吏員	命令、措置を行った場合の管轄警察署長への通知	ア 命令に係る通知 命令を実施した場所を管轄する警察署長に直接または管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して、別記様式により、行うものとする。 イ 措置に係る通知 措置をとった都度、措置を行った場所を管轄する警察署長に直接または管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して、別記様式より行うものとする。 (ア) 措置を行った場合、措置に係る物件の占有者、所有者または管理者の住所または氏名を知ることが出来ないときは、その理由及び措置に係る物件の詳細な状況を通知書に記載するものとする。 (イ) 破損行為を行った場合は、原則として、破損前後の写真を撮影するとともに、損害見積りを添付の上、通知の際送付するものとする。	災対法第76条の3第6項

イ 車両運転者の義務

項目	内 容	根拠条文
移動措置の義務	通行禁止等が行われたときは、速やかに、車両を指定区域の道 路外に、また指定道路の区域外に移動しなければならない。	災対法第76条 の2第1項、 第2項
移動困難な場合 の退避義務	移動困難な場合は、出来る限り道路左側に添う等、緊急通行車両 の通行の妨害とならないような方法で駐車しなければならない。	災対法第76条 の2第1項、 第2項
移動等の命令に に対する受認義務	警察官の移動または駐車命令に従わなければならない。	災対法第76条 の2第4項

ウ 公安委員会の規制内容等の周知措置

- (ア) 公安委員会は、災対法に基づく規制を行った場合(または行う場合)、町内の居住者等に対して規制内容等の周知措置を行うものとする。
- (イ) 町は、通行者の安全確保を図るため、警察、道路管理者との調整及び町民への災害時交通安全について、周知措置を行うものとする。

第2項 鉄道災害、運転事故対策

1 実施機関

西日本旅客鉄道株式会社広島支社

2 災害時の活動体制

(1) 災害、運転事故対策本部の設置

機関名	内 容
西日本旅客 鉄道株式会社	<p>(1) 災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、支社に事故対策本部(以下「対策本部」という。)を、また被災現場に事故復旧本部(以下「復旧本部」という。)を設置する。</p> <p>(2) 復旧本部を開設するに至らない程度の事故が発生したときは、必要に応じ復旧責任者を置く。</p> <p>(3) 事故が発生した場合、復旧担当箇所の長は、復旧責任者が到着するまでの間、暫定復旧責任者として任務を遂行し、復旧責任者が到着したときはその任務を引継ぐものとする。</p> <p>(4) 事故発生時における対策本部等の防災組織は、第1章第3節の組織による。</p> <p>(5) 対策本部及び復旧本部の業務は、おおむね次のとおりである。</p> <p>ア 対策本部</p> <p>(ア) 運転事故、防災及び災害の情報に関すること。</p> <p>(イ) 併発事故、災害の未然防止に関すること。</p> <p>(ウ) 被害の拡大防止に関すること。</p> <p>(エ) 運転事故、災害の復旧に関すること。</p> <p>(オ) 応急輸送に関すること。</p> <p>イ 復旧本部</p> <p>(ア) 運転事故並びに災害の復旧及び負傷者等の救護に関すること。</p> <p>(イ) 運転事故及び災害の情報に関すること。</p> <p>(ウ) 被害の拡大防止に関すること。</p> <p>(エ) 応急輸送に関すること。</p>

(2) 警戒体制

災害の発生が予想される場合は、おおむね次の警戒体制をとる。

機関名	内 容
西日本旅客 鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 支社または支店の関係各課は、それぞれの現業機関の警戒体制を把握とともに必要な指示を行う。特に台風、洪水等については、関係地方気象台と直接電話等により情報の入手に努める。 (2) 鉄道部長は、災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生する恐れがあるときは、現地に急行し、関係現業機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。 (3) 天候不良時の警戒については、関係地方気象台からの鉄道気象電報等及びその地区の気象状況等により線路等の警戒を行うとともに、関係地方気象台との連絡及びラジオその他による気象情報に注意し、気象の推移、台風の進路等の予測に努める。 (4) 強風、豪雨発生時には、それぞれの基準により、列車の運転休止または運転速度の制限を行う。

(3) 通信連絡体制

機関名	内 容
西日本旅客 鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等で行う。 (2) 通報経路

3 応急措置

- (1) 災害が発生したとき、または、発生が予想される場合は、人命の救護を第一とし、併発事故等被害の拡大防止に努めるとともに、関係箇所への連絡等の適切な処置をとるものとする。
- (2) 事故の状況を判断して部外機関の応援を必要と認めたときはその出動を要請する。
- (3) 事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

4 応急復旧

鉄道施設は、公共輸送機関として町民の日常生活、社会経済活動を営む上で重要な役割を担っており、災害が発生した場合速やかな応急復旧を実施する。

(1) 西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社

ア 災害が発生した場合、所管する施設設備について早期復旧及び被害の拡大防止をするため、「対策本部」及び「復旧本部」は、あらかじめ定められた復旧計画に基づき必要な対策を講じる。

イ 対策本部長並びに復旧本部長は、必要により次の部外機関の協力を要請する。

なお駅長はあらかじめこれら部外機関と災害時の対応について打ち合せておくものとする。

(ア) 関係行政機関(市町及び県・国の機関)

(イ) 警察署

(ウ) 消防署

(エ) 地方交通機関

(オ) 西日本電信電話㈱

(カ) 自衛隊

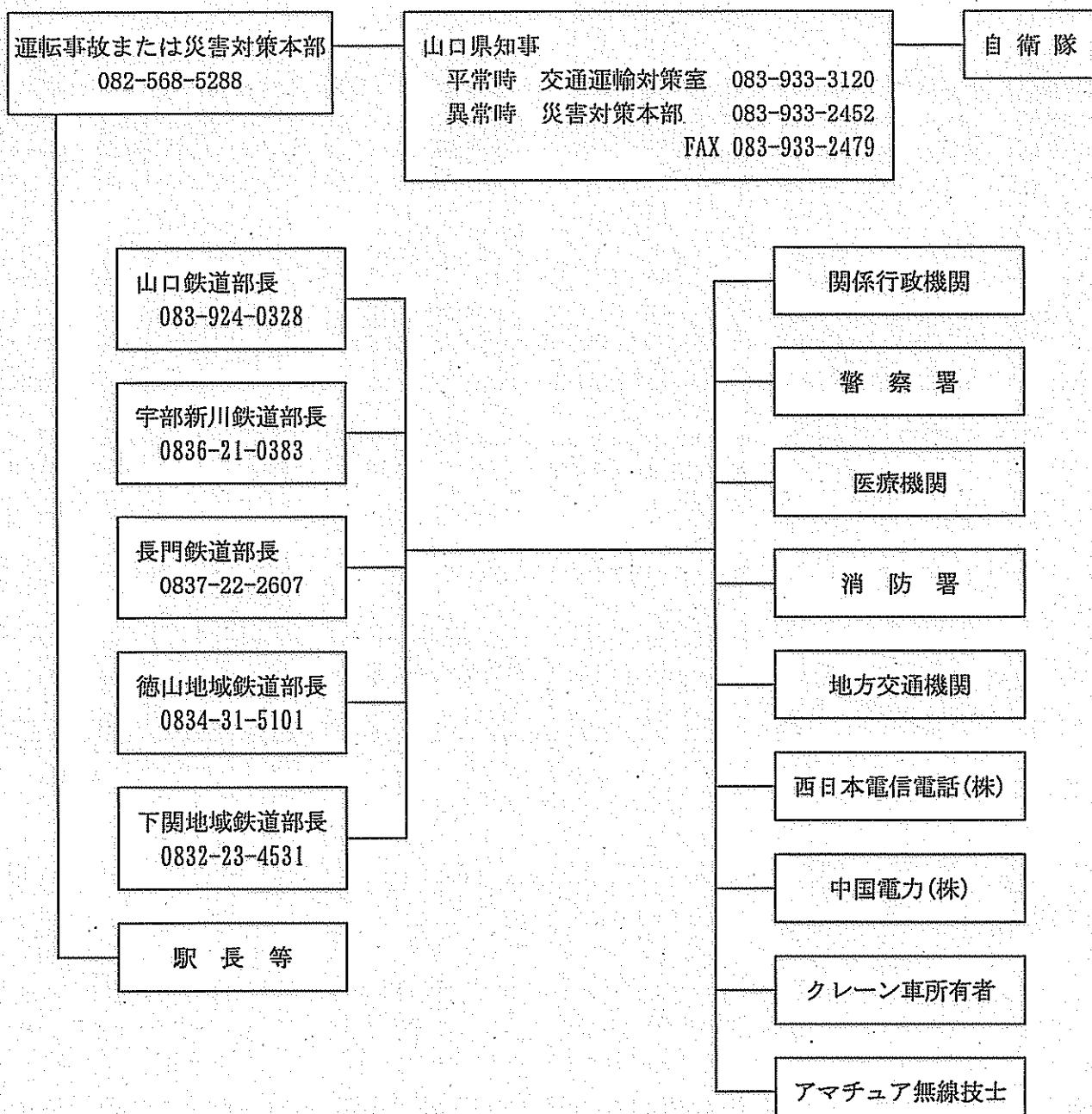
- (イ) 中国電力(株)
- (カ) クレーン車所有者
- (ケ) アマチュア無線技師

ウ 対策本部及び復旧本部が設置された場合の部外機関との連絡等は、それぞれの本部において行う。

但し自衛隊の派遣要請については、対策本部長が県知事(防災危機管理課)に要請する。

エ 部外機関との連絡系統図

<西日本旅客鉄道株式会社広島支社>



第23章 産業災害対策計画

第1節 危険物保安計画

第1項 石油類等の保安対策【県(防災危機管理課)・警察・海上保安署】

1 実施機関

- (1) 町長
 - ア 危険物の規制(消防法、危険物の規制に関する政令)
 - イ 危険物災害応急対策全般(消防法、災対法)
- (2) 知事(防災危機管理課)
 - ア 危険物災害応急対策全般(災対法)
- (3) 警察(災対法、警察官職務執行法)
- (4) 海上保安部・署(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、災対法)
- (5) 施設の所有者及び管理者または占有者

2 応急措置

- (1) 施設の所有者及び管理者または占有者の措置(指導方針)
 - ア 被害状況を地方公共団体へ連絡する。
 - イ 発災後は速やかに職員の参集、情報連絡体制の確立、及び対策本部設置等必要な体制をとる。
 - ウ 消防機関、警察等との間において緊密な連携の確保に努める。
 - エ 的確な応急点検及び応急措置等を講じる。
 - オ 施設内の使用火気は完全消火し、状況に応じて施設内の電源は、保安系路を除いて切断する。
 - カ 施設内における貯蔵施設の補強及び付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を講じる。
- (2) 県の措置
 - ア 国(危険物等の取扱規制省庁)へ災害発生について速やかに通報する。
 - イ 国(危険物等の取扱規制省庁)から受けた情報を関係市町、関係機関等へ連絡する。
 - ウ 地元市町の実施する消火活動について、特に必要があると認めるとときは、必要な指示を行うとともに、当該市町からの要請により他の市町に応援するよう要請する。
 - エ 災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
 - オ 地元市町から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたときまたは必要があると認めたときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また地元市町から必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。
 - カ 地元市町から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係指定地方行政機関に対して、そのあっせんを行う。また特に必要があると認めるときは、指定行政機関または指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、または内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに他の都道府県に対して応援を要請する。
 - キ 専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

(3) 町の措置

- ア 県へ災害発生について、直ちに通報する。
- イ 災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- ウ 公共の安全の維持または災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所または取扱所の所有者、管理者または占有者に対し、当該製造所貯蔵所もしくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、またはその使用を制限させる。
（消防法第12条の3）
- エ 被害の状況により引火、爆発またはその恐れがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退きの指示、勧告をする。
- オ 火災の防御は、町の消防機関が実施するが、火災の状況、規模、並びに危険物の種類により、化学消火剤の収集、化学消防車の派遣要請等の措置をとる。
- カ 転倒、流出及び浮上したタンク等は、使用の停止を命じ、危険物排除作業を実施させる。
- キ さらに消防力を必要とする場合には、県に対して自衛隊の派遣要請の要求を行うとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。また必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。
- ク 専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

(4) 警察の措置

- ア 県及び町、町の消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。
- イ 町長からの要求があったときは、災対法第59条の規定に基づき、災害を拡大させる恐れがあると認められる設備または物件の占有者、所有者または管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、その設備または物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。（事前措置）

(5) 海上保安署の措置

- ア 被災地港湾への危険物積載船舶の入港を制限し、または禁止する。
- イ 危険物荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。
- ウ 港内に被害が及ぶ恐れがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するかまたは停泊地を指定する。
- エ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った危険物積載船舶に対し安全な場所への救出措置を講じる。
- オ 海上における消火活動を行うものとするが、さらに可能な場合は、必要に応じ、地方公共団体の活動を支援する。

3 化学消防車及び化学消火剤の所在状況

化学消防車の出動が必要な場合は、萩市消防署に応援要請を行うものとする。

第2項 火薬類の保安対策【中国四国産業保安監督部・県(新産業振興課)・警察・海上保安署】

1 実施機関(火薬類取締法)

- (1) 火薬類の製造者及び火薬庫または火薬類の所有者または占有者
- (2) 中国四国産業保安監督部

- (3) 知事(火薬類取締法施行令第16条により知事が行うこととされる経済産業大臣の権限に属する事項も含む。)
- (4) 警察
- (5) 海上保安署

2 応急措置

- (1) 火薬庫または火薬類の所有者または占有者の措置(指導方針)
 - ア 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、移動の措置をとり、見張を厳重にする。
 - イ 危険または搬送の余裕がない場合は、火薬類を水中に沈める等の安全措置を講じる。
 - ウ 火薬庫の入口、窓等を完全密閉し、木部に防火措置を講じるとともに、必要によつては、付近住民に避難の警告を行う。
 - エ 吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能もしくは原形を失った火薬類または著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄する。この他第1項の場合に準じた措置を講じる。
- (2) 県の措置(新産業振興課)
 - ア 製造業者、販売業者または消費者に対して、製造施設または火薬庫の全部もしくは一部の使用の一時停止を命じる。
 - イ 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して製造、販売、貯蔵、運搬消費または廃棄を一時禁止または制限する。
 - ウ 火薬類の所有または占有者に対して、火薬類の所在場所の変更または廃棄を命じる。
 - エ 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命じる。
- (注) 緊急措置命令(火薬類取締法第45条)
 - 経済産業大臣(鉄道、軌道、索道、航空機による運搬については、国土交通大臣、自動車、軽車両その他の運搬については県公安委員会)は、災害の防止または公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、上記の措置について緊急措置命令を発する。
 - この他、第1項の場合に準じた措置を講じる。
- (3) 警察の措置(第1項石油類等の保安対策における措置に準じる。)
- (4) 海上保安署の措置(第1項石油類等の保安対策における措置に準じる。)

第3項 高圧ガスの保安対策【県(防災危機管理課)・警察・中国四国産業保安監督部・海上保安署】

- ### 1 実施機関(高圧ガス保安法)
- (1) 高圧ガスを製造する者、販売する者、特定高圧ガスを消費する者、高圧ガスの貯蔵をする者または充てん容器の所有者もしくは占有者(以下「製造業者等」という。)
 - (2) 知事(防災危機管理課)
 - (3) 警察
 - (4) 中国四国産業保安監督部
 - (5) 海上保安署

2 応急措置

- (1) 製造業等の措置(指導方針)
 - ア 製造施設または消費施設が危険状態になったときは製造または消費の作業を中止し、製造または消費のための設備内のガスを安全な場所に移し、または放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。

- イ 販売施設、貯蔵所または充てん容器等が危険な状態になったときは、施設内のガスを安全な場所に移し、または放出し、もしくは容器を安全な場所に移す。
 - ウ 消防機関、警察機関等に通報するとともに、必要に応じて付近住民に退避の警告を行う。
 - エ 充てん容器が外傷または火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、またはその充てん容器を水中もしくは地中に埋める。この他第1項の場合に準じた措置を講じる。
- (2) 県の措置(防災危機管理課)
- ア 製造もしくは販売のための施設、高圧ガス貯蔵所または特定高圧ガスの消費のための施設の全部または一部の使用の一時停止を命じる。
 - イ 製造、引渡、貯蔵、移動、消費または廃棄を一時禁止し、または制限する。
 - ウ 高圧ガスまたはこれを充てんした容器の廃棄または所在場所の変更を命じる。
- (注) 緊急措置命令(高圧ガス保安法第39条)
経済産業大臣または知事は、災害の防止または公共の安全の維持のため必要がある場合は、上記の措置について緊急措置命令を発する。この他第1項の場合に準じた措置を講じる。
- (3) 警察(第1項石油類の安全対策における措置に準じる。)
- (4) 海上保安署(第1項石油類の安全対策における措置に準じる。)

第4項 放射性物質の保安対策【県(医務保険課・防災危機管理課)】

1 実施機関

- (1) 施設の所有者及び管理者
- (2) 町(消防機関への依頼も含む)
- (3) 県
- (4) 警察
- (5) 海上保安部・署

2 応急措置

(1) 施設の所有者及び管理者の措置

ア 放射線源の露出、拡散等の発生もしくは恐れがある場合は、所轄労働基準監督署、警察、町、海上保安部・署等に通報する。

イ 放射線障害の恐れがある場合または放射線障害が発生した場合は、障害の発生防止または拡大の防止のため緊急措置を講じる。

(2) 町(消防機関への依頼も含む)の措置

ア 事故等の発生もしくは恐れがあると通報があった場合は、直ちに県に通報する。

イ 人命への危険が切迫しているときは、警戒区域の設定または付近住民等に対して避難勧告、避難指示を行う。

ウ 危険の排除のため、使用者等に対して必要な応急措置をとるよう指導する。

エ 消防活動及び救助活動については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」、「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」及び「原子力施設等における除染等消防活動要領」を参考に実施する。

(3) 県の措置

ア 事故等の発生もしくはおそれがあると通報があった場合、直ちに国(消防庁)へ通報する。

イ 応急措置実施機関に対して、必要に応じて放射線防護資機材の斡旋を行う。

- ウ 放射線物質使用病院で被害が発生した場合、観測測定班を編制して、漏洩放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止等の措置をとり、付近住民の不安の除去に努める。
- エ 放射線被ばく及び汚染の可能性が認められるような場合は、必要な医療機関の確保、斡旋を行う。

(4) 警察の措置

- ア 事故等の発生もしくはおそれがあると通報があった場合、警察庁、県へ通報する。
- イ 必要に応じて、警戒区域の設定、交通規制等を実施する。

(5) 海上保安部・署の措置

- ア 第1項(5)ア～エの措置に準じた措置を講ずる
- イ 海上におけるモニタリングに関し、現地災害対策本部から要請があつたときは、巡視船艇を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し、必要な支援を行う。

第5項 特定物質による事故対策【県(環境政策課)】

1 実施機関

- (1) 企業(特定物質を発生する施設を有する工場または事業場)
- (2) 県

2 応急措置

(1) 企業の措置

特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、特定物質が大気中に多量に排出された時には直ちに次の措置をとる。

- ア 被害の拡大防止及び施設の復旧措置
- イ 知事に対する事故状況の届出

(2) 県の措置

2-(1)イの届出その他の方法で事故の発生を知った場合は、直ちに常時監視局により大気汚染の状態を把握し、企業に対して事故の拡大または再発防止のため必要な措置について協力を求め、または勧告するとともに関係機関と協調して必要な応急対策を実施する。この他、第1項の場合に準じた措置を講じる。

第6項 毒物劇物による事故対策【県(薬務課)】

1 実施機関

- (1) 毒物劇物を製造する者、輸入する者、販売する者、業務上取り扱う者
- (2) 町(消防機関への依頼も含む)
- (3) 県
- (4) 警察
- (5) 海上保安署

2 応急措置対策

(1) 毒物劇物取扱者の措置(毒物及び劇物取締法第16条の2)

- ア 事故の状況を健康福祉センター、警察署または消防機関に直ちに届け出る。
- イ 保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。
- ウ 毒物劇物の中和等に必要な資材を十分に備蓄する。(指導方針)
この他第1項の場合に準じた措置を講じる。

(2) 県または町の措置

- ア 被害の状況により、保健衛生上の危害が発生する恐れがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退きの指示、勧告をする。

イ 中和剤等の資材が不足するときは、その収集あつせんを行う。
この他、第1項の場合に準じた措置を講じる。

(3) 警察の措置

県及び町消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。

(4) 海上保安署の措置

ア 被災地港湾への毒物劇物積載船舶の入港を制限し、または禁止する。

イ 毒物劇物荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。

ウ 港内に被害が及ぶ恐れがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するかまたは停泊地を指定する。

エ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った毒物劇物積載船舶に対し、安全な場所への救出措置を講じる。

第7項 危険物等の所在及び防災施設等の状況把握【県(防災危機管理課・環境政策課)】

企業体別の高圧ガス、危険物製造施設、貯蔵所等の所在、ばい煙、特定有害物質を発する施設、責任者、連絡窓口並びに企業体における自衛防災体制、防災施設設備の状況については、毎年資料を整備して県及び町防災計画に掲げるものとする。

第2節 ガス災害対策計画

第1項 簡易ガス事業者の応急対策

1 実施機関

簡易ガス事業者

2 応急対策

(1) 一般ガス事業者に準じた応急対策をとるものとする。

(2) 日本簡易ガス協会中国支部の「簡易ガス事業防災相互援助要綱」に基づき、災害の発生またはその拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。

第2項 液化石油ガス漏れ事故等に係る応急対策

1 実施機関

(1) ガス消費者

(2) ガス供給業者(液化石油ガス法第3条の登録を受けている液化石油ガス販売事業者に限るものとする。)

(3) 保安機関

(4) 町(消防機関)

(5) 警察

(6) 県(防災危機管理課)

(7) 中国四国産業保安監督部(保安課)

2 「ガス漏れ事故等」とは、次の各事項に掲げるものとする。

(1) ガス漏れ事故

(2) ガス漏れの疑いの通報のあったもの

(3) ガス爆発事故

(4) ガス火災

- (5) 故意によるガス放出事故
- (6) その他対応を必要とするガス事故

3 応急対策

(1) ガス消費者の措置

ア ガス漏れ事故等を発見したときまたはガス漏れ事故等の事実を知らされたときは、ガスの消費を中止するなどの応急措置を講じるとともに、ガス供給業者、保安機関または消防機関に通報する。

イ ガス漏れ事故等によりガスの消費を中止したときは、ガス供給業者によって安全性が確認されるまでは、ガスの消費を再開してはならない。

(2) ガス供給業者の措置

ア ガス消費者等から通報があったときまたは自ら発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。

イ ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめ町(消防機関)と協議された事項に基づいて、町(消防機関)に必要に応じ協力し、または指示を求めて速やかに初動措置を講じ、事故の拡大防止に努めなければならない。

ウ ガスの供給を停止したときは、当該供給先の安全性を確認した後でなければ供給を再開してはならない。

(3) 保安機関の措置

ガス消費者等から通報があったときまたは自らが発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。

(4) 町(消防機関)の措置

ア ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめガス供給業者と協議された事項に基づき、速やかに初動措置を講じなければならない。

イ ガス漏れ事故等の状況により災害が拡大、波及する恐れがある場合は、関係機関と連絡をとり、警戒区域の設定、負傷者の救出、避難、立入制限、火気使用制限等の措置を講じるものとする。

(5) 警察の措置

ガス漏れ事故等の状況により、関係機関との連絡をとりながら、警戒区域の設定、避難広報及び誘導、立入禁止、交通規制、負傷者の救出等の措置をとり、被害の拡大防止に努めるものとする。

(6) 県の措置

事故の状況により、関係機関との連絡をとりながら必要に応じて、情報等の収集、伝達及び技術的助言等を行い、事故の拡大防止に努めるものとする。

その他第3項の場合に準じた措置を講じる。

4 事前対策

ガス供給業者と町(消防機関)は、ガス漏れ事故等が発生した場合に備えて、次の事項についてあらかじめ協議を行い、相互に文書でその内容を確認し、防災体制を確立しておくものとする。

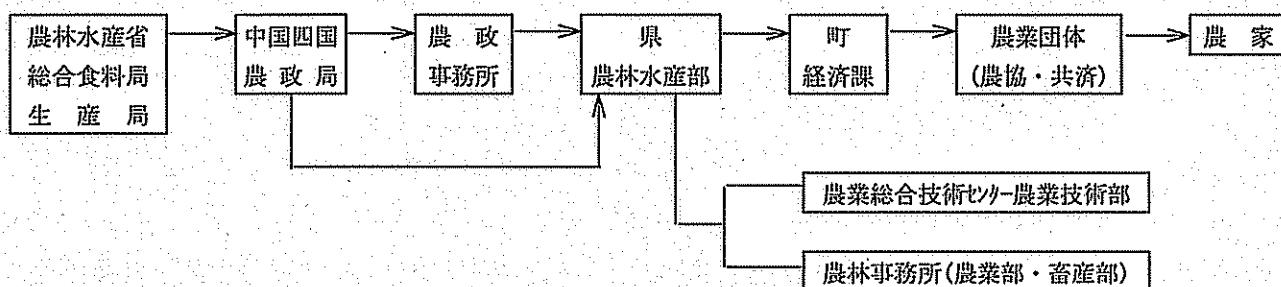
- (1) 連絡通報体制
- (2) 出動体制
- (3) 現場における連携体制
- (4) 任務分担
- (5) 事後の措置
- (6) 共同訓練等の実施
- (7) その他必要な事項

第3節 農産物対策計画

第1項 実施機関

【県(農業経営課・農業振興課・畜産振興課・農林総合技術センター農業技術部(病害虫防除所)・農林事務所(農業部・畜産部)・町(経済課)・関係機関】

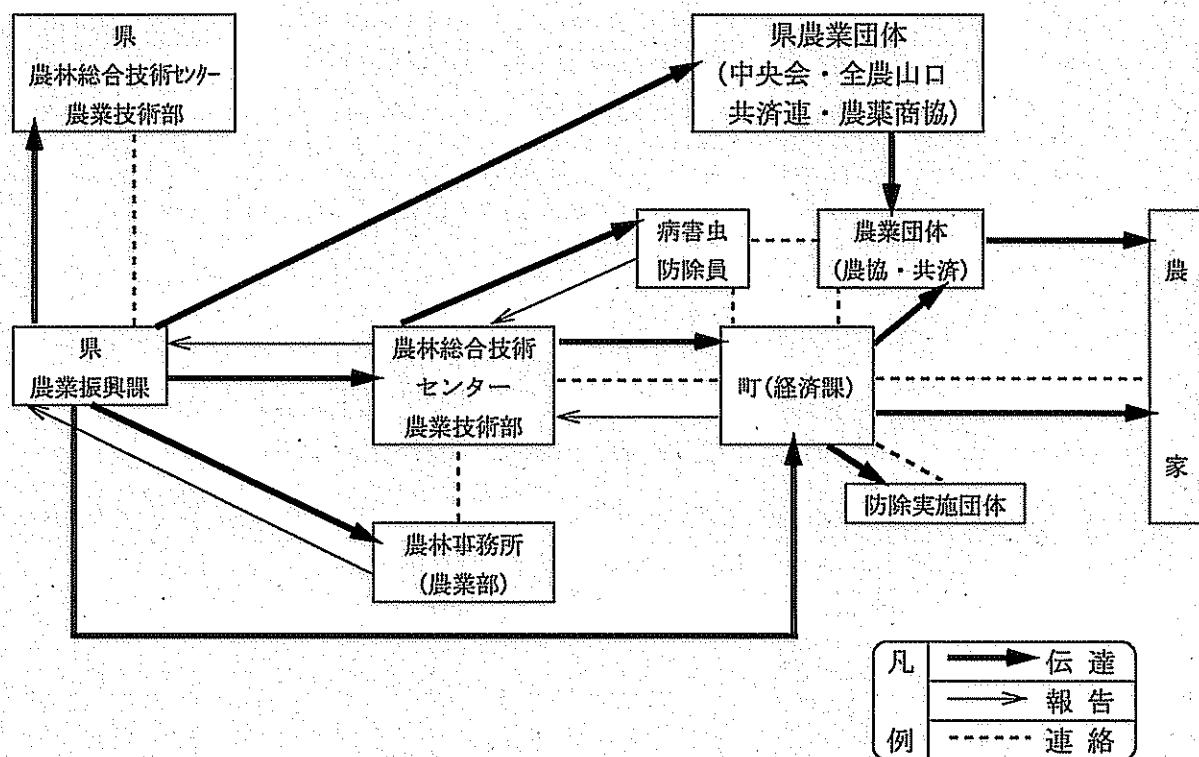
農産物対策全般の実施系統は次のとおりである。



第2項 病害虫防除対策(植物防疫法)【県(農業振興課)】

1 病害虫発生予察

予察実施体系は次のとおり。



(1) 病害虫被害に関する条件と診断

病害虫発生予察に基づいて発生条件等を検討し、今後の推移を確認し警報を適宜、関係機関及び農家に連絡する。

(2) 病害虫被害に関する技術対策

病害虫発生予察情報に基づいて、病害虫防除所、普及所、農協等と協議し、防除計画を樹立して防除の方法、時期等の徹底を図り、農協は各区単位で一斉または協同防除を実施するよう努める。

(3) 病害虫被害に関する援助対策

- ア 病害虫多発にともなう農作物生産に多大の減収及び農家経済に影響を及ぼすことが大である場合は、国、県の援助を要請し、町においても予算の範囲内で、農業協同組合を通じて、農家に援助することがある。
イ この場合の取り扱いは、災害の種類に応じてその都度これを定める。

2 防除体制

(1) 病害虫防除計画の作成及び指導

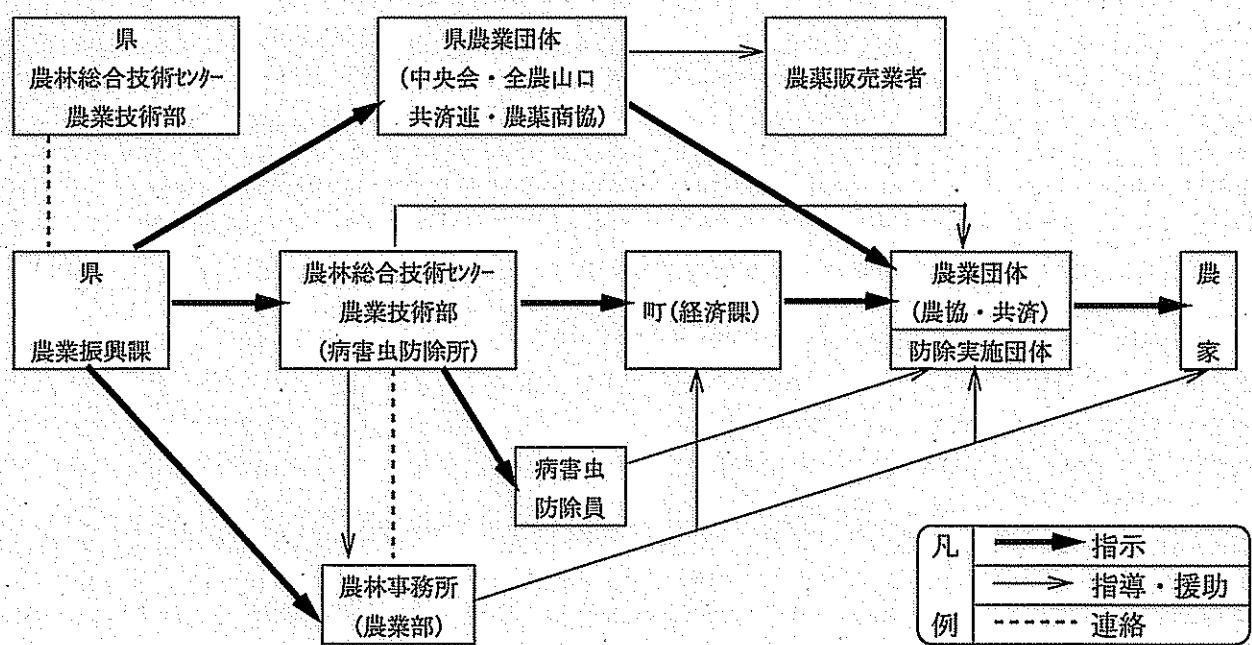
町は、県農林水産部と協議の上、防除計画を作成するとともに農家に防除を実施するよう指導する。

(2) 防除活動

町は、必要に応じ地区毎に病害虫防除班を設置し、次の措置を講じるものとする。

- ア 防除技術指導を行うこと。
イ 常に正確な発生状況を把握し迅速適確な連絡を行うこと。
ウ 被災地が広大で、集団的に一斉に病害虫の防除を実施する必要があるときは、知事に対し、緊急防除の申請を行う。

(3) 病害虫防除対策実施体系図



3 農薬等の確保措置

農薬等防除資材の需給調整について、県は山口県植物防疫農作業安全協会の協力を求めるものとする。

第3項 生産技術指導

特に被害度の高い風水害対策について広報機関等を利用して普及に努めるとともに、直接農家の指導に当たる。その他干害、冷害、凍霜雪害等については被害の様相に応じて適切な指導を行う。

- 1 水稲関係の対策
台風来襲時の灌漑、台風後の排水、泥土の洗除、二次的に発生する病害虫対策
- 2 果樹、野菜その他の作物関係の対策
防風垣、柵の修理、補強、排水、中耕その他による生育促進、二次的発生する病害虫対策

第4節 家畜管理計画

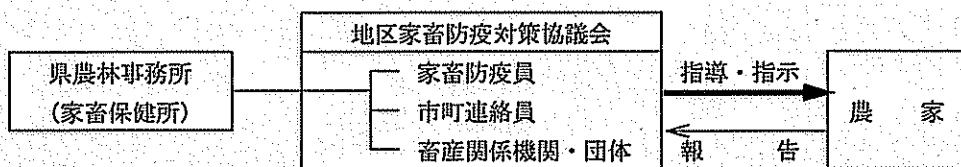
第1項 実施機関

【県(畜産課・農林事務所(家畜保健衛生所))・町(経済課)・関係機関】

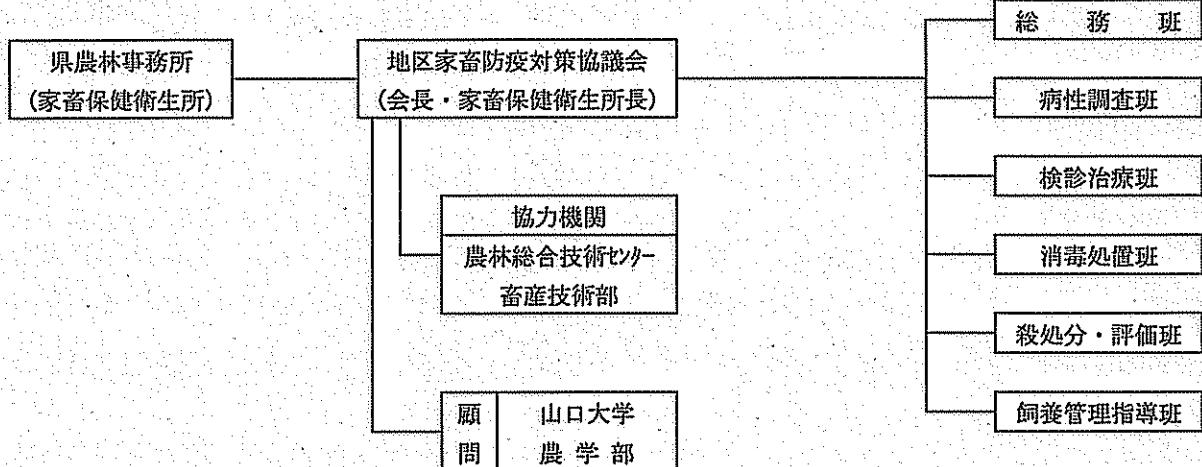
1 実施機関及び関係機関

- (1) 被災地における家畜伝染病予防対策は、県農林事務所(家畜保健衛生所)を中心とする地区家畜防疫対策協議会が実施する。
- (2) その他、家畜及び家畜関係の被害の拡大を防除するための応急対策は、町が実施する。

2 連絡体系



3 活動組織



第2項 家畜伝染病予防対策(家畜伝染病予防法)【県畜産課】

1 組織

- (1) 農林事務所(北部家畜保健衛生所)
- (2) 地区家畜防疫対策協議会の構成

農林事務所(家畜保健衛生所)、健康福祉センター(環境保健所)、県畜産振興協会、町(経済課)、全国農業協同組合山口県本部、県獣医師会、農業協同組合、農業共済組合、酪農関係団体、養豚関係団体、養鶏関係団体、県家畜商業協同組合支部

2 活動内容

地区家畜防疫対策協議会が編成する防疫組織は、次の業務を行う。

(1) 総務班

- ア 家畜伝染病に関する啓発指導
- イ 情報収集及び連絡、報告
- ウ 防疫用資材の調達、あっせん、配分

(2) 病性調査班

- ア 疑似患畜及び患畜の病性鑑定並びに疫学的調査
- イ 発生源及び感染経路の探求調査

(3) 検診治療班

- ア 防疫地図の作成
- イ 家畜伝染病予防法による検査、注射の実施及び協力
- ウ 疑似患畜の検診、治療

(4) 消毒処理班

- ア 発生畜舎、予防指定地域に対する消毒指導
- イ 死亡獣畜、出荷できない生産物等の埋却、焼却等
- ウ 疑似患畜及び患畜または死亡獣畜等の輸送措置及び指導
- エ と畜場及び死亡獣畜処理場との連絡

(5) 殺処分・評価班

- ア 患畜及び擬似患畜の殺処分
- イ 殺処分家畜及び埋焼却等を行う生産物等の評価

(6) 飼養管理指導班

- ア 飼養管理の失宜による疾病発生防止指導
- イ 家畜管理資材の確保及び調達指導

第3項 被災家畜の管理場の確保

家畜飼養頭数の多い地域で、特に水害多発地域においては、被災家畜の管理対策を準備しておくものとする。

1 管理場の設置基準

- (1) おおむね 3.3 m^2 当たり、大家畜1頭、大中豚3頭、小豚10頭、めん羊3頭、鶏15羽を収容基準とし、排水良好な地点(場所、施設)とする。
- (2) 大家畜、めん羊は繋養を原則とし、その他の家畜は追込式とする。

2 確保のための措置

町は、水系及び発生する災害の程度を考慮して、場所、施設の選定及び資材の所在、輸送等について関係機関、団体及び周辺関係者と協議しておくものとする。

3 管理者の確保基準

大家畜10頭、中家畜20頭、小家畜100羽につき管理者1人の割合で、町の関係地区ごとにあらかじめ予定しておくものとする。

第4項 飼料の確保及び調達、配給方法

1 粗飼料

県は、全国農業協同組合連合会山口県本部等に対して粗飼料の確保及び輸送を依頼する。

2 濃厚飼料

県は、全国農業協同組合連合会山口県本部等に対して、濃厚飼料の確保及び輸送を依頼する。

第4編 復旧・復興計画

第1章 被災者の生活再建計画

第1節 被災者の生活確保

地震等の災害により被害を受けた町民の速やかな再起が図られるよう町等は、被災者に対する生活相談、租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免、住宅・援助資金の貸付等について必要な措置を講じる。

第1項 生活相談【町・県・警察・関係防災機関】

地震発生後から被災者、一般町民、マスコミ、国、地方公共団体等各方面から、様々な問い合わせ、要望が数多く寄せられ、それらに的確・迅速に応えるためには、総合的な情報提供及び相談窓口の開設が必要となることから、町等は、次の措置を講じるものとする。

機関名	措置事項										
町	<p>1 災害が発生した場合、応急対策を実施する一方、各種生活情報の提供に努めるとともに、被災者のための相談所を町役場本庁舎、支所に設置し、苦情または要望事項等を聴取し、その解決を図る。</p> <p>2 相談、苦情等のたらい回しの防止及び各対策部が実施している応急対策等に係る情報を町民へ効果的に提供するため、総務課等に被災者総合相談窓口を設置し情報提供、相談業務の一元化を図る。</p> <p>(1) 配備課 町民等からの被害相談の窓口として、次の各課等は職員を被災者総合相談窓口に配置するものとする。① 総務課 ② 福賀、宇田郷各支所</p> <p>(2) 関係課 町民等からの被害相談に対応するため、下表に掲げる各課は職員を課内に配置するものとする。なお関係課については被害状況等を考慮し、町長の判断により追加等を行うものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>所属</th><th>相談内容等</th></tr></thead><tbody><tr><td>住民課</td><td>① 税の減免及び徴収の猶予に関する事</td></tr><tr><td>民生課</td><td>① 介護保険料の減免及び徴収の猶予に関する事 ② 国民健康保険一部負担金の徴収の猶予または減免に関する事 ③ 廃棄物に関する事 ④ 生活福祉資金の貸付、母子寡婦福祉資金の貸付</td></tr><tr><td>経済課</td><td>① 中小企業に対する災害貸付、勤労者向け住宅・生活資金貸付 ② 農業制度融資資金の貸付 ③ 漁業制度融資資金の貸付</td></tr><tr><td>施設課</td><td>① 被災者に対する公営住宅の提供等</td></tr></tbody></table> <p>3 相談業務は、おおむね次のようなことが考えられ、各対策部から精通した者の派遣または外部団体の協力を得て、適切な対応を図る。</p> <p>ア. 福祉 イ. 融資・生活資金 ウ. 住宅 エ. 医療保健 オ. 物価 カ. 法律・税金 キ. 家屋解体・がれき処理 ク. 就業・保険給付 ケ. 教育 コ. 心のケア等</p>	所属	相談内容等	住民課	① 税の減免及び徴収の猶予に関する事	民生課	① 介護保険料の減免及び徴収の猶予に関する事 ② 国民健康保険一部負担金の徴収の猶予または減免に関する事 ③ 廃棄物に関する事 ④ 生活福祉資金の貸付、母子寡婦福祉資金の貸付	経済課	① 中小企業に対する災害貸付、勤労者向け住宅・生活資金貸付 ② 農業制度融資資金の貸付 ③ 漁業制度融資資金の貸付	施設課	① 被災者に対する公営住宅の提供等
所属	相談内容等										
住民課	① 税の減免及び徴収の猶予に関する事										
民生課	① 介護保険料の減免及び徴収の猶予に関する事 ② 国民健康保険一部負担金の徴収の猶予または減免に関する事 ③ 廃棄物に関する事 ④ 生活福祉資金の貸付、母子寡婦福祉資金の貸付										
経済課	① 中小企業に対する災害貸付、勤労者向け住宅・生活資金貸付 ② 農業制度融資資金の貸付 ③ 漁業制度融資資金の貸付										
施設課	① 被災者に対する公営住宅の提供等										

町	4 解決困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を講じる。 5 県、関係防災機関と連携を密にし、相談内容の対応への充実に努める。
県	被害復旧対策本部設置時には、必要に応じて総合政策部内に被害相談室を設置する。 また発災初期の混乱が収束したとき、町内の被災現場には、萩地方県民相談室が窓口となり、避難所の巡回または、臨時相談所が設置され、県民からの相談、要望、苦情を聴取することとしている。
警察	警察本部及び警察署、交番等もしくは現地の必要な場所に、臨時相談所を設置して、安否確認、治安等警察関係の相談に当たることとしている。
指定公共機関 指定地方行政機関	支店、営業所もしくは現地等の必要な場所に臨時相談所あるいは案内所等を設置し、所管業務の相談に当たることとなっている。

第2項 職業あっせん・雇用保険の給付対策等【山口労働局・公共職業安定所】

地震等の災害により、失職した者の雇用確保のため、労働局、公共職業安定所及び県(商工労働対策部)は、職業相談、求人開拓、職業のあっせん等を行うとともに、雇用保険の失業等給付及びこれに必要な措置を講じるとしている。

1 職業あっせん計画

(1) 県(労働政策課)が行う措置

ア 震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、町の被災状況等を勘案の上、公共職業安定所と緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ、速やかにその斡旋を図るものとする。

また他県等への就職希望者については、他県等と連絡調整を行い、雇用の安定を図るものとする。

イ 早期再就職を促進するため、被災地を管轄する公共職業安定所を通じ、また自ら次の措置を講ずる。

(ア) 職業相談

公共職業安定所職員を前項に記述する相談所もしくは現地に派遣し、被災者に対して職業相談を実施する。

(イ) 求人開拓

被災者の希望する求職条件に基づき、公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、他県に対しても求人開拓を依頼する。

(ウ) 職業の斡旋

職業相談、求人開拓の結果に基づき、現地において災害復旧工事に従事することを希望した者に対しては、当該事業を紹介し、県内の他の地域または他県等を希望する者に対しては、それぞれ希望に応じた職業紹介するように努める。

(エ) 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用

他の職種等への転換希望者等に対しては、職業訓練の受講、転換給付金等を活用して被災者の雇用の確保に努める。

(2) 公共職業安定所の措置

地震等の災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人、求職の動向を速やかに把握するとともに、上記の措置を行い、離職者の早期再就職を図るものとする。

2 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

(1) 県(労働政策課)の措置

県は、雇用保険の取扱いに関し公共職業安定所が実施する措置について、指導・助言する。

(2) 公共職業安定所の措置

ア 証明書による失業の認定

被災地域を所管する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭出来ない受給資格者に対して、証明書により事後認定を行い、失業給付を行うものとする。

イ 激甚災害に係る休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、当該地震災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることが出来ない雇用保険の被保険者(日雇労働被保険者は除く。)に対して、失業しているものとみなし、基本手当を支給するものとする。

3 被災事業主に関する措置

(1) 労働保険料の徴収の猶予等

災害により被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長、滞納金もしくは追徴金の徴収免除または労働保険料の納付の猶予等の措置を講じるものとする。

(2) 制度の周知徹底

制度の周知に当たっては、自らの広報に加え、町及び労働保険事務組合等関係団体に対して当該適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。

第3項 租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免

各機関の租税の期限の延長・徴収の猶予及び減免の措置は、次のとおりである。

実施機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱い
税務署	国税に関する法律に基づく全ての申告、申請、請求、届出、その他の書類の提出、納付または徴収に関する期限の延長及び納税の猶予、所得税の減免、給与所得者の源泉所得税の徴収猶予。
県	被災した納税者または特別徴収義務者に対して、地方税法及び山口県条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。 また市町においても適切な対応がなされるよう助言するものとする。
町(住民課)	町が賦課する税目に関して、地方税法及び町条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免についてそれぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。

※ 地方税の減免基準については、各省から各都道府県知事あて「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」の通達がなされ、この中で、主な税目ごとの減免基準が示されている。

第4項 国民健康保険税、国民健康保険一部負担金、介護保険料の徴収の猶予及び減免

【町(住民課、民生課)・県】

1 町

町は、被災した納付義務者に対して国民健康保険法、介護保険法及び町条例等に基づき、国民健康保険税、国民健康保険一部負担金、介護保険料の徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。

2 県

県は、町に対し国民健康保険税、国民健康保険一部負担金、介護保険料の徴収の猶予及び減免の取扱いについて、適切な対応を行うよう指導する。

第5項 住宅の建設【町(施設課)・県】

地震等の災害により居住していた住宅を喪失した者については、住居確保が必要になる。

このため、喪失世帯のうち自力で住宅の再建が困難な低所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図るとともに、自力で住宅建設を行う者に対しては公的資金の斡旋等を行うなどして住宅の再建を図る。

1 応急仮設住宅の建設

第3編 第12章 応急住宅計画による。

2 災害公営住宅の建設

町は、自己の資力では住宅の再建が困難な低所得者に対しては、公営住宅法に基づき、災害公営住宅を建設する。

県は、被害が甚大で、町において建設が困難な場合に、公営住宅法に基づき、災害公営住宅の建設を行うとしている。

3 既設公営住宅等の修理

町は、災害により被災した既設の公営住宅、既設の改良住宅の修理を速やかに行い、住居の確保を図る。

4 住宅資金の確保

(1) 独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資のあっせん

独立行政法人住宅金融支援機構が行う災害関連融資として、「災害復興住宅資金融資」、「災害予防関連融資」がある。

ア 災害復興住宅資金

地震、暴風雨等の災害により住宅が滅失または損傷した場合には、必要な資金の融資を受けることが出来る。

このため、町は、被災地のり災家屋の状況を速やかに調査し、住宅金融支援機構が指定する災害に該当するときは、融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図るものとする。

この場合、資金の融通を早くするため、市町においては、被災者が住宅金融支援機構に対して負うべき債務を保障するよう努めるものとする。

イ 災害予防関連住宅融資

(ア) 地すべり等関連住宅融資

地すべり等防止法第24条第3項により知事の承認を得た関連事業計画、または土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第25条第1項の規定による知事の勧告に基づいて、地すべり等による被害を被るおそれのある者が、家屋の建設もしくは移転または土地もしくは借地権を取得しようとするとき貸し付けられる。

(イ) 宅地防災工事資金融資

宅地造成等規制法第16条第2項、第17条第1項、第2項、第21条第2項、第22条第1項、第2項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項、第10条第1項、第2項または建築基準法第10条第1項、第3項による勧告または命令を受けた者が、当該勧告または命令に係る擁壁、排水施設の設置、のり面保護等の防災工事を行うときに貸付けられる

(2) その他の災害関連住宅資金の確保

低所得者世帯、障害者世帯及び母子・寡婦世帯が、災害により滅失した家屋の再建をする場合においては、生活福祉資金の住宅資金貸付け、母子・寡婦福祉資金の住宅資金貸付けを受けることが出来る。

ア 生活福祉資金の住宅資金

低所得者世帯または身体障害者世帯が、住宅の増改築、拡張、補修または保全に必要とする経費については、生活福祉資金の住宅資金の貸付けを受けることが出来る。

災害により特に必要な場合は、貸付け限度額据置期間等について優遇措置が講じられる。

イ 母子・寡婦福祉資金の住宅資金

資金貸付けの対象者が、災害による被害を受けたときは、福祉資金住宅資金の貸付けに際して、限度額、据置期間の延長、支払い猶予等の優遇措置が講じられる。

第6項 生活資金の確保【町(民生課、経済課)・社会福祉協議会・県】

災害により住居・家財等に被害を受けた者(個人)が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、各種融資制度が設けられている。このため、町は、これら資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対する広報活動を実施するとともに、希望者に対しては、積極的に相談・指導等を行う。

1 生活福祉資金の貸付け

低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の助長促進を目的として設けられ、救助法の適用を受けるに至らない小災害等により負傷または住居・家財等に被害を受けた低所得世帯に対して貸付けられるものとして、災害援護資金がある。貸付業務は、県社会福祉協議会が、民生委員及び町社会福祉協議会の協力を得て、必要な資金の融資を行うこととなっている。

○ 申込先(町社会福祉協議会)

○ 種類(更生、福祉、住宅、修学、療養・介護、緊急小口、災害援護)

2 母子・寡婦福祉資金の貸付け

母子福祉資金、寡婦福祉資金とも災害を受けたことを条件とした融資ではないが、災害の場合、据置期間の特例が設けられている。

(1) 母子福祉資金

配偶者のいない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するために貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

○ 種類

事業開始、事業継続、修学、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚、特例児童扶養

(2) 寡婦福祉資金

寡婦(配偶者と死別、離婚した女子であつて現に婚姻していない者、配偶者の生死が明らかでない女子等)に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

- 種類(特例児童扶養資金以外の母子福祉資金と同じ)
- 申込先(民生課)

3 県市町中小企業勤労者小口資金

県内に1年以上居住し、中小企業の同一事業所に1年以上勤務している者等に対して貸付けられるもので、貸付けは、町が指定した金融機関が行う。

- (1) 貸付限度額 災害資金—100万円以内
- (2) 償還期間—4年以内
- (3) 利率年—2.5%

4 災害援護資金の貸付け

救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負いまたは家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立直しに必要な資金を貸付けるもので町が貸付を行う。

貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件
<p>救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷または家財等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年所得が、次の額未満の世帯に限る</p> <p>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額。 但し住居が滅した場合は、1,270万円</p>	<p>(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)</p> <p>(2) 実施主体町(条例)</p> <p>(3) 経費負担 国 2/3 県 1/3</p> <p>(4) 対象災害 山口県において救助法による救助が行われた災害</p>	<p>貸付区分及び貸付限度額</p> <p>(1) 世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円以内</p> <p>(2) 家財等の損害</p> <p>ア 家財の1/3以上の損害 150万円以内 イ 住居の半壊 170万円以内 ウ 住居の全壊 250万円以内</p> <p>エ 住居全体の滅失もしくは流出またはこれと同等と認められる特別の事情が認められる場合 350万円以内</p> <p>(3) 上記(1)と(2)が重複した場合</p> <p>ア (1)と(2)のアの重複 250万円以内 イ (1)と(2)のイの重複 270万円以内 ウ (1)と(2)のウの重複 350万円以内</p> <p>(4) 次の何れかの事由に該当する場合 であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別事情がある場合</p> <p>ア (1)に該当せず(2)のイの場合 250万円以内 イ (1)に該当せず(2)のウの場合 350万円以内 ウ (1)に該当せず(3)のイの場合 350万円以内</p>	<p>(1) 貸付申請時期 被害を受けた後3ヶ月以内</p> <p>(2) 据置期間3年 (特別事情の場合5年)</p> <p>(3) 償還期間10年 (内据置期間3年) 特例: 据置期間5年 償還期間 5年</p> <p>(4) 儻還方法 年賦または半年賦</p> <p>(5) 貸付利率 年3%</p> <p>(6) 保証人 原則として同一市町に居住する者1人</p>

第7項 災害弔慰金等の支給【町(民生課)・県】

町は、自然災害により死亡した者の遺族に対して、災害弔慰金を、また精神もしくは身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

種別	対象となる災害	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給制限方法等
災害弔慰金	1 町の区域内において、住居滅失世帯数が5以上である場合	1 阿武町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年5月27日条例第18号)	死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母	1 死亡者が遺族の生計を主として維持していた場合 500万円以内	1 支給の制限 (1) 死亡が本人の故意または重大な過失による場合(町長判断)
	2 山口県内において、住居滅失世帯数が5以上の市町が3以上ある場合	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)		2 それ以外の場合 250万円以内	(2) 次に掲げる規則等に基づき支給される賞じゅつ金または特別賞じゅつ金を支給される場合
災害障害見舞金	3 山口県内において、救助法が適用された市町が1以上ある場合	2 実施主体 町	対象の災害により負傷しまたは疾病にかかり、それが治ったとき次に掲げる程度の障害を有する場合支給する	1 障害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合 250万円以内	ア 警察表彰規則 イ 消防表彰規定 ウ 賞じゅつ金に関する訓令
	4 救助法による救助が行われた市町をその区域に含む都道府県が2以上ある場合	3 経費負担 国 2/4 県 1/4 町 1/4	ア 両眼が失明したもの イ 咀嚼及び言語の機能を喪失したもの ウ 神経系等の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの カ 両上肢の用を全廃したもの キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ク 両下肢の用を全廃したもの ケ 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	2 それ以外の場合 125万円以内	(3) その他町長が支給を不適当と認める場合
					2 支給方法等町が被害状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する

第8項 災害り災者に対する援護措置

- 1 県は、救助法が適用されない災害において、り災した者に対して「災害見舞金支給要綱」に基づき、見舞金を支給することとしている。【県(厚政課)】

対象となる事項	金額
住家の前回、全焼または流出	1世帯につき 100,000円
住家の半壊または半焼	1世帯につき 100,000円
死 亡	死亡者1人につき 100,000円
重傷者	重傷者1人につき 50,000円

第9項 被災者生活再建支援金の支給

【町(総務課)・県(防災危機管理課)・被災者生活再建支援法人】

災害により被災者生活再建支援法の適用となる規模の被害が発生したとき、被災者からの申請に対して円滑に事務を実施出来るよう、この法に基づく運用取扱いについて必要な事項を定める。

1 被災者生活再建支援法の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

被災者生活再建支援法(以下「法」という。)は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

(2) 被災者生活再建支援法の適用

県の地域において、法の対象となる自然災害が発生した場合、その旨を公示し、被災世帯から申請があったときは、対象となる被災世帯への支援金の支給手続きを実施する。

ア 法の対象となる自然災害

(ア) 法の対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる被害。

(イ) 法の対象となる自然災害の程度

- a 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。
- b 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域に係る自然災害。
- c 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害。
- d aまたはbの市町を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町(人口10万人未満に限る)の区域に係る自然災害。
- e a～cの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町の区域に係る自然災害

2 被災者生活再建支援制度

(1) 支援金の支給対象となる被災世帯

ア 支援金の支給対象となる被災世帯

前述の1(2)(1)a～eの自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

イ 支援金の支給額

該当する世帯に支給される支給額は次表の2つの支援金の合計額となる。但し世帯人数が1人の場合は、各該当欄の支給額の金額は3/4の額となる。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 ((1)①に該当)	解体 ((1)②に該当)	長期避難 ((1)③に該当)	大規模半壊 ((1)④に該当)
支 給 額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補 修	賃借(公営住宅以外)
支 給 額	200万円	100万円	50万円

* 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(または補修)する場合は、合計で200万円(または100万円)

3 支援金の支給申請等

① 申請期間

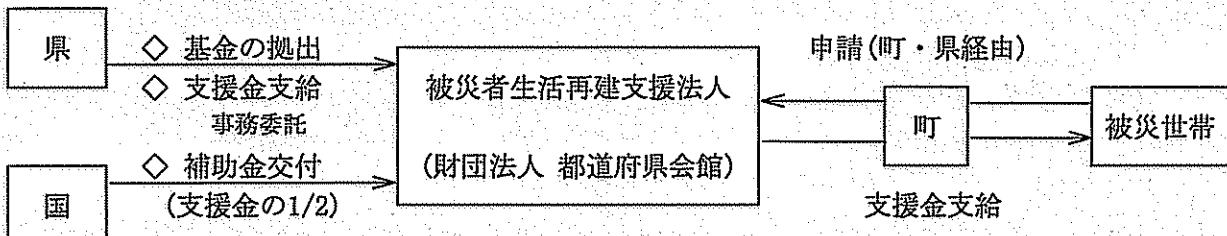
基礎支援金については、災害発生日から起算して13月以内、加算支援金については、災害発生日から起算して37月以内とする。

② 申請時の添付書類

- ア) 基礎支援金：り災証明書、住民票等
- イ) 加算支援金：契約書(住宅の購入、賃借等)等

③ 支援金支給に係る手続き

被災者からの支援金支給申請に係る県、市町、被災者生活再建支援法人、国(内閣府)の事務等の概要は次に示すとおり。



④ その他

平成19年12月14日から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律が施行されたが、改正法の公布日(平成19年11月16日)より前に生じた災害(平成17年台風第14号)については、なお旧法令が適用される。

第10項 その他の生活支援【町(経済課)・県】

1 物価安定対策

地震災害発生時には、交通、通信機能の麻痺等により流通機構の混乱等が生じ、食料品、日用品等生活必需物資の供給が円滑にできず、これに伴い物価等に影響が出ることが考えられる。

このため、消費者保護の観点から、次の対策を講じる。

(1) 相談体制

ア 「消費生活ダイヤル」の機能を充実し、消費生活相談窓口(経済課内)において、町民からの苦情、相談に対応する。

イ 売惜しみ、便乗値上げ等の疑いのある業者に対しては速やかに事実確認の上、不当な行為においては、是正指導を行う。

ウ 県は、既設の「物価ダイヤル」の機能を充実し、被災者総合相談窓口及び消費生活センターにおいて、県民からの苦情、相談に対応するとしている。

(2) 物価の安定と物資の安定供給

物価の安定を図るために、価格動向や需給状況について調査・監視を行うとともに、関係業界、国等へ要請を行い、円滑な物資の流通及び価格の確保を図る。

ア 県職員による調査・監視

生活関連物資及び応急復旧資材、緊急生活物資等について、関係対策部の応援を受けて、店頭価格、需給動向を調査する。

イ 民間調査員による調査・監視

(ア) 国、県及び町があらかじめ委嘱している「価格調査員」、「暮らしの相談員」、「物価モニター」の協力を得て、価格及び需給動向の調査をする。

(イ) 住宅需要の増加に伴う家賃の高騰を未然に防止するため、県は、家賃状況の動向把握について山口県宅地建物取引業協会等に対して協力を要請するとともに、賃貸住宅取扱業者に対する高騰抑制の要請指導等を実施するとしている。

(3) 国への要請

物価安定の緊急対策を図るために、必要に応じ、国に対し「生活関連物資等の買占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律」及び「国民生活安定緊急措置法」の発動並びに公共料金の値上げの凍結等必要な措置について実施するよう要請する。

2 郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

【指定公共機関(郵便事業株式会社・郵便局株式会社)】

災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 郵便業務関係

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(2) 為替貯金業務関係

ア 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し

イ 郵便貯金、国債等の非常貸付け

ウ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

エ 民間災害救援団体に対するボランティア口座寄附金の公募・配分

オ 国債の非常買取り

(3) 簡易保険業務関係

- ア 保険料払込猶予期間の延伸
- イ 保険料前納払込みの取消しによる保険還付金の即時払
- ウ 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払
- エ 解約還付金の非常即時払
- オ 保険貸付金の非常即時払

3 放送受信料の免除【指定公共機関(日本放送協会)】

非常災害があった場合、総務大臣が認可した範囲及び期間に係る放送受信料免除適用がある。

4 電話料金等の減免【指定公共機関(西日本電信電話株式会社)】

災害が発生しましたは発生のおそれがあるときは、臨時に料金または工事に関する費用が減免されることがある。

第11項 り災証明

り災証明は、公共団体が、被災者の応急的、一時的救済を目的として実施する各種施策等に必要なもので、その発行については迅速、円滑な対応が求められる。

大規模災害の場合、証明に必要な調査、発行手続き等に混乱を来すことが考えられるため、以下の事項について定める。

1 り災証明の対象

- (1) 全壊、流失、半壊、床上浸水、一部損壊、床下浸水
- (2) 火災による全焼、半焼、水損

2 り災証明を行う者 町長、消防長等

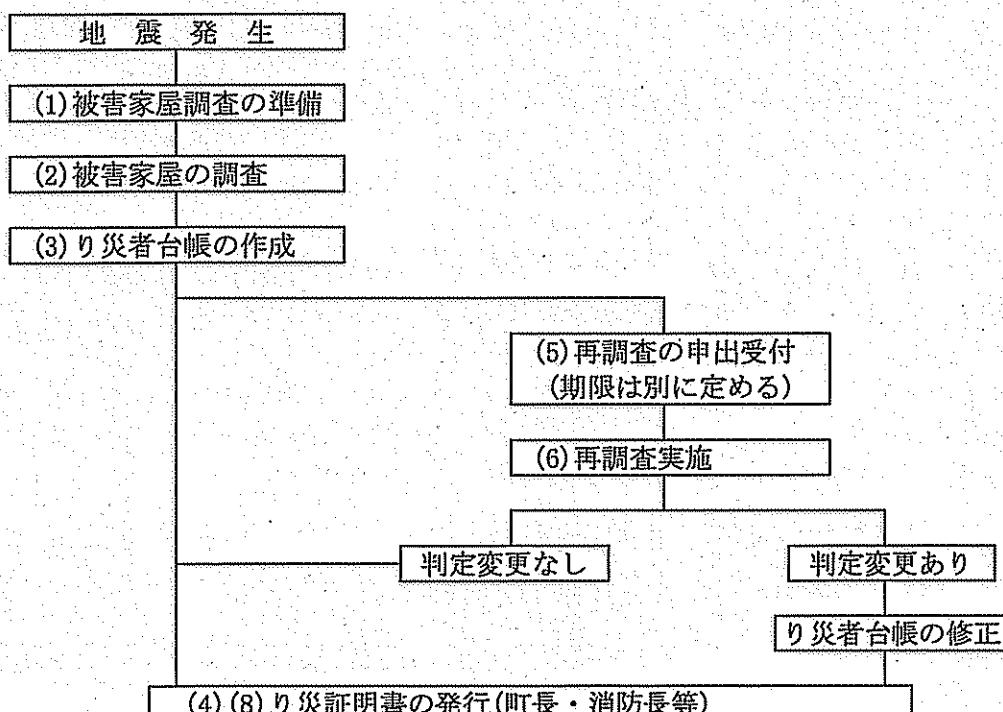
3 り災証明の発行

- (1) り災証明の申請者は、り災対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者
- (2) 発行は、1世帯1枚とする。

4 被害家屋の判定基準

り災証明を発行するに当たっては、適正な家屋被害の判定が必要となる。この判定には、被害程度の認定基準によるが、1棟全体で、部位別に表面的に判断出来るよう別紙「被害家屋損害割合判定表(神戸市の様式例)」を用いる。

5 り災証明発行事務の流れ



(1) 被害調査の事前準備

- ア 必要に応じて、被災地域の航空写真の撮影準備
- イ 事前調査の実施(調査全体計画の判断に使用するための被害全体状況を把握)
- ウ 調査概要の検討及び全体計画の作成
- エ 調査要員の確保

(ア) 町職員

- (イ) ボランティア(建築士等)
- (ウ) 隣接、近接市町、県職員の派遣要請

オ 調査機材の準備

- (ア) 調査票等調査携行品の調達、準備
- (イ) 調査地図の準備(住宅地図等)
- (ウ) 調査員運搬用車両の手配

カ その他

- (ア) 調査地区割りの検討
- (イ) 応援者の宿泊場所の確保等

(2) 家屋調査の実施

ア 調査期間

被害規模を勘案の上、迅速、正確を期す観点から必要な期間を設定する。

イ 調査方法

(ア) 航空写真の撮影

被害状況を把握するため、航空写真を必要とする場合は、地震災害発生後おおむね2週間以内に被災地の航空写真を撮影する。縮尺は、個々の被害状況が判別出来る程度とする。

(イ) 1次調査

被害家屋を対象に2人1組で、外観から目視調査をする。

(ウ) 2次調査

1次調査の結果で不服のあった家屋及び1次調査が出来なかつた家屋について、申し出に基づき2人1組で1棟ごとに内部立ち入り調査を行うなどして、正確を期する。

ウ 調査体制(担当課)

調査連絡班(住民課)及び建築班(施設課)を設置し、必要に応じ、その他の応援を得て調査に当たる。

(3) り災者台帳の作成

被害調査の判定結果、家屋(課税台帳等)、地番、住民基本台帳等のデータを集積した「り災者台帳」を作成するが、これをもって、り災証明発行の基本台帳とする。作成は住民課の協力を得て総務課または民生課がこれに当たる。

(4) り災証明書の発行

り災者台帳に基づき、町長は、申請のあった被災者に対し、り災証明書を発行する。

(5) 再調査の申出と再調査の実施

1次調査の判定に不服のある者、調査のできなかつた家屋等に係る再調査は、町長等が別に定める「再調査の申出期間」中に申出があつた場合に限り行うものとする。

6 り災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置

被災者への周知のための広報活動を実施するとともに、災害対策を実施する各班の所掌事務に基づきり災証明書の発行及び相談窓口を設置する。

第2節 義援金及び見舞品の受入れ・配分

地震災害等の大規模な災害が発生した場合、町内はもとより、県内、全国、外国から多数の義援金品が寄せられ、寄託された義援金品は、被災者にとって大きな支えとなる。

この寄託された義援金品を、迅速・確実に被災者に配分するため、受付、保管、輸送等について、町が取る対応について、必要事項を定める。

第1項 義援金品の受付【町(民生課)】

- 1 義援金品の寄託は、発災当日から行われることが予想されるため、発災後おおむね12時間以内に受付窓口を開設するよう努める。
- 2 義援品は、原則として補修または修繕をするもの及び中古衣料、中古雑誌等で使用に耐えないもの、また腐食しやすい食料品等は受け付けないものとする。なお有効活用の観点から、被災者ニーズの把握に努める。
- 3 義援金品寄託者への配慮及び円滑な受付業務を行うため、募集窓口の連絡方法、口座番号、必要とする義援物資の種類、物資搬送場所、募集期間等について、報道機関の協力を得て広報し、寄託者等への周知を図る。募集方法は、町単独あるいは県、日赤山口県支部と共に、協力して行うものとする。
- 4 受付にかかる対応は、次のとおりである。
 - (1) 義援金品の受付のため、災害救助部は、受付窓口を町役場内に開設する。
 - (2) 義援金受付のために普通預金口座を開設する。
 - (3) 他の地方公共団体等から町長あての見舞金は、災害救助部において受け付ける。
 - (4) 町が直接受領した義援金品について、寄託者に受領書を発行する。
 - (5) 義援品の受入れについては、あらかじめ指定している緊急輸送拠点のうちから適当な箇所を選び、管理責任者を配置する。なお義援金品の受付は、短期間のうちに正確かつ迅速に行う必要があることから、他の部からの応援を得て実施する。また県、他の市町へも応援要請を行うものとする。

第2項 義援金品の保管【町(民生課)】

1 義援金

義援金については、被災者に配分するまでの間、阿武町長名義の普通預金口座を設け、払出しまでの間預金保管する。

2 義援品

義援品は、町が直接受領したもの及び県、日赤山口県支部が受け入れ、配送されるものも併せて、あらかじめ定めている保管場所に保管する。

但し災害の状況によっては、臨時に集積場所を定めて保管する。

第3項 義援金品の配分及び輸送

町長は、義援金品の配分を公平適切に行うため、配分委員会等の組織を設置し、同委員会で定める配分計画に基づき、配布する。

1 義援金

- (1) 町に直接寄託された義援金及び県、日赤山口県支部等から送金を受けた義援金について、り災証明書をもとに、被災者に直接または指定の口座に送金するものとする。
- (2) 寄託者が、配分先や使途を指定した義援金を受け付けた場合は、その寄託先が自己の責任において処理することとする。

2 義援品

- (1) 義援品の配布については、避難所、在宅における被災者等の実態をよく把握し、公平に物資が行きわたるよう配慮することが必要である。
- (2) 配布にあたっては、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得るものとする。

機関名	措置内容
県	<ol style="list-style-type: none">1 災害が複数の市町にわたる場合において、県が受け付けた義援金品の被災市町への配布決定は、配分委員会等において行う。2 義援品は、必要車両を借り上げ、市町が指定する場所まで輸送し、市町に引き渡すものとする。
日赤山口県支部	<ol style="list-style-type: none">1 日赤山口県支部に寄託された義援金品の市町への配分については、県災害対策本部の意見を聴き、県支部長が決定する。但し災害が2県以上にわたる場合は、本社の指示に従う。2 義援金は、上記の決定に基づき、被災市町へ送金する。

第3節 生活必需品、復旧資機材等の供給

被災地における民生の安定を図り、社会生活の正常化を早急に実現するため、生活必需品、復旧資機材等の適正な価格による円滑な供給の確保、物資の滞貨の解消、原材料等の安定供給の確保について、県は次の措置を講じることになっている。

【県(県民生活課・商工労働部・農林水産部・土木建築部)】

1 生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。

2 特定物資の指定等

状況により特定物資の指定を行い、適正価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告または公表を行う。

3 関係機関等への協力要請

生活必需品、復旧資材等の著しい不足、価格の異常な高騰を防ぐことを目的として、国、他県、事業者及び関係団体等に対して、必要に応じ次の協力要請を行う。

- (1) 情報提供
- (2) 調査
- (3) 集中出荷
- (4) その他の協力

第2章 公共施設の災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧の基本方針

災害により被害を受けた公共施設の復旧は、第3編による応急対策を講じた後実施することになる。

被災した施設の管理者は、原形復旧を基本としつつも、再度災害の防止を考慮に入れ、耐震性の向上等の観点から必要な改良復旧、耐震、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立して、早期に復旧事業が完了するよう努めるものとする。

第2節 災害復旧事業の推進

【町(各対策部)・県】

災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが管理する公共施設の災害復旧計画を速やかに作成する。

第1項 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧事業は、おおむね次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川公共土木施設災害復旧事業
 - (2) 海岸公共土木施設災害復旧事業
 - (3) 砂防設備公共土木施設災害復旧事業
 - (4) 林地荒廃防止施設公共土木施設災害復旧事業
 - (5) 地すべり防止施設公共土木施設災害復旧事業
 - (6) 急傾斜地崩壊防止施設公共土木施設災害復旧事業
 - (7) 道路公共土木施設災害復旧事業
 - (8) 港湾公共土木施設災害復旧事業
 - (9) 漁港公共土木施設災害復旧事業
 - (10) 下水道公共土木施設災害復旧事業
 - (11) 公園公共土木施設災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 水道施設災害復旧事業
- 5 社会福祉施設災害復旧事業
- 6 公立学校災害復旧事業
- 7 公営住宅災害復旧事業
- 8 公立医療施設災害復旧事業
- 9 その他の災害復旧事業

第2項 災害査定の早期実施

災害発生後出来るかぎり速やかに公共施設の被害実態の把握及び必要な資料調製を行い、早期の災害査定または緊急査定の実施に努める。

なお査定に当たっては事前協議制度を活用するなど、迅速な査定が行われるよう努める。

第3項 災害復旧事業計画

- 1 災害復旧に当たっては、原状回復を基本としつつも、再度の災害防止の観点から可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
- 2 復旧事業の計画に際しては、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図る。
- 3 災害復旧に当たっては、事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業推進に努めるとともに環境汚染の未然防止等住民の健康管理についても配慮する。

第4項 技術職員の確保

町災害復旧事業において、被災施設の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足を生ずるときは、被災の免れた他の市町または県職員の派遣を求めて対処する。

この場合、市町相互間において協議が整わないときは、県に斡旋または調整を求めるものとする。

第5項 災害復旧事業に係る資金の確保

災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために、国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるよう努める。

1 国庫負担または補助

法律または予算の範囲内において、国が全部または一部を負担したまは補助して行われる災害

復旧事業の関係法令としては、次のものがある。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について(昭和39年8月14日建設省都市局長通達)
- (11) 生活保護法
- (12) 児童福祉法
- (13) 身体障害者福祉法

- (14) 知的障害者福祉法
- (15) 壳春防止法
- (16) 老人福祉法
- (17) 水道法
- (18) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について(平成13年3月16日厚生労働省事務次官通知)
- (19) 下水道法
- (20) 災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (21) 産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (22) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
- (23) 社会福祉施設災害復旧費国庫負担(補助)の協議について(昭和59年9月7日厚生省社会局長・児童家庭局長通知)

2 地方債

災害復旧事業等に関連して発行が許可される地方債としては、次のものがある。

- (1) 補助災害復旧事業債
- (2) 直轄災害復旧事業債
- (3) 単独災害復旧事業債
- (4) 公営企業等災害復旧事業債
- (5) 災害復旧事業債
- (6) 小災害債
- (7) 歳入欠かん債等

3 交付税

被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

- (1) 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
- (2) 普通交付税の繰上交付措置
- (3) 特別交付税による措置

第6項 激甚法に基づく激甚災害の指定促進

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の円滑、迅速な復旧を行う。

1 激甚災害に関する調査

町は、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告するとともに、県が実施する調査等について協力する。

2 激甚災害に対する特別な財政措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅等災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業

- ク 身体障害者更正援護施設災害復旧事業
 - ケ 知的障害者更生施設災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関等災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
 - (ア) 地方公共団体またはその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業
 - (イ) 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業
 - セ 滞水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置の特例(天災融資法が発動された場合適用)
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例(政府系金融機関)
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 災害公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - ク 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第7項 天災による被害農林漁業者等に対する救済

地震災害等の天災により多くの農林漁業者が多大の損失を被った場合に、農林漁業者等の経営安定を図ることを目的として、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」が制定されている。

この法律は、天災による被害の程度を総合的に検討し、国民経済に及ぼす影響が重大であると認められると「天災の都度」天災の指定を内容とする適用政令を制定することにより発動される。

このため、町は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期の発動を国に要請し、被害農林漁業者の救済を図るため、調査、報告、交付に係る事務手続きについて必要な事項を定める。

第3節 計画的な復興

【町(各対策部)・県】

大規模な災害により地域が壊滅状態となった場合、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する大規模事業となることから、町は県と連携を図り、復興計画を作成するとともに、推進体制の整備をし、計画的な復興を進める。

第1項 復興計画の策定

1 計画策定組織の整備

学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする計画策定検討組織を設置する。

2 計画策定の目標

再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

3 復興計画の策定

- (1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。
- (2) 計画策定に当たっては、建築物や公共施設の耐震・不燃化等を基本的な目標とする。
- (3) ライフラインの共同収容施設については、各事業者と調整を図り進めること。
- (4) 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により解消に努める。

4 住民への情報提供

復興計画の策定に当たっては、住民への情報提供をし、コンセンサスづくりに努めるものとする。

第2項 復興計画の推進

事業の実施に当たっては、県、町等関係機関による横断的な推進組織を設置し、事業の計画的推進を図る。

第3章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画

第1節 被災中小企業者の援助措置

中小企業者が被災したときの救済援助措置は、主に公的資金の融資及び信用保証により措置される。

このため、県は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金並びに事業資金の融資等が円滑に行われて、早期に経営安定が図られるよう、必要な措置を講ずるとしている。

【県(経営金融課)】

- 1 (株)日本政策金融公庫及び(株)商工組合中央金庫の政府系金融機関等の貸付制度による融資を促進するため、これら関係機関に対して、必要な要請を行う。
- 2 必要に応じて、県独自の融資制度を設け、被災者に対して低利、長期の融資を行う。
- 3 被災した中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会の積極的な保証増大を要望し、協力を求める。
- 4 地元銀行、その他の金融機関に対して、中小企業向け融資の特別配慮を要請し、協力を求める。
- 5 中小企業者の負担を軽減し復興を促進するため、激甚法の指定に必要な措置を講じる。
- 6 金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について、特別の取扱いを行うよう要請する。
- 7 中小企業関係の被害状況について迅速な調査を行い、再建のための資金需要について速やかに把握する。
- 8 町及び中小企業関係団体を通じて、災害時の特別措置について、中小企業者に対して周知、徹底を図る。

第2節 被災農林漁業関係者の援助措置

地震災害等により、被害を受けた農林漁業者(以下「被害農林漁業者」という。)または農林漁業者の組織する団体(以下「被害組合」という。)に対し、農林漁業の生産力の維持、回復と経営の安定化を図るため県は必要な資金の確保措置について迅速、適切に対応するとしている。

【県(農林水産政策課・農業経営課・森林企画課・水産振興課)】

- 1 農林漁業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者及び被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導、あっせん。
- 2 被害農林漁業者または被害組合に対する、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による、経営資金の融資措置の促進及び利子補給並びに損失補償の実施。
- 3 被害農林漁業者に対する、農林漁業金融公庫法に基づく、災害復旧資金の融資のあっせん並びに既貸付金の償還期限の延長措置。
- 4 農業災害補償法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請。
- 5 漁業災害補償法、漁船損害等補償法に基づく災害補償業務の迅速、適正化の要請。

第4章 金融計画

第1節 通貨の供給確保計画

【指定公共機関(日本銀行下関支店)】

日本銀行下関支店は、被災地域における人心の安定及び災害の復旧に資するため、災害復旧・復興に際して必要となる各種金融対策に必要な措置を講ずるとしている。

第1項 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節

1 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について、必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等、必要な措置を講ずる。

2 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、または通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡の上、各種輸送、通信手段の活用を図る。

3 通貨および金融の調節

必要に応じ適切な通貨および金融の調節を行う。

第2項 非常金融措置

1 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

(1) 決済システムの安定的な運行に係る措置

金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。

また必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講ずることを要請する。

(2) 資金の貸付

金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付を行う。

2 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議の上被災金融機関が早急に営業開始を行えるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ関係行政機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また日本銀行は災害の状況に応じ必要な範囲で適宜業務時間の延長または休日臨時営業を行う。

3 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

- (1) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- (2) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- (3) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めること、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- (4) 損傷銀行券および損傷貨幣の引換えについて、実績に応じ必要な措置をとること。
- (5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

4 各種措置に関する広報

災害応急対策対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。

とくに金融機関に対し、営業時間延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷銀行券・貨幣の引換え措置等について要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。